

宜 議 第 5 7 6 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石 川 慶

委員会審査結果について（報告）

第462回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 6 年 1 2 月 1 0 日	令 和 6 年 1 2 月 1 0 日	議案第77号
令 和 6 年 1 2 月 1 1 日	令 和 6 年 1 2 月 1 1 日	議案第84号、議案第97号、議案第98号、 議案第85号、議案第86号
令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	議案第77号、議案第84号、議案第85号、 議案第86号、議案第97号、議案第98号、 陳情第12号、陳情第18号、請願第 2 号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 7 7 号	令和6年度宜野湾市一般会計補正予算 (第8号)	令 和 6 年 1 2 月 8 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	原案可決 (賛成多数)
議 案 第 8 4 号	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例について	令 和 6 年 1 2 月 8 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	原案可決
議 案 第 8 5 号	宜野湾市職員定数条例の一部を改正す る条例について	令 和 6 年 1 2 月 8 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	原案可決
議 案 第 8 6 号	宜野湾市部設置条例の一部を改正する 条例について	令 和 6 年 1 2 月 8 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	原案可決
議 案 第 9 7 号	第五次宜野湾市総合計画基本構想の策 定について	令 和 6 年 1 2 月 8 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	原案可決
議 案 第 9 8 号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変 更について	令 和 6 年 1 2 月 8 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	原案可決
陳 情 第 1 2 号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
陳 情 第 1 8 号	学生議会開催について	令 和 5 年 9 月 1 2 日	—	継続審査
請 願 第 2 号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国 に要請することを求める請願	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年12月10日（火） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時57分 散会

○場 所 第3常任委員会室

出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	上里 広幸
委員	我如古 盛英

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	プリティ宮城ちえ
委員	宮城 政司

○欠席委員（0名）

○説明員（44名）

総務部次長	多和田 眞満
人事課長	上地 章弘
企画部次長	伊佐 真
企画政策担当主査	平良 りえ
プロジェクト推進 担当技幹	望月 利晋
秘書広報課長	吉村 純
市民経済部次長	本永 貴也
環境対策課長	當山 大和
観光スポーツ課長	外間 理子
企業誘致担当主幹	饒平名 文治
こども政策担当次長	浜里 郁子
障がい福祉課長	島袋 尚
児童家庭担当主幹	垣花 浅枝
介護長寿担当主幹	志良堂 孝
健康増進課長	山口 久美子
建設部次長	城間 勝也
道路整備課長	高江洲 強

税務課長	大道 優
給与係長	饒平名 直
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
プロジェクト推進室長	玉元 智
財政課長	比嘉 隼也
デジタル推進課長	宮城 竜次
市民協働課長	喜友名 和佳子
市民課長	宮良 弘美
産業政策課長	宮城 恵美
福祉担当次長	香月 直子
子育て支援課長	山城 隼人
児童家庭課長	玉代 勢桂
健康推進部次長	米須 之訓
国民健康保険課長	川満 勤子
健康増進担当主幹	池原 史真子
建築課長	普天間 朝信
消防次長	島袋 保

教 育 部 次 長	真 鳥 か お り	生 涯 学 習 課 長	佐 久 原 昇
文 化 課 長	浜 里 吉 彦	市 立 博 物 館 長	平 敷 兼 哉
指 導 部 次 長	津 島 美 智 子	指 導 課 長	新 川 健 次
指 導 担 当 主 査	比 嘉 祐 一	はごろも学習センター 所 長	棚 原 佳 乃
G I G A ス ク ー ル 担 当 技 幹	比 嘉 広 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	伊 佐 英 人

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）

第462回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和6年12月10日（火）第1日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）

○石川慶 委員長 これより議事に入ります。

議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費、14款予備費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。

当局の補足説明はございますか。

（「特にありません」という者あり）

○石川慶 委員長 では、質疑のある委員の皆様は挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 21ページの2款1項6目総務費、総務管理費、企画費の説明で02、GW2050 PROJECTS推進協議会負担金について質疑します。このGW2050 PROJECTS推進協議会の詳しい経緯、それから委託料というか、負担金がどういう兼ね合いがあつて、これから毎年こういう形で出ていくのかということで、姿がちょっと見えてこないの、資料を要求いたします。

それと、このGW2050 PROJECTS推進協議会が、民間主導とはなっていますが、政府からの予算も出ていますので、その予算はどういう予算が入ってきて、宜野湾市はどのように関わっていくのかということの資料を欲しいと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいまプリティ宮城ちえ委員の御質疑の補正予算書21ページ、2款1項6目、説明欄02、企画事務運営費のGW2050 PROJECTS推進協議会負担金につきまして、負担金の内容が分かる資料ということでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 負担金もですけども、このGW2050 PROJECTS推進協議会自体が、しっかりとした姿が見えてこないの、それも含めて、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 失礼しました。どういった組織体で、国の補助も活用してございますので、その内容が分かる資料ということでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。時系列についても。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 宜野湾市が関わる、このいきさつですね、そういった流れも含めて資料を提供したいと思います。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくをお願いします。補正予算書の21ページ、2款1項6目の普天間飛行場周辺まちづくり事業、委託料なのですけれども、594万円の総額になっているのですけれども、この事業の概要と増となっている理由をお聞かせください。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 上里委員の御質疑にお答えします。事業の概要としましては、本事業は普天間地区と真栄原地区に分かれておりまして、両地区に交流施設を建築しまして、そこでにぎわいを出したり、あと交流を深めたりというようなことを事業の内容としているところでございます。

今回増額になっている理由としましては、当該事業区域におきまして、真栄原地区であります、こちらのほう、一部都市計画決定、比屋良川公園区域内、都市計画決定を受けております。その一部入っていない部分がございます。交流施設の別館と呼ばれる、社協が入る部分であります、そこは都市計画区域外になっておりますので、そこを区域外の事業認定申請に必要な資料作成に係る業務委託を発注するものでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。別館、場所は比屋良川公園の場所がちょっと分かりづらいので、それが分かる資料の提出のほうをよろしくお願いします。

もう一点なのですけれども、普天間飛行場周辺まちづくり事業、今現在の進捗状況、令和10年までに事業完了と認識しているのですけれども、現在の進捗状況を教えてください。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 上里委員の御質疑にお答えします。現在普天間地区に関しましては、御存じのように門前広場は供用開始をしているところでございます。あと、並松街道、それから交流広場、交流施設の部分に関しましては、適宜、随時補償、用地買収を進めているような状況でございます。

この用地買収は、令和6年までで完了する予定となっております、すみません。令和7年までに終える予定となっております、令和8年、令和9年で建築工事に入る予定になっております。

真栄原地区に関しましても、今、用地買収を進めているところでございます。あと、今年度建物、交流施設の実施設設計、あと外構の実施設設計を行っております。用地買収を令和8年度までに終えて、令和9年度、令和10年度で建築工事完了となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 説明ありがとうございます。普天間地区、真栄原地区の用地買収の進捗状況と補償の進捗状況が分かるような資料でいただいてよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 現在完了しているところ、完了していないところ、数値的なものでよろしい

でしょうか、何%というような。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 数値と、できれば何件完了しているという件数も把握していると思いますので、それを加えて資料をいただけませんか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 場所が分かると、図面的なもので、ここがまだ終わっていないとか……、数値的なものであれば、件数と数値的なものは提出してまいります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。もう一件お願いします。同じ21ページなのですけれども、市民会館維持管理事業の委託料なのですけれども、市民会館の実際減額した……

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時10分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時10分）

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 すみません。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代いたしましょうね。すみません。教育委員会関係になっていますので、市民会館。すみません。質疑のほうでちょっと書かれていなかったなので、また午後のほうでできますので、そのときに質疑、よろしくお願いいたします。

質疑のある方はよろしくお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1つ委員長にお聞きますけれども、18ページの5目財産管理費になるのですけれども、不動産売払収入の資料が来ていますけれども。

○石川慶 委員長 18ページ。

○我如古盛英 委員 すみません。20ページです。これに関してはできますよね、質疑。

○石川慶 委員長 大丈夫です。

○我如古盛英 委員 財産管理費の5目の、これは24節になるのでしょうか。これについてはできないのかな、細かくは。不動産売払収入に関しては、これがみんな積立金に入っていますので。

○石川慶 委員長 質疑は大丈夫ですよ。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、まず資料というのでしょうか、不動産売払収入が毎議会で出てくるのですけれども、そのたびに公共施設等整備基金積立事業に積み立てされているのですけれども、まずこの積立金の資料が欲しいのですけれども、3年分ぐらい積み立てをどれぐらいやっているか。あるいはできたら、いろいろな公共施設の事業費に出る場合もあるわけですので、この資料をまずお願いいたします。

それから、今回この収入についても大丈夫ということで。

○石川慶 委員長 はい。

○我如古盛英 委員 今回8件資料があるのですけれども、その中で普通財産と、それから里道の不動産売払があるのですけれども、これに関しては、こういった形で急に件数が多くなっている件に関しては、何か

当局としていろいろアピールとか、市民の皆さんに何かの形でやっているのかどうか。たまたま件数が、12月の議会ですから、多くなったということなのか。まず、それからお聞きしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいまの我如古委員の御質疑の予算書20ページ、2款1項5目、説明欄01、公共施設等整備基金積立事業、こちら3年分の積立ての実績、残高が分かる資料。

○我如古盛英 委員 そうですね、最初の資料のほうは。

○企画部次長 残高の推移、令和5年、令和4年、令和3年。

○我如古盛英 委員 残高というよりは出入りも分かりますか。

○企画部次長 積立額と……

○我如古盛英 委員 年間の。

○企画部次長 事業に充当した額ですね。これは令和5年、令和4年、令和3年ということによろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○企画部次長 資料を提供してまいります。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 では、我如古委員の御質疑にお答えいたします。資料の2番の不動産売払収入について8件、まずございまして、宣伝しているとかではなくて、契約がこの時期に集中したということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 不動産売払いは、隣接地主の皆さんが、どうしても利用したいということと、いろいろこれから見ると、区画整理事業がなされていないところもあるような気がしますけれども、市のほうとしては、各市民の皆さんに、これといった報告はしていないけれども、多くなっているのですけれども、これに関しては、地域とかありますから、それについては言うことはないのでけれども、もう一つ、不動産売払いは別に、例えば里道の付け替えとか、この売買に当たって、その里道をそのまま残さないといけない状況もあると思いますので、そういった細かいところも部署としては分かるのでしょうか。これは土木のほう、下水道。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回不動産売払いの資料で出てきている地目の里道につきまして、実際契約する際には、この里道が普通財産化して総務のほうで契約するというような形になっていますので、本課が資料提出等していますが、その前段の話でいきますと、その管理自体は建設部の道路整備課が行っておりますので、今の御質疑については建設部のほうで御確認したほうがよろしいかと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 総務部のほうでは、その契約と、それから書類の事務上の審査が整っているかということで、その売買契約と、それから代金の納入とか、そういったことを総務部のほうでやっているということでしょうか。

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 それと同時に、もう一つお伺いしたいのは、里道のほうが多いわけですので、私、先ほど公共施設等整備基金積立事業の積立金の出入りの資料が欲しいと言ったのは、やはり市としては、いろいろな公共事業をやっていますから、それに充てられるというのも分かるのですけれども、できたら今、宜野湾市の区画整理事業が未整備な地域には、本当にあちらこちらに点在しているのですね、里道が。細かく調べたら、いろいろな状況があると思うのです。

それで、今、通学路とか、あるいは地域の近道というのですか、あぜ道というのでしょうか、その辺に使えるところは、この予算を使って、ぜひ整備してほしい。市道の整備が今、議会から当局に、しっかりとした予算措置をしてほしいという提言等もやってあるのですけれども、こういった予算もあるわけですから、里道があるところを地域の皆さんが道路として使っているのだしたら、修繕費とかも、これから十分目的として充てられるのではないかなと思うのですけれども、これに関しては答弁ができるかな。

○石川慶 委員長 我如古委員、あくまで質疑の段階ですので、これはちょっと一般質問みたいな形になっていますので。

○我如古盛英 委員 関連して。

○石川慶 委員長 建設部だと思うのですが。

○我如古盛英 委員 これだけお願いします。使えるかどうか、これは予算ですから。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 我如古委員御質疑の里道の買取り、公共施設等整備基金を活用できないかという御質疑ですが、基本的に公共施設等整備基金は施設の整備とか、道路の整備、そういったものに活用しているところがございますので、里道の維持管理については、維持管理事業で行うということで取り組んでいるところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ありがとうございます。里道の場合は、里道の維持管理があると。では、今回こういった里道の売払いの予算は公共施設等整備基金積立事業に積み立てして、それ以外の公共施設の事業にしか使わないというところを少し緩やかにしていただいて、一般的に考えて、やはり里道を売り払いしてあるわけですから、それが市内の中に里道が、そんなに区画整理事業等が進んでいなければ、それでいいと思うのですけれども、本当にいろいろな地域でも相談とか、里道に関わったことが多いものですから、ぜひこれは私道というのでしょうか、里道の整備にも使えるように考えていただければと思いますけれども、意見ですから、これで終わります。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。質疑のある方は。上地安之委員。

○上地安之 委員 何点か質疑させていただきます。まず初めに、歳入、債務負担予算についてお尋ねいたします。かなり多くの事業がございますが、今回の12月議会で債務負担に伴う事業が、ここに計上されておりますけれども、新規の事業というのはあるのですか。それを教えてください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今回提出させていただきました債務負担行為の中で、新規事業については、例えば4番、システムクラウド化整備事業だったり、続きまして資料の3ページ目、37番、宜野湾市教育振興基本計画策定業務委託、振興計画の策定支援業務、これらが新規事業となって

おります。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうなりますと、新規事業になるのですか。例えばシステムクラウド化整備事業、これまで事業がなかったということですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 御質疑にお答えいたします。情報システムの全体最適化、安定稼働と運用強化に向けて市民サービスの向上、情報セキュリティの強化、庁内業務の効率化を図る、いわゆる住民サービス、住民登録、そういった関係システムの整備事業となります。その業務、今回債務負担にのせたシステムクラウド化整備事業の中で、件名としましては、ガバメントクラウド接続回線構築及び運用管理補助業務ということで、令和6年度は構築、令和7年度から令和11年度の5か年をランニングといいますか、運用を図っていくという業務になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと知りたいのは、新規事業ですよ。そういった事業が今までなかったということでしょう。それは必要が当時はなかったということですか。なぜこのような債務負担予算の、しかも期間を、これは5年かな、4年か。では、今まで主な業務というのは、どのように対応されてきたのか。この説明をいただきたいですよ。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 まず、これまでは自治体ごとに様々な住民サービスの基幹系システムがございました。NECであったり、日立であったり、そういった様々な行政自治体ごとに使っていたシステムを標準化しましょうと。その標準化をする理由としては、維持管理や法改正ごとに、その改修のカスタマイズに自治体の職員が大分時間と、そして費用もかけていました。

そういったことを一旦標準化しましょうということで、令和3年度に国のほうで地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立しました。それに伴って現在は20業務、市民課の住民登録をはじめとした20業務を標準化して、それを国のデータセンターであるクラウドのほうに日本全国の自治体のデータを集約といいますか、クラウド環境に持って行って共通で運用しましょうというのが、本来の債務負担、5か年要求している内容でございます。予算です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 でも、そのものは全くなかったというわけではないですよ。そういうことですよ。今回予算を計上して、新たなまた業務となりますと、恐らく他市町村も同じような感じだと思うので、これは間違いないですか。

(何事かいう者あり)

○上地安之 委員 分かりました。それから、期間の設定なのだけれども、6年から7年とありますでしょう。つまりその事業は1年なのですよ。ただ、契約そのものは、本年度履行なのですよ、その債務負担予算というのは。例えば債務負担予算でなくても、単年度の当初予算に計上して、これ必要があるのですか、例えば令和6年から令和7年という予算は。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。債務負担行為でやらせていただいているものについては、御指摘のとおり令和7年4月1日から既に稼働していないといけな業務ばかりでございますので、今年度中に契約させていただいて、4月1日には既に履行が始まっているような、必要な業務をさせていただいているものでございまして、こちら歳出予算については、もちろん当初予算のほうで現年度予算として上げさせていただいておりますが、契約して4月1日で稼働させるためには、どうしても債務負担が必要な状況となっております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** つまり、契約は今年度でやらないといけないではないですか。これはまたぐわけにはいかないですよ。これは予算なし執行に抵触していきますからね。それは説明でも十分分かるのだけれども、4月1日から稼働しなくてはならないというものなのですか。であれば、今の説明で十分理解はできるのだけれども、それをもう一度確認させてください。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 御質疑にお答えいたします。今の御質疑なのですが、4月1日時点で稼働させていかないといけないというところで、各種4月1日から複写機であったり、警備委託、清掃委託、こういったものはどうしても稼働させていかないといけないというところで上げている予算であります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** それは警備の話をしているわけではなくて、警備については十分理解しますよ。しかも、設定期間というのが、令和4年、令和5年と設定されている。これは予算も効率運用とか、あるいはまた今年度契約することによって空白をつくってはならないというような意味も含まれているわけ。

自分が確認しなかったのは、例えば37番、策定業務ですよ。通常であれば、策定業務というのは、当初予算で計上しますよ。何で債務負担予算でなくてはならないのかというのが、37番を見る限りにおいては、あまり理解できないわけ。それを説明いただけますか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 失礼しました。37番目について、ちょっと教育委員会の事項になりますので、確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 事業の中身の話ではない。予算の計上の仕方、策定業務そのものというのが、債務負担予算の計上が、これが妥当なのかと聞いているわけ。本来、策定業務そのものというのは、当初予算に皆さん方は計上していますよ。そういう予算の承認の後に1年を通して、策定業務の事業を進めていっているわけ。何で債務負担予算なのか。なぜ今年度契約して4月1日の空白は、これは関係ないはずなのですよ。それを聞いているわけ。

○**石川慶 委員長** 企画政策担当主幹。

○**企画政策担当主幹** すみません。私のほうでお答えさせていただきます。こちら第3次宜野湾市教育振興基本計画については、政策事業として採択しております。今回12月議会での債務負担の設定に至った理由については、教育委員会のほうにも確認をしていただきたいのですが、私のほうで聞いております内容としては、この教育振興計画は、教育委員会の持っている事業全般に係る、かなり膨大な計画となります。

そして、現行の計画も動いておりまして、これに関してアンケート調査や関係団体へのヒアリング、また現計画の評価、検証、こういったのも含めて次年度、令和7年度にやっていかなければならないという業務的に非常に膨大であると伺っております。

そのため、12月議会で、本補正で債務負担行為を設定することによりまして、年度内にプロポーザル、もしくは入札等の契約手続の執行ができるようになりますので、プロポーザル、もしくは入札等での年度内の契約ができましたら、4月1日からすぐに業務を開始することができる。年度に入ってしまうと、やはりプロポーザル、入札等をやりますと、2～3か月、どうしても時間を要しますので、年度内にこれを執行することによりまして、滞りなく評価、検証、アンケートから計画策定まで行いたいということで伺っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。あとはまた、教育委員会に詳細を確認して、いずれにしてもこれだけの案件というのは、年度内契約は絶対事項ですから、取りこぼしがないように対応していただきたい。

歳出に少し入りたいと思います。21ページ、GW2050 PROJECTS推進協議会、負担金がなされておりますよね、その負担額、負担金を納めている団体というのは、どこどこですか、その説明を。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員御質疑のGW2050 PROJECTS推進協議会負担金につきましては、協議会につきましては7団体により構成されておまして、行政のほうでいきますと、那覇市、浦添市、宜野湾市、そのほかは経済団体等が4か所ございます。合計7か所の団体になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 まず、地方公共団体の負担額について少し確認させてください。宜野湾市の397万6,000円の根拠は何ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。今回負担金の根拠につきましては、今回協議会の事業費の10%を3市で負担するというので、その負担割合が、那覇市が10分の6、浦添市と宜野湾市が10分の2ずつということで、6対2対2の負担割合で負担していくものでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、那覇市と浦添市の負担額は幾らですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 那覇市のほうが1,192万8,000円、浦添市が宜野湾市と同額の397万6,000円となります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 地方公共団体の負担額、民間の負担額というのは幾らのですか。民間の負担額の原資はどちらですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 民間団体の負担金につきましては、総額で1,988万円となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 1,988万円、その原資は企業ですか。企業独自で出しているわけですか。その原資の説明

をいただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいま申し上げました額につきましては、企業様のほうで拠出しているという形になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 特定事業推進交付金ではないのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 失礼しました。総事業費につきましては、上地委員おっしゃった、内閣府の沖縄振興特定事業推進費を活用して今回調査事業を行うという取組がございまして、その事業費に対する負担金として、先ほど御説明申し上げた市の負担金等が活用されるという形でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 企業が負担金として納めている原資そのものが、企業が国に対して、その交付金申請をして、その原資は国からの原資ではないのですか。それとも企業独自で負担金を納めているのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回は特定推進事業費の、補助事業の民間事業ということで、申請者は民間団体が中心となって協議会のほうから申請して、民間事業になってございますので、その負担を団体の民間企業のほうが負担している、裏負担という形になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 推進交付金の一部、そこに入っていないですか。その裏負担という話も今あったのだけれども、その1,988万円の交付金があって、だからお聞きしたいのは、民間が全て納めているのか。民間が、この交付金の申請をして、その交付金、国からの支出が、交付金が原資になっていないかなと思ったのですよ。ところが、また裏負担の話が出てくるから。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答え申し上げます。今、上地委員の御質疑でございますけれども、こちら先ほど企画次長から答弁ありましたとおり、民間のほうの主体での協議会での事業とはなっておりますが、内閣府の沖縄振興特定事業推進費、こちらのほう80%補助になります。こちらのほうを活用して、残り20%ございますので、その10%を経済団体、それと自治体の負担、さらにその自治体間で案分した方法での負担金となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに交付金が入っているではないですか。それは民間企業が全て全部したのかなと思ったら、これは交付金が入っていますよ。それはいいでしょう。今年度補正予算で宜野湾市も負担金を納めて予算計上されていますけれども、これはいつまで、この負担金は続くものなのですか。

それと、その負担金が納められた地方公共団体、あるいは推進協議会の原資、そして企業の裏負担分も含まれているかもしれないけれども、それは何に、どのような事業に使っていくのか、御説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいまの御質疑、負担金につきましては、現時点では令和6年と令和7年が予定をしてご

ざいます。こちらは今回内閣府の推進費を活用いたしまして、このGW2050 PROJECTS推進協議会のグランドデザイン、そういったビジョン等を調査して策定していく、調査期間として令和6年度、令和7年度の事業は予定してございますので、その間の負担金が現在のところ想定されてございます。それ以降につきましては、まだ形が出来上がっているものはございませんので、当面は令和6年、令和7年で予算が出てくるという想定でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、少し見えてきました。グランドデザインを策定していく、その事業に負担金を充てていくというような、この負担金というのが、今年度、次年度も同額の負担金が宜野湾市も発生していくというふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。今年度は397万6,000円の負担金で予定してございますが、次年度につきましては、これはまだ確定しているものではございませんが、協議会の事務局のほうで今試算している総事業費が2億5,000万円ぐらいを予定してございますので、先ほど説明がありました、推進費8割、残りの2割を案分していきますと、大体宜野湾市の負担金が約500万円、次年度です。これは今想定ですが、500万円となってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 負担金をそれぞれ那覇市、浦添市、宜野湾市、国の交付金を活用して負担金を募ってグランドデザインをつくっていく。そして、その後の今のところの計画は、まだつくられていないというようなことですね。そのグランドデザインをつくった後に今後の計画ができると思っていいのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 委員おっしゃるように、この令和6年、令和7年でグランドデザイン、那覇市、浦添市、宜野湾市の各拠点を想定して、どういった機能等が導入できるかということが、令和7年度にかけての調査で見えてきますので、その後に、その以降の取組等が、また出てくるというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 幾つか確認したい部分があるのですが、それは別の機会にやります。取りあえず負担金が納められていく、次年度発生していく。そして、グランドデザインを構築していく費用に充てるというような、その点については終わりたいと思います。

最後に、ここだけ少し確認をさせてください。20ページ、一般職退職手当がなされております。一般職退職手当、それは人数は何人ですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。今回当初予算のほうで当該、今年度に定年退職する予定者として7名予定していたところですが、今回補正に上げておりましたのは、勸奨退職が3名、それから普通退職者が3名、合計6名の退職が予定に上がりましたので、その分を計上した形となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 6,227万7,000円計上されていますよね。当初予算で計上されていたけれども、退職理由、普通退職者等のお話でしたが、今、地方公共団体に勸奨退職制度は存在するのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 勸奨退職者は50歳以上の方が対象に、勸奨扱いができることになってございまして、今回定年引上げの関係もありますけれども、勸奨退職3名で、うち定年扱い、今年60歳になる方、この方は定年扱いとして退職算定して支出することになります。

それから、普通退職者2名は既に退職されている者、職員がおりましたので、この分は議決されている、当初予算分で支出、それは形を取っておりますので、補正が必要になりましたので、6,200万円余りですね、そのもので計上しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。今回の補正予算で、もう一度確認しますけれども、何名ですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 勸奨退職の方が3名で、普通退職者が3名になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 退職をされるということになれば、その退職をされた後の退職金の支払い期日というのはどうなっていますか。これは一定の地方自治体における退職手当金の支出というのは、若干のルールがあると思うのだけれども。

(「休憩お願いします」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時53分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時54分)

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 少し確認しまして、また御答弁申し上げたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに一括の支払いなのか、あるいは今後年金との関わりがあって、分割をしながら支払いするなど、それを後で説明をください。

最後に、もう一度確認したいのだけれども、地方公共団体における勸奨退職制度というのは、これは廃止になっていませんか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 勸奨退職の規定がございますので、それにのっとった形で対応しておりまして、50歳以上の方が対象となることと、あと療養中の職員だったりとか、その辺りは勸奨扱いすることができるという規定がございますので、それにのっとって対応しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、その規定は、先ほどの答弁と一緒にまた出してください。以上です。

○石川慶 委員長 替わりますか。一旦休憩入ってから再開しましょうか、5分間。まだまだ質疑ありますよね。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 10 分間休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時56分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き2款総務費、14款予備費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。提出していただいた、債務負担行為の件でお伺いしたいと思います。

資料からいくと、番号の4番の2款のシステムクラウド化整備事業のところ、先ほどの説明を、さらにちょっと教えていただきたいところがあったのですが、今まで既存のシステムによって、それを標準化していく動き、事業だと理解しているのです。先ほど課長がおっしゃったように複数の市町村が、同じ標準化をしていくと、恐らく標準化されたシステム、全てを網羅したシステムではなくて、多分差異が出てくると思うのです、既存のものと標準のものと。ないかもしれないけれども、出るのかなというふうな思いで、この辺りの整合性を取っていくと、既存のシステムが変わるということは、業務にも影響が及ぶ可能性があると思うのです。この辺りをうまくならしていくというのを、この期間の間で、併せてやっていくという事業という認識で合っていますかということによろしいですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。この地方公共団体の情報システムの標準化でございますが、確かに住民記録システムであったりとか、そういった基幹系システムを全国で標準化していきます。標準化が令和7年度末となっているのですが、もちろんこの標準化をするということは、業務のプロセスも、全てその標準のシステムに合わせていくという業務を令和4年度から宜野湾市は取り組んでいて、現在も取り組んでいます。

例えば標準化することで、今できているものが、具体的に例でいうと、納税通知書に表示できているものが、標準化のものでは、納税通知書では表示できないというような標準化されたシステム、通知書もあったりするのです。そういった差異は、それぞれの自治体が標準化しながら、並行で、オプションで、こういったサービスを追加で費用をかけてやるという選択肢はございます。あくまでも標準化することによって、先ほど説明しました、市町村ごとに様々なシステムがこれまで使われてきていて、維持管理や制度改正で対策に追われていた、そしてまさに今、御質疑のあった情報システムがあまり差異があることで、調整が負担となってクラウド化することも進んでいなかったという現状、そして本来の住民サービスを向上させるという最適な取組を全国に普及させるということで、令和7年度末までには本市も標準化してガバメントクラウドという環境に持っていくということを進めてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 丁寧な説明、ありがとうございました。おっしゃったように多分もっと前から、その差異の確認とか、標準化に向けての動きというのはあった記憶があったので、先ほどの説明でいくと、令和6年度から新しい債務負担行為ということでおっしゃっていたところが、うまくのみ込めなかったもので、今質疑

させていただいたのですけれども、この費用は、先ほどおっしゃった、宜野湾市独自の何かカスタマイズみたいな、今後必要となった場合、標準化したとはいえ、必要になってくるものがあつた場合、それは別の費用で、市の管理で対応していくということで、ここには含まれていないということではないですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。今回債務負担行為で措置しました、資料4番のシステムクラウド化整備事業、契約件名で申し上げますと、ガバメントクラウド接続回線構築及び運用管理補助業務ですが、この予算はあくまでも政府のクラウド環境に持っていくネットワーク回線の構築、そして運用管理の補助と電話回線使用料みたいな、ネットワーク使用料的なものを5年間の支払いが、これですという予算措置も行っております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この標準化されたシステム導入に必要な作業費だったりも含まれているのかなと思ったのですが、そうではなくて、あくまでも回線だつたりを維持するための費用という理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。国主導で、こういった標準化が行われていると理解しているので、すけれども、国からの支援とか、補助はないですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 標準化に伴い、政府からの、もちろん現在あるシステムが標準化して政府のクラウド環境で使われていくということになりますので、現在あるシステムとは、また違ったシステムを構築していくという、現在本市が契約しているベンダーも、そういった全国自治体のベンダーも、そういった作業をしていくということでございますので、政府からは、きちんとした10割の補助がございます。令和7年末が、今現状のところ期限となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、この令和5年からの債務負担なのですから、この回線を維持するのは、恐らく次も同じ5年になるか分からないのですけれども、ずっとここは維持しなければいけない費用になっていく予定ですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 すみません。今の宮城政司委員の御質疑は、回線の維持のことですか。

○宮城政司 委員 この費用の内容は、回線の維持の費用だと理解したのですけれども、そこはずっと使うのであれば、この回線を維持するために払い続けなければいけないのかなと思ったのですけれども、そういう理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 そのとおりでございます。KDDIであつたり、NTTだつたりとか、そういった回線事業者は幾つかございますが、その中でも最適化された事業者を選定して、本市のガバメントクラウドの

ネットワークに使っていききたいなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その通信費と言っていいかわからないのですけれども、通信費に対する補助はないのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 通信費はランニングコストになりますので、その補助金はないというふうに聞き及んでおります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。では、各市町村みんな同じようにかからないのですけれども、負担しなくてはいけないものだという事ですね。分かりました。

もう一点、ごめんなさい。クラウド化の細かな話は、時間がないのでいいのですけれども、1か所に集約されると思うのです。これが都道府県単位とか、それとも全国全ての市町村に対して一システムで動かすのかというのは、ちょっとわからないのですけれども、もしその辺り分かったら教えてほしいのですけれども、これは集約にデメリットもあるではないですか。万が一そこに何か不具合があったら、全市町村が影響を受けることになりますが、その辺り、国はそれも踏まえて効率化を進めているということでもいいですか。ちょっと分かりにくい質疑で申し訳ないです。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 この地方公共団体が使っている情報システム、もちろん何10種類、何100種類とあると思うのですが、あくまでも標準化というのは、デジタル庁、政府が定めた仕様にのっとったシステム構成ということを経標準化というふうになっていきますので、もちろん各ベンダーごとにつくられたシステムというのは、もちろん共存する、そして競争性もあって、乗換えが、移行が、今まではしにくい、これだけ長く使っていてということも、しにくいというような現状を見直す移行も簡単にできていくというようなことで、こういった標準化になっていくということで、我々は受け止めているのが現状です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ちょっと細かくなりそうなので、分かりました。ありがとうございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 1点だけ。ちょっとわからないので、確認したいのですけれども、2款1項6目、先ほど上里委員からも質疑があった、普天間飛行場周辺まちづくり事業委託料、公園用地の一部スペースに社協の建物を建てるための事業認定ということだったのですけれども、すみません。新たに社協の建物を事業認定するということは、普天間飛行場周辺まちづくり事業、真栄原地区の交流施設建設の事業とは別事業になるという意味合いになっていくのですか。新たな事業認定をつけるという形を今回取るわけですね。私は、一つの事業として、社協が入る辺りであろうという場所も把握しているのですけれども、一つの事業として認定を受けていても用地取得交渉が始まっているものだと思っていたのですけれども、あの場所というのは、まだ事業認定されていなくて、今回社協の別館を建てるために新たな事業認定をして、それから社協別館を建てる用地取得交渉を別事業としてやっていくという形になるのかというのをちょっと聞きたいのですけれ

ども。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 平安座委員の御質疑にお答えします。まちづくり事業の事業区域としましては、社協の部分も含め1つの区域として事業を進めております。ただ、交流施設の本館が入るところにつきましては、既に比屋良川公園として都市計画決定済みになっておりまして、そこで事業認可を得るというような状況でございます。

社協が建つ部分につきましては、今、事業認定を受けておりませんので、事業区域としては1つなのですが、ここの部分の認定を取るというような形になります。事業区域は1つです。新たに事業区域を増やすというような作業ではないということでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。もともと比屋良川公園の公園用地として事業認定を受けていたというところ、事業認定というか、交流施設が建つ部分は公園用地としてもともと受けていたので、スタートの時点で事業認定は必要なかったということなのですかね、この交流施設が建つというような部分については。なぜ別々になったのかなというのを、もう一回ちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 先ほどの説明と重複するところもございますが、交流施設の本館も別館も含めて事業区域内になっております。そちらのほうで事業を進めているということでございます。本館が建ちます部分については、都市公園、比屋良川公園の区域内、区域を延ばして、都市計画決定をして、事業認可を受けて事業を進めていくというようなところでございます。

社協の部分については、都市計画決定されていない、公園区域外、事業区域内なのですが、公園区域外になりますので、そこの部分について今回事業認定を受けるとような形になります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。社協が建つ分が区域外だったというわけですね。

○プロジェクト推進担当技幹 はい。

○平安座武志 委員 逆だったのですね。分かりました。今回この事業認定を行っていくと思うのですが、今までも、事業認定して、ですから初めて用地の取得とかが行われていくのかなと思うのですが、今までいろいろと真栄原地区のまちづくり事業の用地取得費、あと進捗率とか、いろいろ質疑したのですが、この部分というのは、その進捗状況とか、用地取得の件数とかに入っていなかったという認識でいいのですか。今回事業認定を受ける、新たにその部分も入っていくということになっていくのか、確認したいのですが。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 こちらの今回認定を受ける部分につきましては、事業区域内でございましたので、今まで御報告させていただいております進捗率、そういったところに含まれております。

○平安座武志 委員 いる。

○プロジェクト推進担当技幹 はい。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。含まれていたということですね。ありがとうございます。

あと1点、事業認定を新たに受けていきます、公共施設として皆さんが建設されているわけなのですが、公共施設建設なのですが、入ってくるのは、これは公益財団法人ですか、社会福祉協議会は。

(「社会福祉法人」という者あり)

○平安座武志 委員 なるわけですので、この社協さんが、皆さんの公共施設に入るわけなのですが、こういった体制で入っていくというのは、お決まりになっているのかどうか。例えば公共施設、学習等供用施設と比べてみれば、指定管理者として社協を公共施設の中で持ってくるのか。その中で社協さんの負担割合等も出てくると、要するに受益者負担の原則という形として、社協さんの負担割合とか、何か出てくるものなのかどうかとも決まっているのであれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 社協との負担割合でございますが、今こちらのほうは担当部署と調整を進めているところでございますが、また管理方法等についても、今後検討というところで、今調整を始めさせていただきます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 まだそういったのが決まっていなままに建設を進めているということですか。要するに建設が終わってから、どのような方法で管理してもらうかというのは。建設が終わった後に負担割合も含まれていくという形で認識していいのですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 建物については、市のほうで建てるということを想定しております。そこで家賃を取るかどうかというようなところを今後詰めていく……

○平安座武志 委員 まだ決定はしない。

○プロジェクト推進担当技幹 建物に対してのお金という負担割合ではなく……。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。家賃としてもらうのか、指定管理者としてもらうのかというのは、その辺の調整は今からということなのですかね。分かりました。理解できました。ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑は。宮城克委員。

○宮城克 委員 このまま延長というか、引き続き。平安座委員は理解したみたいなのですが、隣に座っていて、ぼやっとした感じで、イメージが、何か区域外とか、区域内とか、何とかとぼやっとしているのです。せつかくなので、何か図化したものがあれば、ちょっと丁寧に理解できるのかなと思うのですが、何か資料として提出いただけますか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進担当技幹。

○プロジェクト推進担当技幹 こちらのほう、今回の事業地、あとは都市計画決定済み箇所、まだここが認定を受けていないというところ、先ほど上里委員からもありましたが、そちらのほうを提出させていただきます。

○宮城克 委員 よろしく願います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。債務負担行為の件で、7ページ、市庁舎本館個別空調機賃借料が上がっているのですけれども、この賃借料とは、どういったものか、教えてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この賃借料につきましては、本館に個別のクーラーをつけるということでのリースを想定してまして、それに対する賃借料ということでもあります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今回補正に上がってきて、また多くなっているのですけれども、これは今現在ですけれども、皆さんの執務室に対して空調、以前は全館クーラーであったのが、個別空調になると理解していいでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、本館の空調なのですが、電源、モーターの部分が大分古くて、以前から修繕等かかっていましたので、いつ壊れてもおかしくないという状態にありますので、私たちとしては、それを避けるために個別クーラーを設置していきたいということでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、説明をお伺ひしたのですけれども、今後も個別の空調、クーラーを設置していくという計画でいいのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 庁舎に関しましては、庁舎そのものが大分古いですし、その機械が古くて、例えば部品を交換するにしても、その部品が見つからない、探せないというところがありましたので、本館と別館は一昨年替えていますので、だけを今想定している、リース、個別空調という考えの下ですね。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 費用もかかっていくと思うのですけれども、執務に必要と理解しております。そこで、補正までの期間なののですけれども、令和6年度から令和10年度までやっていく期間なののですけれども、今回の補正の期間が令和6年度から令和11年度に補正されているのですけれども、その理由について。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回、今年度から個別の空調機を設置する予定でございましたけれども、個別にクーラーを設置した場合、機械、変圧器といいまして、電気量をコントロールする機械があるのですけれども、その機械を修繕しないとイケないと。当初よりも費用がかかりそうだということがございまして、前回の議会においては、その修繕を増額予算を計上したところでございます。なので、それもありますので、今回はちょっと期間をずらして、その当初予算で組んでいた、この差額がありますけれども、726万円をスライドさせて、債務負担で組もうということで、限度額自体も動いている。この726万円につきましては、20ページにあります2款1項5目の説明欄02の使用料及び賃借料のマイナス726万円、それかそのまま今度は債務負担行為その額に移すということでの措置をしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。質疑した中で、補正で増額になっていて、今おっしゃった一部が減額になっているので、どういったことかなと、ちょっとお聞きしたかったのですけれども、ただいまの質

疑で理解しました。

議会の予算の中でも、この空調機を維持管理していくために個別につけていくのですけれども、つけながら、さらに機械が……。ランニングコスト、費用、例年どれぐらい増加しているのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 修繕にかかる費用自体が今、空調機そのものは、修繕はしていませんので、これ予想はつきません。ただ、かかるものとして考えられるのは電気代だと思っています。別館を例に挙げますと、別館は個別にしてから電気料が下がりました。要するに一斉に空調をかけるのではなくて、それぞれで行っていますので、必要ないところは消すというようなことがあったので、電気料は下がったのかなと。そういう意味で、いい面もあるかなと。本館につきましても、実際この設置工事が終われば、そこの大本の機械は止めようかなと思っています。変圧器は修繕しますけれども、大本の。モーター、そこは止めようかなと思っていますので、本館、別館で出てくるものは稼働させないということなので、そこの修繕は、もう出てこないというふうに考えていますので、あとは個別対応の修繕は出てくるかなとは思いますが、あと気になるのは、ここの議会棟は、そのまま個別ではなくて、電源もまだ状態がいいというふうに聞いていますので、そこは触らないで、そのまま稼働させようかなと。ここの主のものは、議場がありますので、そこはそのまま、それ以外のところは個別クーラー化させていくということで考えています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 丁寧な説明、ありがとうございました。議場もそうなのですが、日頃から皆さんの執務に影響がないように、またしっかりと対応していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほどの宮城政司委員が質疑していた債務負担行為のシステムクラウド化整備事業、地方公共団体がそれぞれにやっていたものを、政府のクラウドに統一していくということなのですが、それぞれ地方公共団体に違うシステムを使っていたと思いますが、整備に対しては10割補助で、そのときはどこかのシステム会社とか、そういうところが日本全体一気にやるのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。政府が主導する自治体業務標準化をする、1つのシステムになって、これが使われていくのかという内容の質疑でよろしいでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 推進していくときに、それぞれ地方公共団体が業者を……。

○デジタル推進課長 宜野湾市が選択したシステムに業者がきちんといるかという質疑でよろしいでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○デジタル推進課長 こちらの質疑にお答えいたします。先ほどの説明が少し舌足らずだったということもあって、この自治体業務のシステムの統一の標準化についてなのですが、複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹系のアプリケーションは、ガバメントクラウドに移行して、地方公共団体がそれらの中から最適なシステムを選択することが可能となるような環境の整備でございます。その結果、地方公共団体が基幹系業務のアプリケーションをオンラインで、クラウドで利用することによって、これまでのようなサーバーを設置したりとか、ハードウェアを設置するような費用が、もちろん浮いて

きますし、ソフトウェアも自ら管理することが不要となってくる、そういった便利なサービスに移行していくというものでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 答弁保留しておりました、土地委員の質疑について答弁したいと思います。先ほど退職手当について分割ができるのかどうかというところと、あと規程関係ですね、どのようになっているかということだったかと思うのですが、まず退職に当たる職員の勧奨退職ですね、これについては宜野湾市職員の勧奨退職実施要綱というのがございまして、これの第2条のほうに勧奨の基準というものが規定があります。こちらのほうが職員の年齢が50歳以上、その定年に達する日の属する年に10年以上の勤続年数がある者が対象、この職員が希望する場合は勧奨扱いすることができるというような規定がございまして、それにのっとって支給していくような対応を取っているところであります。

それから、もう一点、分割の質疑に関してでしたが、こちらについては退職手当に関する条例がございまして、こちらの退職手当の支払い第2条の3という規定があります。こちらのほうで、口座振替の方法により支払いすることができる。あと、退職手当について、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならないというような規定がありますので、分割できるというような規定はなくて、一括で支払いをしているところであります。以上です。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 今回予算を計上され、支出が発生してきますよね。一定の範囲というのが一月なのです。速やかに支出をなさいというようなものですね。ぜひとも、そのように対応していただきたいというのと、それと一括方式と併用型と年金型と種類があると思うわけよ。それは法に定められた、あるいはまた本人の意思が、それを求めた場合には、それが対応できるようになっているものだと思っております。併用型、年金型、たまたま宜野湾市は、それを求める声なかったから、一括支払いをしてきたかもしれないけれども、支払い方法の種類としては、今言われたように併用型だとか、年金型、その種類も存在しているのですよ。これは改めて、その制度をちょっと理解をしてもらって、本人がそれを求める際には、その対応型については、これは今後必要が求められた場合には対応できるようにすべきではないかなと思いますので、併用型と年金型、一括払いの方式の種類がありますので、ぜひともそれは制度だから、たまたま宜野湾市が、それを実施していないだけの話であって、それを求められた場合には、その対応については、速やかに対応できるように規則、規定の中でも、それはやはり明確にして対応してもらいたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。なければ進めていきましょうね。

(「よろしいですか」という者あり)

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 14款予備費の件ですけれども、令和6年度に緊急を要して予備費から支出した項目を口頭でいいですので、令和6年度の予備費から充当していった、主に緊急とされたものについて答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里広幸委員の御質疑にお答えいたします。ちょっと資料はないので、本当にぱっと思いつく一番大きくて緊急的に充用していった事業というのは、皆様に御説明させていただきました衆議院議員選挙のほうに大きい金額3,000万円弱を充用させていただきました。以上でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、選挙の件があったのですけれども、資料でいただいて、確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらの資料というのは、衆議院議員選挙の件だけではなくて、令和6年度予備費充用一覧ということでよろしいでしょうか。

○上里広幸 委員 はい。

○財政課長 それでは提出してまいりたいと思います。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。説明員の皆様、お疲れさまでした。退席のほうをお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時48分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時50分)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時50分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第77号に対する質疑を許します。3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費及び2款、10款の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料要求をお願いしたいのですけれども、債務負担行為、なかなか議会として見えてこない部分があるので、契約の仕方、プロポーザルなのか、それとも指名競争入札なのか、随契なのか。どういった業者が、前年度ではなくて前回、どういった業者がその仕事を請け負ったのかというのを資料でいただきたいと思うのですけれども、この辺資料で出せますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。今の件については債務負担行為の個々の内訳について、さらに追加ということで、競争の方法のプロポーザルなのか、随契なのか、あとは前回の契約は、どういった業者というのは業者名ということで、こういった情報が載っている資料ということでよろしいでしょうか。

○**知念秀明 委員** はい。そのとおりでお願いします。議会として、なかなか見えてこない部分があります。先ほど土地委員からアドバイスを受けたのですが、3月には予算規模で見えてくるのですよ。だから、どの業者が、どういったものを、どういう契約をしたかというのがなかなか見えてこないで、その辺もチェック機関として知るべきかと思いますので、よろしくお願いします。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、こちらの資料、契約の方法というか、競争のほう、それと前回の取った業者の名前ですね、そういうものを追加した資料を提出してまいりたいと思います。

○**石川慶 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** もう一点、今答えられたらいいのですけれども、随契で1年契約、また3年契約、4年契約、5年契約、その契約の期間がいろいろあると思うのですけれども、なぜそういった契約がばらばらな契約内容になっているのか。その理由説明も資料でいただきたいと思いますので、それもよろしくお願いいたします。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、契約期間の決定の判断というか、そういったところについても資料の中に追加して提出してまいりたいと思います。

○**石川慶 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 以上です。よろしくお願いします。大変ですけれども、お願いします。

○**石川慶 委員長** では、ほかに質疑のある方は。伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** では、お願いします。3款1項3目、緊急通報システム委託事業というのが減額されています。今、当初より何名減ったという形で、人数が減ったのか、利用者がいなくなったのか、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** ただいまの御質疑にお答えいたします。当初予算においては、利用者75名を見込んでいたところなのですが、現状の3月までの見込み562名ということで、当初見込みより下回るということで、当初多く見積もったことによって、今回補正で減額しております。

すみません。訂正します。月当たり75名で見込んでいたのですが、これが実績としては、それを下回る数値で48名から50名の範囲で推移していますので、その差額分を補正減しているところでございます。実績としては、令和5年度が年間で623名利用者があったのですが、令和6年については、見込みも含めて562名ということで、年々減っている状況にございます。

理由としては、スマホの普及によって、この緊急通報システムを利用しなくても連絡体制が取れるというのが一つの要因で、令和4年度に業者が替わったのですけれども、固定電話回線が今まで条件としてなかったのですけれども、この利用に当たっては、固定電話回線を引いていることが必須の条件があって、それは

なぜかという、停電のときとか、こういったときにはネットが使えないと、どうしてもこのシステム自体が機能しないということもあって、このシステム利用に当たっては、電話回線を引くことが前提としているところもあって、そうであれば利用を控えるということも、年々利用者数については減ってきている状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 電話回線を引いていなくて緊急通報システムが必要な人というのは、もういないということとで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えします。そういった事例というのは、ちょっと詳細については把握していないのですけれども、このシステム利用に限っては、先ほど答弁したとおり、そういった条件でないと契約ができないという現状となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、先ほどの説明では、75名、75回線ですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 月の利用者数が75名で見込んでいたところなののですけれども、現状からすると、50名前後で推移しているということでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、利用者が減ったというお話だと思いますが、でも50名はいるということですか。そういうことでいいのですか。何名利用しているかを聞きたいのです。わかりにくいですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 実績でいうと4月が48名、5月が49名ということで、月別にちょっと利用者数が増減はするのですけれども、平均すると48名で、今は推移しているところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 緊急時に通報システムを必要としない人が増えて、いろいろとiPhoneとか、個人の携帯等が普及していて、そういうのが減ってきていると思います。特に自宅に電話回線が入っていない方は利用できませんよという線を引いてしまっている。これは停電時の問題等というようなお話もありましたから、入っていない家庭が増えていきますから、これも含めていろいろと検討に値すると思いますが、この債務負担行為の概要、これに番号9で、3款、緊急通報システム事業委託料とあります。これは令和6年から令和9年まで565万5,000円とありますが、これはこういうような50名前後の数で委託という形の数字で計算されていると理解していいですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。伊波一男委員おっしゃるとおり、現状利用者数を見込んで、詳細を申し上げますと、月当たりの利用料が税込みで3,080円、これに12を掛けて、先ほど言った51名を掛けた3年分という数字で計上してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の現実的な数字を見てつくってありますということで、理解したいと思います。過去3

年分とか、どうのこうのではなくて、直近の一番新しいものでやっていますよということで理解したいと思っています。

では次に、同じく3款1項8目障害者福祉費というのがありますけれども、これの03が補正で結構3億1,000万円増えています。これはちょっとこんなに増えるのだ、補正はというのがあるのですけれども、これは当初からのものは幾らになっていましたか。当初予算をお聞きます。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。3款1項8目、説明欄03、介護給付等事業の当初予算なのですが、当初予算は事業全体では49億8,500万円余りとなっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 事業自体は49億4,000万円ということで、今説明がありました。

○障がい福祉課長 49億8,000万円です。

○伊波一男 委員 失礼しました。49億8,000万円という説明がありました。今回3億1,000万円増えています。特に重度訪問介護費というのが大きいのかなと思うのですが、そのちょっと大きな要因とかというのはありますか。どういった要因なのかをお聞きます。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 重度訪問介護は、介護給付費の中に含まれているのですが、今年度、令和6年度、介護報酬の報酬改定がありました。この報酬改定が3年に1回の大幅な改定となっていまして、障害福祉サービス全体の加算率の引上げというのがありましたので、全体的にまず給付費が上がっています。

それで、この重度訪問介護なのですが、これはかなり介護が必要な方、重度の身体障害者の方がよく使うサービスでして、ほぼ寝たきりに近いような方も結構利用されているサービスでございます。1人当たり給付費として、サービス利用の給付費として月額平均なのですが、160万円給付費がかかるサービスとなっておりまして、現在約30名前後が受給している状態です。この30名前後というところが、今年度に入りまして、他市からの転入であったりとか、状態の変化で、このサービスを使わないといけない状態になったという方が例年に比べて多くて、それで介護給付費が例年に比べて増額、増えているということで、今回の補正となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。もっと下のほうに行きますと、就労継続支援費というのがあります。これはどういったものですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 就労継続支援費なのですが、就労継続支援サービス、2つに大きく分かれます。A型とB型というのがございます。今回いずれもAもBも当初見込んでいた給付費よりも増額しているような実態がありますので、今回増額補正をしているところです。

特にB型のほうが、かなり給付費の増が見られまして、こちら報酬改定による基本額の増加の影響は大きいのですが、A型のほうの利用者がB型に移行するかという……、予想以上にB型の利用者が増えたということで、給付費が増えたという形になっています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。A型が減ってきているのですか。それともB型が増えているのか。どちらも減っているのか。最近これはよく聞くのですけれども、宜野湾市としては、これは宜野湾市の市民が利用するところに出すものですか。それとも市内だけですか。その点もお聞きします。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 まず、市内、市外を問わず宜野湾市民に対する給付となっております。A型のほうは、確かに利用者数は減ってはいます。減っていて、B型のほうに流れているのかなというふうなことは想像できるのですけれども、まずA型のほうの利用内容も少し恐らく中身が充実化されてきて、給付費としては上がっています。利用者は減っているのですけれども、給付費は上がっているという実態です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。大変重要な、しっかりと支援になるものだと思いますから、取組をお願いします。一旦交代したいと思います。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくをお願いします。補正予算書の31ページ、4款1項1目、03の中の丸になって産婦健康診査費123万5,000円が返還になっています。説明をいただけますか。

(「03、04」という者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 これは03の中に入っていますよね。

(何事かいう者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 ごめんなさい。04です。見方を間違いました。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 31ページの4款1項1目、説明欄の04、妊娠・出産包括支援事業の委託料の部分でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員、04の上のところの丸がついている、産婦健康診査費ですよ。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。ありがとうございます。そうです。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 お答えいたします。妊娠・出産包括支援事業の委託料の中に産後健診と、あと産後ケアの委託料が入っております。産後健診については、補正減という形になりますが、産後ケアの部分には利用者がかなり急増しておりまして、その点で委託料の増という形で、トータル約1,000万円の増となっております。

そういった形で、補助金の部分でも産後健診の歳入の部分がマイナスの123万5,000円になっているというのは、産後健診の対象者が若干減っているという傾向で、歳出が減になったための歳入の減という見方となります。産後ケアの補助金624万2,000円が増になっている部分については、先ほど申し上げました産後ケアの利用者が増えているということに伴って、その部分では歳入増という形での表記となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 健康診査を受ける人は減り、そして産後ケアを利用する方は増えたという話。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 お答えいたします。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。もう一つ、質疑いたします。補正予算書12ページの15款……

(何事かいう者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 42ページの10款6項1目、説明で02、フッ化物洗口推進事業のほうです。

(「次」という者あり)

○石川慶 委員長 次ではないかな、教育委員会のほうで。次やりましょう。教育委員会のときにやりましょう。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

(「今の01は入っているけれども、02は次になります」という者あり)

○石川慶 委員長 教育委員会が来たときに、また質疑をお願いします。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 大丈夫ですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。これはいいのかな、では。給食センター費は大丈夫ですよ。

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 債務負担行為に関してなのですけども、大丈夫ですか。ページは最後のページ、債務負担行為ですから、後ろのほうで詳しく説明された……

○石川慶 委員長 答え切れるかな。今、委員会に出席していない。ごめんなさい。我如古盛英委員、ちょっと担当がいなみたいなので、後ほどまたお願いしましょうね。

○我如古盛英 委員 42ページです。これは駄目ですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 01は大丈夫です。01ですね。

○我如古盛英 委員 いいですか、では。

○石川慶 委員長 はい。では、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 42ページの保健体育、10款6項1目です。01の宜野湾市スポーツ少年団派遣補助事業ですけども、これは以前から資料をいただいて、令和5年度からは宜野湾市スポーツ少年団に登録している以外のスポーツに接している人たちが優秀な成績を収めた場合に派遣する費用を補助しているのですけれども、これについてですけども、今回増額補正、12月で増額補正ということは、もう既に当初予算で交付してしまったのかなという感覚はあるのですけれども、その説明をしていただきたいなと思います。01です。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古委員の御質疑にお答えします。12月10日付で本会議で資料要求がありました、資料番号3番、令和6年度の宜野湾市スポーツ少年団派遣事業の実績についてを御用意いただきたいと思います。

こちらに記載されていますとおり、令和6年度宜野湾市スポーツ少年団等派遣費補助実績につきましては、

11月末現在で1,224万2,000円、申請件数72件、派遣人数が203名となっていて、当初予算額、下のほうに1,402万4,000円とありますが、その中でも執行率が87.3%ということで、12月を前に予算オーバーをする見込みになっているので、今回加えて121万3,000円を補正増しまして、また要求があった場合には補助していこうという補正になります。下のほうに参考までですが、これまで補助した種目が載っておりますので、御参考にしていただけたらと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 前年度の実績と資料ありますけれど、前年度は1,135万円という交付決定があつて、人数も多いのですけれども、今回は皆さんの予想、この資料によると72件で203名が派遣が済んでいるということですが、あと今回の補正の残りの予算の部分で、これはあくまでも見込みなのでしょうか、何人ぐらい派遣する人数が多くなりそうで、そういったものも見込みとして出してあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。補正予算のほうを計上させていただく際に検討しました時点が9月末現在でございました。9月末現在で対前年度比で1.3倍の金額を執行しておりましたので、今後の10月から3月まで、令和5年度より1.3倍に伸びる見込みを立てまして、不足額が121万3,000円となりましたので、その分を補正で計上させていただいております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 既に203名の選手の皆さんを派遣したということですが、見込みがあつて今回の補正を、足りなくなったら困るということで、補正をしたと思うのですけれども、それは。それで、補助対象が令和5年から変更されているわけですね。宜野湾市のスポーツ少年団に加入している方と、それからそうでない方がいるのですけれども、その補助した種目の中には、それを分けることはできるのかどうか。それから、これから予定されている中で、スポーツ少年団に加盟していないというか、各小中学校から優秀な成績を収めた子も派遣の対象になると思うのですけれども、そういった予想とかもあるのですか。予想と、それから区別はできますか。スポーツ少年団に加盟している子と、それからそうでない方々というのは、種目別でもよろしいですし、人数でもよろしいです。それも分かりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。加盟しているかしていないか、種目ごとというところは、ちょっと統計は取っていないのです。補助要綱につきましても、加盟している団体、またはしていなくてもスポーツ少年団に所属しているということで、広くこちらとしては補助対象をやっているものです。そのすみ分けは、今のところ行っておりません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほどの答弁で、9月末ということですから、これから下半期に入るわけですが、これからの予想としては、昨年以上に派遣する人数が多くなるだろうという予想の下に補正を立てたということですか。何人ぐらい増えそうですか。そこら辺も見込みを立ててあるのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。派遣されるチームの人数にもよりますので、我々としては、何チームが何人というところの推計はしておりませんで、あくまでも予算で、昨年度よりも伸び率が1.3倍とい

うことでしたので、令和6年度の予算も1.3倍要求しているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 関連して、今のやつですけれども、補正増していくということは、それだけ県外に派遣されるスポーツをやっている子供たちが多くなっているということで、令和5年度に要綱改正をいたしまして、部活動派遣費補助を要綱改正したのと併せて多分やったと思うのですけれども、知りたいのは、コロナ前の以前の要綱のときよりどれぐらいあがって、コロナの間は、ちょっと対象にならないので、コロナ前よりどれだけ上がったのか、ちょっと知りたいのですけれども、要するに何が言いたいかというと、これは今までの令和5年度の改正前は年度1回しか使えなかったということがあって改正していただいたのですけれども、2回目以降も使えるようになった。そういった子供たちがどれぐらいいるのかなというのをちょっと知りたいという質問なのです。そういったものを資料として出すことは可能なのでしょうか。これには多分2回行っていらっしゃる方々もいますよね。要綱改正で行けるようになったと思うのですけれども、そういった方々がどれぐらいいるのか。要綱改正前のコロナの前の状況と、この金額がどれぐらい差が出ているのかというのを知りたいと思って、資料が出せるのであればいただきたい。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。こちらのほうには、手元のほうに令和3年から令和5年までの推計は持っているのですけれども、私の手元に。その資料でよければ、補助件数と補助人数、補助額ということで、年度ごとに、コロナの前は令和元年としまして、それから令和6年まで、どれぐらいの推計できているかというのは資料でお出し……

○平安座武志 委員 1回目だけではなくて2回目以降も活用した団体がどれだけあるのかというのをちょっと知りたいなと思って。

○市民経済部次長 2回目以降も団体、個人……

○平安座武志 委員 個人でも団体でも。

○市民経済部次長 ちょっと休憩よろしいですか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時03分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時03分）

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ちょっと時間はいただきたいのですが、資料は提出してまいります。

○平安座武志 委員 よろしくお願ひします。続けていいですか。

○石川慶 委員長 大丈夫です。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、4款1項2目、健康診査事業委託料の減額について、ちょっと確認したいのですけれども、健康診査事業委託料の減額、すみません。私は個人的に資料をいただいたのですけれども、減額の理由と金額の内容をちょっとまずお聞きしたいなと思います。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。31ページ、4款1項2目、説明欄01、健康診査事業委託料の578万1,000円の減額の理由、こちら委託料のほう578万1,000円、2つの減額をしております。

1つはシステム改修委託料、こちらが78万1,000円の減額、それからがん検診等委託料、これが500万円の減額をしております。

補正の減額と理由としましては、システム改修委託料のほうにつきまして、78万1,000円につきましては、おおむね5年ごとに改訂をしております特定健康診査・特定保健指導の手引というのがございますけれども、そちらが5年ごとに改訂があつて、令和6年度の健診が、問診の項目を追加するというような改修がございます、こちらの改修を予定していたのですけれども、それとシステムの保守費用内で、この対応はできるということで、支出を抑えられましたので、78万1,000円の減。

それとがん検診等委託料につきましては、今、健康増進課のほうで国民健康保険者の特定健診受診率向上ということで、3,000円の商品券キャンペーンを令和4年度から実施しているのですが、こちらの特定健診受診と併せて、がん検診も併せて受診をしませんかということで、受診勧奨をしておりましたので、4、5、6とがん検診の伸びもあるだろうということで当初予算を計上しておりましたが、8月までの受診実績を見ましても、見込みより減っておりましたので、3月までの支払い見込みを勘案して500万円分を減額しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今言いましたようにがん検診に関するもの、3月までは要するに期間があるではないですか。なぜ12月に500万円減なのかなというのが、ちょっと確認したかったのですけれども、8月時点で見込みが少ないので、3月までも少ないだろうということで、500万円の減額という説明。ちょっと聞きたいのですけれども、500万円の減額というのは、何名程度の健診者の数になるのですか、大体でいいです。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらのがん検診委託料が、胃がん、肺がん、大腸がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症とか、ちょっと複数の検査項目があつて、それぞれ受診者の方が選んで受診されるとか、また生活困窮者の方とか、生活保護世帯の方というのは無料で受診になるので、人数としては単純に何人ぐらいというのは、さばき切れないところではあるのですけれども、大体1,000件ぐらい。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今さっき答弁を聞いていますと、皆さんは特定健診の受診率向上と一緒にがん検診の受診率の向上をやっていると。ですけれども、当初の見込みより1,000件、1,000人程度の受診が得られていないと。その理由というのは何か分かりますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 先月から平安座委員にもいろいろ御指摘いただいているように、この健診の委託料の大きい部分は胃がんに関わる委託料が大分高いので、胃がんのほう隔年実施に伴って受診者数が減っていつているというのが大きい要因かなとは思っています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今日胃がんの話をするあれではないのですけれども、皆さんは今回の補正でも債務負

担で4,900万円余りのがん検診の委託料を債務負担で上げていますよね。ですから、私が聞きたいのは、特定健診とがん検診を推奨しているというのが、がん検診の推奨が、ちょっと緩いのではないかという思いがちよつとあって、ですからこれだけ1,000件程度の見込みより少なくなっている、3月までであるのに途中で見込み減になる予測を立てて、早めの補正減で、これも一般会計なので、ほかのものに充当できるからということで、早めの減額だと思うのですけれども、もっと力を入れるべきではないかなと。3月まで健診期間があるので、12月で減をして、ほかのものに使うのではなくて、もっと力を入れて、1月から3月にもっと力を入れれば、受診してくれる方は増える可能性があるではないですか。途中で、12月で減額してしまうと、もっと推奨することはできないですよね、残りの3か月間は。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほど私が3月までの支払いと説明させてもらったのですが、実際のがん検診の受診期間というのは2月まで……

○平安座武志 委員 2月、ごめんなさい。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今500万円を減額してはいるのですけれども、実際年度末にかけて健診を受診される方も増えていきますので、こちらは想定として見込みは大きく持って、前半部分でちょっと減額しているというような状況がございます。ですので、令和4年度は受診者も、今の傾向からも大きかったのも、こちらは賄える額の残額は残して。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。きつきつではないということですね。まだ余分を残してやったということですね。分かりました。

ただ、特定健診というのは、ある意味、センターでも受けられましたっけ。そこでは、がん検診はできないではないですか。特定健診受診率向上と併せてがん検診をやるというのも、要するに別日で行ったりしないといけないという難しさがあるので、もうちょっと何かうまくできないものなのかなと思ったりもしているのです。人間ドックを受ければ、そのまま受診して、がん検診までセットでできるので上がっていくと思うのですけれども、もうちょっと何かいい方法を考えていただきたいなと思うのです。国のほうでもがん検診の受診率のアップをうたっておりますので、宜野湾市のほうでも、ぜひ減額が出ないような取り組み、特定健診は分かります。3,000円のクーポンを渡したりとかというのはやっていますけれども、がん検診も大事だと思っていますので、そこもしっかりもっと周知、取組も特定健診と一緒にやっていただけるような取り組み方をやっていただければなと思っています。何かありますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 おっしゃるとおりだと思います。今はちょっと健診に係る委託料、医療機関のほうも少し単価を上げてきている状況とかもございますので、受診勧奨を増やす努力というのも、もちろんしなくてはいけないのかなと思って、また検討していきたいなと思います。

○平安座武志 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。質疑のある委員、宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくをお願いします。予算書31ページの4款1項2目予防費の、今の健診の次の02の予

予防接種事業についてお伺いします。

1,967万円なのですけれども、印刷製本費と通信運搬費が減になっている理由と、この返還金の理由の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 31ページ、4款1項2目、02番、予防接種事業の補正の内容、印刷製本費につきましては、予防接種をするということで、チラシだとか、案内とかを外部に発注して市民の方に交付しているのですけれども、こちらは健康増進課で持っている複合機を自前で印刷にかけまして、発注を調整できたということもありまして、不用額ということで、印刷製本費を減額しております。

それと、通信運搬費につきましては、こちら予防接種事業については、コロナワクチンの部分もこの予算のほうで含んでおりますけれども、当初はインフルエンザとコロナワクチンは別々で郵送費を計上していたのですが、対象が65歳以上と同じ方になりますので、個別に発行ではなくて、同封して発送したことで、通信運搬費も減額することができたということです。

返還金につきましては、こちらは令和5年度のコロナワクチンの接種に係る補助金と負担金がございます。1つは接種に係る費用に対しての負担金、それと接種できる環境を整える体制整備補助金という2つの補助金を持っていたのですが、こちらが実績に伴って返還金が出てきたということになります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。減額は、どちらも部署の努力で実現したというふうに聞こえて、すごいなと。あまりそういうのは聞くことができないので、本当に素晴らしいなと思いました。ありがとうございます。

ちょっと予防接種事業ということで、名前でもっと分からなかったのですけれども、風疹、麻疹は含まれていないのですか。この減額の理由には、返還金の理由はコロナとおっしゃっていたので、麻疹、風疹の予防接種での返還は含まれていないのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 すみません。見落としておりました。返還金は緊急風しん抗体検査等事業のほう、国庫補助金、こちらの返還も含まれております。今、成人男性の方で公的な接種を受ける機会がなかった成人の男性の方がいらっしやいまして、この方々に抗体が他の世代に比べて少ないということで、その方々に対して受けるというような、勧奨して検査を受けるというようなものについて2分の1補助がございます、実際検査を受けた方が見込みより少なかったということもございまして、返還がございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先日ちょっと新聞で子供が受ける、はしかの予防接種の接種率が全国で目標95%を下回って、その中で沖縄県も含んで、かなり低かったというのが、多分努力されていると思うのです。だけれども、受ける方が少なく、返還とかとなってくると、あまりいい流れではないと私は、多分今の御説明は、あまりこのことは関係ないと思っていいですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そうです。今返還があったのは成人に対してのものなのですけれども、今おっしゃるような子供の接種、今おっしゃるように全国に比べまして沖縄県がちょっと低い状況があるということで、保健

所の方も勸奨をしており、市のほうでも取り組んでいこうと思っているところです。やはり感染してしまうと生活も大変ですし、社会環境にも及ぼしますので、やはり軽減するのはワクチン接種が大切ということで、私たちも呼びかけはしているところです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この予算書だけだと、その関連が見えなかったので、確認させてもらいました。ぜひその接種推進は続けていただきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 交代しましょうね。上地安之委員。

○上地安之 委員 まず初めに、25ページ、住居確保給付金事業について質疑をさせていただきます。その前に少し整理をしていきたいのだけれども、今、12月の議会ではないですか。年度の途中で報酬等の制度の見直しによって補正増もある、あるいは12月議会で補正減をしている事業もある。

ところが、補正減というのは、3月の最終補正までは猶予があるわけ。この段階で向こう3～4か月間の事業は、もう満たすことはできない。よって、12月議会で補正減をしていくような流れになっていると思うわけ。

そこで、年度の途中にもかかわらず、なぜここまで増になっているのかが1つ見えるわけ。あるいはまた、ここの住居確保給付金事業についての減額、その減額理由を説明いただけますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書25ページ、3款1項1目、説明欄04、住居確保給付金事業の減額につきましてですが、当初予算のほうで、この給付金の利用者を月平均90万5,000円程度で見込んでおりましたが、令和6年度の4月から9月の月平均の給付額が約37万円となっておりますので、その分の差額を補正で減額しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと今のは十分理解できないわけ。できないから、もっと分かりやすく、なぜこの直に、12月に、ここまで減額をしたのか。もう一度説明いただけますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 説明いたします。令和6年度の当初予算につきましては、令和5年度の実績を見込んで計上しておりましたが、この住居確保給付金を申請される方の傾向としまして、本年度の上半期では単身世帯の方が多く利用されていまして、そのため複数世帯の方との給付額の差額分が実際には不用額となっておりますので、その分を減額しております。

ちなみに単身世帯につきましては、補助上限額が3万2,000円です、一月当たり。お二人以上からは3万8,000円というふうに世帯人数が多いほど額が増えておりまして、令和6年度は単身世帯の申請者の方が多くいらっしゃいましたので、その分予算が余剰になっておりましたので、減額しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 簡単に言うと、見込みが、当初予算で予定していたものより若干変わったということだよ。今回の減額というのは、単身世帯ですか。複数世帯と言われても、今回の減額は。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。4月からの実績において説明いたしますと、4月に利用者が3名おり

まして、5月に2名、6月に3名というような形で、基本的には原則3か月分の給付費の支払いができるのですけれども、求職活動等を勘案して最大で9か月1人当たり給付ができるような制度になっておりまして、今回減額になっておりますのは、当初は月当たり平均約4件を見込んでいたのが、3件弱になっておりまして、その差額について補正で減額しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと心配したのが、まだ期間が残されている中で、それは需要そのものが、供給する機会というのは、今後もないというふうに理解していいですか。そうでなければ、まだ可能性があるにもかかわらず、その時点でというのは、ちょっとどうかなと危惧したのですよ、それだけ。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。今回補正で減額しました321万4,000円につきましては、4月から9月分までの執行見込みの予定に至らなかった部分を減額しておりまして、10月から3月までの残り6か月につきましては、当初予算で見込んだ月当たり90万5,250円を計上しておりますので、十分に対応できる額と考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 制度そのものは、ある意味、セーフティーネットですよ、これは。重要な事業ですよ。しかも、国庫が2分の1ですか、75ですか。75%の国庫が入る中で、本当に生活保護前のセーフティーネットとしても重要な事業、基本的には3か月、そして9か月まで延長できる。そしてまた、2回も場合によっては利用できるのですよ、そのまま。ですから、セーフティーネットの一翼でありますから、そこら辺をしっかりと対応していただきたいと思います。答弁は要りません。

次、少し進めていいですか。

○石川慶 委員長 進めてください。

○上地安之 委員 同じくそのページの緊急通報システム委託事業、その委託内容を説明してください。何の委託なのか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの上地委員の御質疑にお答えいたします。委託の内容としましては、新規の方の設置料、利用をおやめになられた方の撤去料、あとは月額等の機器等の利用料です。そのほか、この緊急通報があったときのコールセンター、そちらの業者のほうで対応してございます。そのほか、月1回の定期連絡というのが、この委託料の内容に含まれてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この委託先はどちらになりますか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。現在の契約先としては、安全センター株式会社というところとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その会社というのは、業務内容はこういった業務内容ですか。要するに皆さん方、委託契約をして、高齢者の方が何ボタンというかな、ナースボタンなのか、据置きなのか、ちょっとそれは分かり

ませんけれども、何らかの器材があるわけ。それをナース方式であれば、あるいはペンダント方式もありますよね。何らかの形でスイッチを押すと、その会社に行くわけ。そして、何らかの対応をしてもらうということになっているのですよ。それがその事業の中身だと思うのだけれども、その会社というのは、どこに、どのような業務内容で実施されているか分かりますか。これは皆さん方が委託契約している、これは個人でやるのですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。この安全センター株式会社の業務については、ちょっと詳細は把握してございませんが、今の会社自体は令和4年度末から委託契約しているところでございまして、それまでは株式会社シルバーサービス沖縄というところが、この緊急通報システムについては契約をしていたところなのですが、そちらのほうで、この事業から撤退するということで、この令和4年度末にかけて、どうにかこの計画でできないかということで、県外も含めて、ちょっとこのシステムに対応しているところを想定したところ、今現在契約している安全センター株式会社というところと今契約を行っていると聞いております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 契約はどなたとどなたの契約ですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。市と安全センター株式会社で委託契約を結んでおります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 当然そうですね。税金が、事業が、委託契約であれば、民間と皆様方ですよね。しかし、業務内容も把握していないと、それはちょっと都合が悪いですよ。都合が悪いよ、これは。どのような対応をしているのか。これはやはり1分1秒、急を急ぐような対応方というのは、改めてそこで、その事業者の対応方だとか、あるいは通報体制だとか、消防、もしくは警察、その対応方はどうなっているのか。これは皆さん方が契約しているのだから、そこら辺はしっかり整理をしてもらいたいと思います。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。上地委員おっしゃるとおり、この業者を含めて、この事業自体全体について、私を含めて共有して迅速に対応できるようにしてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回12月減額補正になっているのだけれども、充実させたほうがいいですよ。その事業、サービス事業としても事業を推進していく中で、そのサービス対応がどうなっているか、サービス内容がどうなっているか、通報体制が、消防、行政、警察も含めてどうなっているかというのは、しっかり把握をした上で委託契約をしてもらって、そのサービスの充実にぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいまの質疑にちょっと補足させていただきたいと思います。緊急通報システムは、先ほど委員がおっしゃられたようにボタン型のペンダント型のものであったり、部屋の壁に備え付けのものだったりするのですけれども、利用者の方がこのボタンを押しますと、安全センターの運営するコールセン

ターにつながります。24時間体制で看護師さんが対応してくれる形になっておりまして、その方と高齢者の方がお話をして、救急車が必要ということで判断した場合は安全センターのコールセンターから救急に連絡が入ります。救急のほうから御自宅のほうに救急車が向かうという形になります。

また、救急車を呼ぶまでもないという場合は、利用するときには保証人というか、サポーターということで、御親族の方が、万が一のときに駆けつけられる方というのを登録しておりますので、その方々にコールセンターのほうから連絡するという形になっております。救急搬送、救急を要請した場合には、その後に行政のほうにファクスを流していただいて、我々のほうも、誰々さんがいつ救急搬送されたということが把握できる形になっております。また、このシステムが導入されている方に対しましては、宜野湾消防のほうと情報共有しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひとも緊急性を要するものだから、サービスの充実に、そしてできたら多くの方々に利用してもらって、どんどん普及することが命を守る一つの方法ですから、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、先ほども少し触れましたけれども、障害者自立支援、それは年度途中で報酬等の改正が、年度途中でこういったことがあるのですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今年度の報酬改定については、前年度3月末に国のほうから連絡が入っています。報酬改定のスタートは4月からということになっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうなりますと、事業に対する補正増はなぜですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 利用者の増加であったり、サービス内容の利用の仕方の変化というものもあるのですが、今回の補正増については、おおよそ報酬改定の内容が影響しているかなと考えています。今回の報酬改定の大きな目的として、障害福祉現場で働いているヘルパーさんとか、介護職員のベースアップを目的とした報酬改定となっています。ですので、介護職員が配置されている事業全てに報酬改定のベースアップ部分が影響するような改定となっていますので、障害福祉サービス全体が、まず上がっています。

それに加えて、よりよいサービスを提供しているところについては、加算という形で、加算も新設されて、幾つかのメニューも増えていますので、その部分の影響によって扶助費が増えているのかなと思っています。この当初予算編成時には、この情報はまだなくて、国もまだ審議の段階で、国としては令和6年2月あたりにパブリックコメントを行って、それを経て3月に一定の数字の提示はあったのですが、国から県、市という形で下りてきたのが3月の中旬から後半にかけての連絡でしたので、今回の当初予算には、その辺の部分は影響されていないということとなります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに報酬等の改定が実施をされると、その職員に対する報酬については遡及手当をされていくのですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 加算名でいいますと、福祉介護職員処遇改善加算という形で制度上、仕組みとしては、そういう仕組みになっていまして、事業所で働いている介護職員に対する報酬が、目標としては令和6年が2.5%のアップ、令和7年が2%アップということを目指に取り組みなさいということで、国から各事業所には通知がなされている状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、年度途中で補正増になっているのではないですか。その中の一部が、報酬改定等が含まれているという話ですよね。となりますと、その人件費に対する措置というのは遡及がされていくのか。それとも人件費ではなくて、その施設の運営費に充てていくものなのかというのを今確認させてもらいたいのですよ。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 公費として事業そのものにされるのですが、この中身は、働いている介護スタッフへの給料として反映するかどうかについては、事業所の裁量によるものかなとは思っているのですが、国からは、年間のベースアップを2.5%、来年は2%にするようにということの通達はなされていると聞いています。それを遡及してやるかというところについては、こちらとしては情報と持ち得ていません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 しかし、これは報酬改定に伴って国は、現場サイドのベースアップというふうに明記しているにもかかわらず、それが実行されないというのは、それはおかしいですよ。おかしいよ、それは。報酬等に係る部分については、国の指針というのは、やはり尊重して現場に、下に下りていくような仕組みを取らないと、これはよくないと思いますよ。これは施設にそのまま運営費として使うところもあれば、中には今いう、報酬改定に伴って、それは職員に手当をする施設もあるかもしれないけれども、その指針というのは、やはり明らかにした上で支出をやってもらいたいと思います。これは介護現場でも、そうなるのではないですか、障害福祉だけではなくて。

○石川慶 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 4月から報酬改定が始まっておりまして、こちらは4月からのものに反映されるという形になります。介護の場合は、介護報酬、トータルで1.59%増額なのですが、そのうちの0.何%は処遇改善に充てる、残りは改定に充てる。額のほう、割合のほうは決められております。それに対して、またしっかり還元されているかどうかというのは、保険者である市のほうに提出することになっておりますので、そちらのほうはしっかり確認しながら事業を進めているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の御説明では、矛盾させてはならないよ。それは介護の現場については国の指針に基づいて報酬改定、当初予算で恐らく増額になったでしょう。そして、今回障害福祉については、年度途中で増額になって、その一部については報酬改定がという説明でしょう。だから、それは介護がやられたとおり、そのように進めていく必要があると思いますから、ただ内容だけでは駄目ですよ。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今、介護のほうから説明がございましたけれども、障害の部分では、事業所の指定というのは県が行っている部分がありまして、指定権者である県がその辺の運営がきちんとなされているかとい

うところの監査というのは県のほうでやっていくものというふうに私は認識していますので、その辺のチェックはやられているのかなというふうには考えています。こちらでは、そういった権限は持ち得ていません。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 いずれにしても、予算執行を今後やっていく中で、それは国が定めた報酬改定に伴う、その指針に沿って現場で活用される。そして処遇改善について、そこは県と連携をしてでも対応していただきますようお願いいたします。

○石川慶 委員長 皆さん、予定、スケジュール、もう70分以上たっていますけれども、そのまま進めていてもよろしいですか。まだ最終日も質疑はできると思いますので、進めていきましょね。では、10分間休憩に入ります。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時52分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時03分）

○石川慶 委員長 続きまして、8款土木費、9款消防費、10款教育費及び2款総務費の一部（市民会館費）について一括して審査を行ってまいります。

質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。先ほどの債務負担行為と、後ろのほうの補正がありますけれども、一番最後の53ページ、学校給食設備整備事業というのがありますよね。9,711万5,000円、これは令和6年から令和7年ということですが、これは債務負担行為ですから、毎年の事業かなとは思いますが、そうなのかどうか。それと同時に内容も。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 53ページの学校給食設備整備事業について、こちらは次年度、令和7年度に宜野湾給食センターのほうの食器洗浄機の買換えということで、こちら計上させていただいております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、次年度の、単年度の事業になっているということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 スケジュールとしまして、予定としましては、債務負担行為に上げさせていただいて、今年度で契約をしまして、ちょっと給食センター、夏休みにしか作業ができないものですから、今年度で契約をして、来年の夏休みに、そこまでに作って交換ということで考えています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 12月補正で債務負担行為を起こして、これからいろいろ入札ですか、そういったことも行って、実際の工事は給食を作るのが休みのとき、夏休み中を予定しているということでよろしいですか。これに関しては、もう既に宜野湾給食センターの食器洗い機というのが、耐用年数は過ぎて取り替える時期ということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 食器洗浄機につきましては、宜野湾給食センターを建てたときに最初から入っているものでして、20年以上たっておりまして、今メンテナンスしながら、しっかり使っているところなのですけれども、給食の場合は止められないので、ここらあたりでちょっと交換して安心安全な給食を届けてまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、これは表でもらえますか、後で資料として。そのスケジュールに関してですね。よろしいでしょうか。

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 スケジュール、12月の補正で債務負担行為を起こすわけですから、これからこういった手順で8月までに取り換えるのか。

それともう一つは、その資料に対して財源のほうは、一般財源からの持ち出しということですから、これについても、ほかの教育関係の補助金とか、いろいろな手当てはないのかどうか、それについてお伺いします。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちらにつきましては、企画部のほうと調整しているところなのですが、補助等はない……

○我如古盛英 委員 該当する補助はないということですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。スケジュール表を資料として提出いただければありがたいです。以上です。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 作成して提供いたします。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 せっかくなので、今の我如古盛英委員の質疑で、食器洗い機、20年近くメンテをしながらということだったのですけれども、もっと早く替えられなかったのかなと思うのですが、何か理由がありますか。なぜ使わないといけなかったのか。予算を見てもらえなかったとか、何かありますか。すごく引かかるのだけれども、子供たちのことだし、口に食するものに関わるものなので、何だったのかなって、この20年やっているというのは。この理由だけ。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ちょっと過去の経緯は分からないところがあるのですが、やはりなかなか大きいものですので、今までも替えたいなということはあったのかもしれないのですが、ここ数年実施計画にものせまして、計画的に替えていこうという取組の中で、今回……

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 以上です。

○石川慶 委員長 質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 42ページの10款6項1目、説明で02のフッ化物洗口推進事業なのですが、この財源で国からの医療施設運営費等補助金というものが使われていると思うのです。それを調べてみたのですが、たくさん項目がある中で、どれが該当しますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 こちらのほうは国庫補助になりまして、医療施設運営費等及び中毒基盤整備事業費の国庫補助ということで、メニューで8020運動・口腔保健推進事業の中の歯科疾患予防等事業、こちらのほうが該当するということで、今回計上させていただいています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。どうもありがとうございました。あちこち探したのですが、8020運動・口腔保健推進事業ですね。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 一旦替わりますか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 一旦替わりましょうね。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。41ページの10款5項3目の説明欄01の基地内遺跡ほか発掘調査事業の財源組替えについてなのですが、財源のところに文化財調査受託金という、民間と書いてある、この辺りのちょっと仕組みが分かりにくくて、そもそもどういう予定で当初予算に立てていて、それで今回民間からお金が来た、予算が来たというところの経緯みたいなものを教えてもらえればと思うのですが、よろしいですか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 民間の開発業者より宜野湾市大山6丁目286付近に大山共同住宅建設のための文化財調査があり、文化財情報層を確認したところ、文化財包蔵地である大山前門原第3遺跡が所在することが分かり、試掘調査を行ったところ、遺構が確認されたので、開発業者へ調査が必要であることを伝え、調査への協力をお願いしました。開発業者は、中小企業法に規定する零歳事業者に該当せず、調査にかかる費用の原因者負担となることから、調査にかかる費用の捻出をお願いし、本市へ依頼された調査員派遣にかかる費用の297万円を歳入として繰り入れるものであります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。丁寧な説明だったのですが、僕ちょっと分かりづらくて、実質この発掘調査というのは持ち主がやらなくてはいけないから、やってもらうということだと思っているのですが、持ち主の費用でやらなくてはいけないから、やってもらうということだと思っているのですが、多分当初予算として組んでいたのですよね、市は。それを財源組替えみたいにしたのかなというふうに思っているのですが、すみません。その辺りがちょっと。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 御質疑にお答えします。建設するための場所に文化財があるかどうかの確認をされて初めてこの調査が必要かどうか分かるわけです。ですから、当初予算に組んでいたわけではなくて、文化庁からもらっている一括交付金を活用して、その部分を繰り出す協定書を結んで、かかった費用を戻してくださいという。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。すっきりしました。すみません。タイトルでちょっと気になったのですが、これは基地内遺跡とは書いてあるのですけれども、あくまで事業名であって、今回の対象は基地内ではなくて外ですね。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 基地内遺跡発掘事業というのは、基地以外にも民間地の調査も含まれておりますので、今回はその民間地の調査費用に関しての繰り入れ。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。すごく理解できました。

続けてなのですけれども、その下の10款5項5目と6目で市史編集費と博物館費の委託料がそれぞれ減額されているのですけれども、減額の理由を教えてください。説明をお願いします。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 質疑にお答えします。この部分は委託に係るもので、今現在、博物館で進めております、写真のデジタル化事業の契約でございます。今年度は3万枚余りをデジタル化して、2月末の納品で進めているのですけれども、この契約の残部分が、今ここに上げている59万6,000円となります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、先に市史編集費のところで伺うのですけれども、これは全体が何枚あって、今年度は3万枚で終わる感じなのか。それともまだ残りがあるのか。残りはなくて、全体としてみても終わったから、ここで減額するのだよということなのかどうか、教えていただいていいですか。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 お答えします。大体全体で36万枚ぐらいあって、ここ数年は5万枚ずつ、委託料の予算の範囲内で、それを随時デジタル化していきます。本年度は3万枚を行いまして、次年度が4万枚、ほぼ終盤になっておりますので、予定としては次年度で一区切りをつけて、デジタル化したものを次は公開に向けての処理作業を進めていこうと考えています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。その話でなのですけれども、公開の予定というのは、ある程度めどというか、狙っている時期とかありますか。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 お答えします。写真をデジタル化した後に、デジタル化自体は業者さんでできるのですけれども、次の作業として、デジタル化した写真の中に、これは何年のどこの写真かというのを、これを事務局で手入力で進めていくわけです。それをやった後に全てのものを出すわけではなくて、いろいろな肖像権とかありますので、近年のものであれば顔が映っているから、これはデータとしては持つのだけれども、一般公開はやめておこうとか、そういったものを取捨選択、整備をした上でやっていきますので、年間を通して、今進めているのが大山綱引きに関してなのです。綱引きだと大勢の人が出てきますので、そういうものを見ながら、作業をしている様子でも本人が特定されないものは公開できるけれども、分かるのだったら、これは何10年後だねという作業を進めていますので、今全体で出てくるのは600枚余りです。この担当は1人

なものですから、できる範囲のもので、年度末あたりにまとめて100枚とか、何10枚とかという形で公開していきます。今現在も公開から3年、4年ぐらひはたっていますけれども、作業が終わって取捨選択次第、これを随時出していつ活用を図ろうという考えです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。理解できました。

続いて、6目博物館費の企画展開催事業、こちらの40万7,000円の委託料の減についても説明をお願いします。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 お答えします。この企画展開催事業につきましては、これも委託料でございまして、毎年大きな予算をかけた企画展示を年2回やっています。今現在、洞窟展をやっているのですが、その中でも、より見る側に効果的な、かつ終了後に常設展示室に常時設置して、使えるようなものとしてジオラマを、私たちではちょっと作れないようなジオラマを業者さんのほうに委託をして、これを展示して活用しています。今回洞窟というテーマでありますので、洞窟の中にある鍾乳石とか、そういったものが、どういう種類があるのかというものを大体40センチ、50センチ四方ぐらひのジオラマでライティング、それが1つ。

また、もう一つは、2月に地域の字展というのを予定してまして、真栄原、佐真下地区なのですが、その中で昔話のアテレコの話があるのです。今これをアニメーションとして作成中で、この展示会が2月1日から始まりますので、それに向けて業者さん等とナレーション録りとか、映像確認とかの作業を進めています。その分の前回に係る契約残、40万7,000円がそれに当たります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 説明ありがとうございます。この40万7,000円というのは減額ですよ。

○市立博物館長 契約残です。

○宮城政司 委員 契約した後に減額になったということですか。

○市立博物館長 そうです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その理由は作業量が減ったとか、どういう理由ですか。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 そもそも予定価格を立てまして、契約金額が予定より安く……

○宮城政司 委員 予定より。

○市立博物館長 予定より。その分の残が出ましたよということで、この減額になります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。楽しみにしています。

○石川慶 委員長 では、交代します。ほかに質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。21ページの2款1項8目市民会館費、大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上里広幸 委員 01なのですが、市民会館維持管理事業なのですが、維持管理事業の内容について。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらの事業につきましては、市民会館を維持するために各種委託金、設備であったり、警備であったり、ごみ処理委託であったり、様々な委託契約を結んでおりますので、その事業となっております。今回の執行残については設備保守管理、空調機器の保守点検業務、電気設備の保守点検業務、舞台設備点検及び管理業務の委託の契約の執行残で補正減しているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。実際稼働していないので、それも委託をしていなくて、これだけの執行残が出たという認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 稼働はしているのですが、委託契約で維持管理していかないといけないところですので、ここは契約による、当初予算が……執行残になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 契約をして、途中で何かがあつて、設計段階でそういった契約したので……執行残が出たと……。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この市民会館の稼働はいつ頃予定していますか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちら今年度の3月から運用開始しまして、11月から受付を始めているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の市民会館関係なのですが、債務負担行為、予算書の51ページ、概要でもいいのですが、そこにありますが、市民会館・中央公民館舞台設備運転及び管理業務委託料というのがあります。限度額が6,204万円、これは随意契約ですか、それとも入札ですか。それとも今の業者は長いことやっているのですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 これまでは入札をしておりましたけれども、ここ2～3年は、市民会館が休館することがありましたので、随意契約を結んでございました。次年度からは通常開館にいたしますので、入札をする予定でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。そのほうがいいと思います。でも、入札する場合、そういう専門的な取扱いになると思うのですが、そういうような業者は沖縄にたくさんあるのですか。業者というか、そういう請け負う業者。その点お聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 たくさんはございません。前回は2件か、3件ぐらいでしたので、それと同じような感じではないかと思われます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これを見ますと、市民会館全体と上の中央公民館の舞台、いろいろな会合のときのお手伝いというか、いろいろな機器を提供して運営していただけたところ。それに関して、この業者が入札する場合の仕様書がありますよね、こういうのをやりますというのが。あれは資料としていただけませんか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今年度の仕様書につきましては提出してまいります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 入札金額が6,200万円を上限にされていますよね、限度額。大体それ以下で皆様が要望する内容が、ほぼ受注できているという形で理解していいですか、前回もこの程度の金額だったという形で。今、物価高で人件費を大変心配していて、ほかもぼんぼん上がってきているので、これは前年同様とか、その前の同様、一緒では、なかなか手挙げきれないところも出てくるのではないかなと思うのですが、その内容的なものに関しての限度額の決め方、どのようにされましたか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えします。見積りを取りましたところ、現在契約しているところについても、人件費については上がっております。それを加味しまして、今回債務負担行為に上げている形になってございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは2か年分という形で、令和7年度、令和8年度の6,200万円という形で、年度で計算すると3,100万円という計算にはなりますが、その辺は理解しておきたいと思います。業務内容、委託内容の資料をよろしくお願いします。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 8款土木費、事業が幾つか、補正が出てくるかなと思ったら、事業の補正はありませんね。土木費だけではなくて、消防費の中でも人件費に係る職員給与、通勤手当だとか、児童手当だとか、扶養手当が幾つか出ていますけれども、それは人事異動に伴って、ここで補正が上がってきているのか。あるいはまた、年度途中で職員の昇進等の影響、関わりがあって年度途中で、そのような職員給与の増額になっているのか、基本的なことをちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。大きいところでお話しいたしますと、人事異動もあります。それとあとは、休みですね、産休、育休、病休とか、そういったのが発生した際も、こういう職員給与の整理をして、定例会に合わせているところもあります。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 せっかくなので、土木費の中で、ちょっと幾つか質疑をします。例えば土木費の中で36ページなのですが、都市計画総務費、土地区画整理費の中で職員給与、通勤手当増額、児童手当増額、あるいはまた街路事業、扶養手当増、児童手当増、その増額に伴う状況の変化があったと思うのだけれども、どのような状況なのか、御説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。細かいところは、ちょっとあれですけども、実際10月1日に技術系の方の人事採用がございましたので、その配置に係るものもあるのかなとは思っておりますが、一つ一つ全部がそれなのかというと、ちょっと細かく調べてみないと分かりませんが、大きくは採用、技術系の方が配置されてますので、その絡みのものだとということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いずれにしても、職員給与の年度途中の補正増の件については、人事異動、あるいはまた昇進等の影響によって補正が出てくるものというふうに理解していいわけですね。よろしいですね。

○総務部次長 はい。

○上地安之 委員 ありがとうございます。39ページです。10款1項3目、学校教育事務運営費委託料191万4,000円、補正が計上されております。まずは委託内容から説明いただけますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 こちらのほうは特別支援教育就学奨励費のシステム、就学援助のシステムの改修費用の委託料となっております。その内容といたしまして、特別支援教育就学奨励費の算定方法の改定がありまして、令和6年度に改定となっているのですけれども、システムの改修が間に合わないというか、まだ仕様書ができていなかったために、ちょっと本年度は対応できていなくて、それと経過措置がありまして、令和6年度中は以前の算定方法でいいという通知がありましたので、本年度はそのまま改定前の算定方法で行っていましたが、令和7年度からは改定後の算定方法を導入しないといけないということになりますので、そのシステムの改修の委託料となります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その委託の事業名を見る限りにおいては、システム改修の事業だと、全く思わなかった。これはあえてシステム改修に伴う委託料の増に名称をしなかった理由は何ですか。これを見た限りにおいては、全く別の事業にしか見えてこないのですよ。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 こちらにつきましては、細節の名称の中では委託料の中の名称で就学援助システム委託料、こちらの学校教育事務運営費の中の委託料という、細節の名称にはシステム委託料というのは入っているのですけれども、委託料のくくりの中でしか入っていないくて、委託料の中の細目ということで計上しているものですから、見え切っていない状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の説明で、システム改修の事業だというのは分かりました。これは当初予算額で計上したのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 当初では計上しておりません。仕様書が、先ほど申しましたが、まだできていなくて、見積りが出せない状況でありましたので、今回計上させていただきました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それで、システム改修を今後進めていくと思うのだけれども、その後3か月しか猶予はな

いのですよ。それは大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 改修期間についても確認して、対応できるということで確認しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに今年度にシステム改修委託契約するに当たっての年明けからの、年度末までの事業日程、計画日程はどのようになっていますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この補正が認められた場合、1月に契約を行って、3月までには改修を済ませるというふうな。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。よく分かりました。ありがとうございます。ぜひとも年度内でされて、年明け契約しないといけないと思いますので、そういった名称の在り方については持ち帰って議論されてください。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 今の件なのですけれども、この就学援助制度、どういった中身のものなのかというのをもう一度教えてもらえますか。何が変わるのですか、就学援助制度。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 特別支援学校に就学する児童生徒に対する就学援助になっておりますけれども、算定方法は生活保護基準額を用いて算定するということになっています。生活保護の基準額は毎年改正がございますけれども、この就学援助の部分につきましては、平成29年頃からずっと同じ算定の基準を使っておりました。ですが、令和6年になりまして、算定方法を生活保護の基準に合わせるということの改正がありましたので、細かいところはあれなのですけれども、算定方法を見る種類とか、世帯のものとか、見る基準がちょっと変わっている。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 算定を見る基準が変わっていった、その基準が上がっていくのか。見る方法が違うというのは、基準が、これが予算というか、補助する予算がちょっとずつ上がっていくのかとか、こういったものなのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 算定手法によって該当するかしないかの判定の方向性、今回改正した後は、今まで就学援助が適用されていた、取り消されていたものも、ちょっと枠が狭まる、少なくなるということを予定しております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ちょっと頭が悪いので分からないのですけれども、何かこういったものの資料があったら、何が変わっていくのかというのを。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この算定基準の種類がかなり複雑で、システムを使ってやっていることでありますので。

○知念秀明 委員 大まかでいいですよ、大体どういったものなのか。狭まるというのが、ちょっと。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 資料として提出いたします。

○石川慶 委員長 替わりましょうね。質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 算定基準の見直しが発生したわけよね。これは制度設計の変更を示したと思うのだけれども、それはいつなのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和6年5月28日に通知が来ております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 国が示した資料を提出していただけないか、概要で結構ですから。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 通知文でよろしいでしょうか。

○上地安之 委員 はい。

○指導部次長 提出してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 すみません。今の期日からしましたら、今の国が示した制度の趣旨には、見直しの通知がされたのが5月であれば12月が妥当ですか、補正は。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 こちらの通知は来ているのですが、システム改修の仕様書がまだできていなかったことと、経過措置として令和6年度中に関しては旧算定方法を用いてもいいという通知が出ておりますので、それによって令和6年は、そのままの改正前の旧算定方法を使っておりました。このたび仕様書が出来上がってきましたので、見積りが出せる状況になっていますので、12月に計上しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それで、国の通知書と、その仕様書、仕様内容も資料としていただけないか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 システムの仕様書になりますので、ちょっと確認させていただいて、かなりの、どのくらいの量かわかりませんので。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これも同じく概要版で結構ですので、もし可能であればお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 確認して提供させていただきます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 お願いします。また同じく債務負担行為に関してですけれども、52ページです。建設部もいらっしゃいますから、上から3番目の道路維持管理業務委託料についてなのですけれども、これまで何回となく質疑とかして理解はしているのですけれども、今回の債務負担行為というのが1億6,400万円を予定しているということですから、より金額が多くなっているのかなとも思うのですけれども、これは管理

委託を受ける業者というのは1者でそれを受けるのか。別々に分離されていたかどうか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えいたします。この道路維持管理業務委託料は道路維持管理が2者、電気が1者、その後街路樹業務委託が2者、合計5者、一つの業務委託です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 例年と同じような構成になるのか、1者、2者というのは。これから随契になるのか、入札にするのか、どういう形で業者と契約していくのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 入札で請負契約しています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど申し上げましたが、金額としては例年と同じなのですか、すみません。予算書をちょっと持っていないものですから。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 例年は1億5,800万円ぐらいになっております。この上限については、物価上昇を想定して、その分は多くなっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 増額したということで、実は市の博物館前の街路樹の松が枯れ上がっているということで、一般質問にも、議員の皆さんからも指摘があったのですけれども、その対応費も入っているのかなということですが、それについては、何か情報としてないでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 本年度多くの議員のほうから一般質問がございまして、専門でいる植栽業者のほうで管理委託をしていますので、その中で、どうにか改善方法、薬をまくとか、そういった協議はしております。本年度ですね。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、先ほどの答弁の中に5者のうちの1者になったのですか。管理委託をしているという会社は。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そうです。植栽については2者ございますので、順番で空いている業者のほうを1者ですね、依頼しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、今回の債務負担行為の予算というのは、あくまでも例年どおりの市道とか、市の道路の維持管理ということで、これから博物館前のあれは大謝名・真志喜線ですか、沿いの松の対応については、これからということですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この間、伐採のほうもしました。そこら辺で、そこから枯れないように、そこら辺の今協

議をしている最中でございます。薬をまくのか、そこら辺検討しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これから検討して、次年度に向けてどうするかを決めていくということで、それに対する予算というのは、まだ債務負担行為には入っていないし、新年度の予算で対応していくということでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 本年度に今の状況を業者のほうに見せて、本年度中に対応できる方法があれば検討したい。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。通ってみると、大分皆さんの答弁では、20数本が剪定の影響なのか、あるいは病虫害なのか、いろいろあるのですけれども、専門の業者ということで、植栽を維持管理しているということですから、専門の業者は威信にかけても、きちっと元どおりにするか、あるいは植え付けするかしていただかないと、大事な松の街路樹ですから、以前は、こういった状況になるとは誰も思っていなくて、剪定した後にみんな1本ずつ枯れていくわけですから、ぜひ原因を追求して、ぜひともできたら元のとおりに。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2点あまり質疑させてください。52ページの上から5番目の第3次宜野湾市教育振興基本計画策定支援業務委託989万5,000円出ているのですが、これは1者で一括してやっているのか、複数のところに委託しているのか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらの金額についての補正につきましては、現在2者から見積りを取っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。もう一つです。また、同じ52ページの下で、教育環境整備事業というのが3,500万円あるのですが、これは主にどういう内容でしょうか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 プリティ宮城委員の御質疑にお答えいたします。教育環境整備事業ですが、小中学校のG I G Aスクールに関わる事業でございます。このG I G Aスクールの中で子供たちが使うデジタル教科書であったりとか、先生が使う授業支援ソフトなどを計上しております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その上に教育用コンピューター整備事業というものがあるのですけれども、これは入っているのですか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちらはまた、G I G Aスクールとは異なりまして、これまで学校現場で整備した機器やソフトなどを整備する事業でございます。こちら今回計上させていただいたものは、中学校の教科書改訂が次年度ございます。この中学校の教科書改訂に伴い、先生方が使う指導者用デジタル教科書を購入するものでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この教育環境整備事業は、先生方が授業で使うデジタル教科書に関してのもの。分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。縮めてよろしいですか。

(「進行」「1つだけいいですか」という者あり)

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。もう一つ、51ページの5番目、上から5つ目のITアウトソーシング業務委託料なのですけれども、これも1者でしょうか。これも契約をしているのでしょうか。

○石川慶 委員長 これは担当課はどこですか。

(「デジタル推進課」という者あり)

○石川慶 委員長 これは、またいるときにでも確認してください。よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

(「休憩」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時54分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時56分)

○石川慶 委員長 審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでありました。

(散会時刻 午後3時57分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年12月11日（水） 2日目

午前10時04分 開議

午後 3時34分 散会

○場 所 第3常任委員会室

出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	上里 広幸
委員	我如古 盛英

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	プリティ宮城ちえ
委員	宮城 政司

○欠席委員（0名）

○説明員（15名）

総務部次長	多和田 眞満
企画部次長	伊佐 真
企画政策担当技査	平 良 乾
企画政策課 事業管理係長	新垣 麗奈
行政経営室長	多和田 真也
行政経営担当主査	中 村 誠
行政経営担当主査	生 田 智也
児童家庭課長	玉代 勢 桂

総務係長	野嶋 博司
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
企画担当主査	藤原 真司
財政課長	比嘉 隼也
行政経営担当主査	喜舎場 健次
行政経営担当主査	中 村 弥生
福祉担当次長	香 月 直子

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第84号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定について

議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

議案第85号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第86号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

第462回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和6年12月11日（水）第2日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時04分）

【議題】

議案第84号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第84号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第84号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 補足説明はございません。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川慶 委員長 それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 提案理由のほうなのですけれども、ここに情報通信技術の活用ということなのでも、今回どうして一部改正しないといけないのか、もう一度説明のほうをお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。まず、総務課が作成した資料を御覧いただければと思います。こちら横刷りの、そちらのほうから説明したいと思います。

まず提案理由の一つとして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律というのがあります。それは関連する複数の改正法を束ねたものでございます。その法律におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これはいわゆる番号利用法といいますけれども、その番号利用法の改正が行われております。その改正によりまして、番号利用法の第2条の中で項ずれが生じてきましたので、それに対応するということで、本市条例の規定に係る番号利用法第2条を引用している規定を改めるものが1つでございます。

もう一つが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律というのがございます。こちらも同じように関連する複数の改正法を束ねたものでございまして、この法律におきまして、児童手当の抜本的拡充策として児童手当の支給要件のうち所得要件が廃止されました。それに伴いまして、所得要件を満たさない一定所得以上の者に支給されている特例給付も廃止されることになりましたので、本市条例におきまして、特例給付について言及している規定の整備を行っているものでございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 条例の改正は、国の上位の法律が改正される、あるいはいろいろ改正されていく中で、各地方公共団体、その改正が出てくると思うのですけれども、あくまでも内容に関してのものではなくて、その上位法が、あるいは子ども・子育て支援法ですか、そういった法律ができたおかげで条文を改正しないといけないというふうなこと、大まかなことは、これで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。ほかの質疑のある方。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと重複する質疑になるかもしれないのですけれども、確認ですけれども、今回特に情報通信技術の活用に関する法律のところなのですけれども、恐らく上位法、法律の言葉の定義の部分の項が変わったので、それを引用しているの、その番号を変えますよということで、条例の変更はあったと思うのですけれども、その法律の部分の変更、言葉の定義というのですか、はないですよということを確認したいのですけれども、要は定義を、例えばですけれども、特定個人情報ということがあって、その定義が法の第2条第8項で決まっていたものが、第2条第9項で示されるようになったので、項ずれしていますということで影響を受けていると思うのです。そもそもの言葉の定義は変わっていないという理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えいたします。今、御質疑がございました、言葉の定義の変更はないのかということですが、それについてはございません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。例えば言葉の定義、今回の情報通信技術に関する法律で引用している字句の改め、だから3つ一緒ですか。言葉の定義は変わっていない、それはないということで。分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

○石川慶 委員長 他に質疑ございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。この事業の資料、ありがとうございました。資料の右側の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の中の改正概要の中で、本市条例の対応というところに外国人の保護に関する事務を処理するために必要な限度で、利用することができるという、ここ説明していただけますか。外国人に関して、宜野湾市に住んでいらっしゃる。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 一般的なお話をさせていただきたいと思います。まず、今回別表第2の改正を行っているのですけれども、別表第2に書かれている事務を進める上で、右側の欄なのですけれども、そこに記載されている特定個人情報を使うことができますよということです。なので、一般的なお話に照らし合わせますと、外国人の保護に関する事務を処理する上で特例給付の情報を使うことができるというものになります。以上ですが、不足があれば、御指摘いただければと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 宜野湾市に住んでいる外国人の方の保護に関して、つまり条文のうち、または特

例給付の字句を削る、そこのところなのですけれども、どういうことですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。先ほど説明しましたとおり、まずこちらのものにつきましては、先ほど法律におきまして、繰り返しになりますけれども、児童手当の抜本的拡充策として児童手当の支給要件の所得要件が廃止されました。それに伴いまして、所得要件を満たさない、一定所得以上の者に支給されている特例給付も廃止されるということで、先ほど委員が読み上げたところに特例給付という字句がありますので、その字句を削るということでもあります。

それがどういうことかということ、事務の中身の話なのかなということですので、事務となると担当部署が、では事務の件に関しましては、すみませんけれども。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 答えいたします。生活保護法の外国人についてなのですけれども、本来生活保護法により、生活保護は日本国民に対する給付となりますので、外国人については、その他の政令等で日本人に準じて生活困窮している外国人につきましては、日本国民ではないのですけれども、日本人に準じて生活保護を支給してよいというような運用になっております。

その中で、ただ番号利用法につきましては、日本人に対する照会は、国の大本のほうで規定されているのですけれども、外国人についての規定というのを、本市の条例でもって規定しているために、これまでは外国人については特例給付についての照会が必要などときには宜野湾市の条例に基づいて照会することが可能だったので、今回そもそも所得制限の撤廃により特例給付が廃止されておりますので、それに伴って特例給付の照会が必要なくなったということで、条項を削除ということになっています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。それにより削除になったということで、国としては明記がなかったために本市で、宜野湾市はこういうふにやりましたということで。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのとおりでございます。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひいたします。資料を拝見させていただいているのですけれども、2の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の改正概要を少し確認させていただきたいのですけれども、この法律は関連する複数の改正法を1本の法律にまとめた束ね法とあるのですけれども、なじみのないあれなので、概要を説明お願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ただいまの上里委員の御質疑にお答えします。まとめたということでもありますので、複数、この法律が関係してございまして、実は束ねられている法律が17本ございます。全部読み上げていきたいと思ひます。1つが子ども・子育て支援法の一部改正、2つ目が健康保険法の一部改正、3つ目が船員保険法の一部改正、4つ目が児童福祉法の一部改正、5つ目が地方税法の一部改正、6つ目が私立学校教職員共済法の一部改正、7つ目が国家公務員共済組合法の一部改正、8つ目が国民健康保険法の一部改正、9つ目が

国民年金法の一部改正、10個目が児童扶養手当法の一部改正、11、地方公務員等共済組合法の一部改正、12、児童手当法の一部改正、13、雇用保険法の一部改正、14、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正、15、日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正、16、特別会計に関する法律の一部改正、17、子ども・若者育成支援推進法の一部改正が1つにまとめられたものということでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 丁寧な説明、ありがとうございました。この17本の法律を1本にまとめたということは理解したのですが、束ね法という法があるのですか。今、17本の法律の改正案を、上位法が改正されるということで、束ねるという言葉は理解できるのです。束ねる法律のことを束ね法というのですか。法律をまとめるための手続があると思うのですね。その法律があるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 法律の正式名称の中に束ね法という、いわゆる法律名称があるわけではなくて、先ほども提案理由の中にもありますけれども、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律、これが正式な法律名称でございます。私たちが言っているのは、それらの中に17本の法律が含まれていますということで、束ねられていますということで、用語として説明用のために束ね法という言い方をしているだけで、そもそも法律の正式名称にそれがあるというわけではございません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今の説明で理解できました。ちょっと聞き慣れなかったのですが、その辺ちょっと確認させていただきたかったです。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めてもよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。審査中の議案第84号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時22分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時30分)

【議題】

議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定について

○石川慶 委員長 議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第97号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

(「ありません」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これまで第四次の基本構想計画が期限というのでしょうか、できて、新しく基本構想、基本計画を策定するという事で、議案として議会のほうに出してもらったのですけれども、その中身について少し説明をしていただいて、それから具体的な質疑をしていきたいと思うのですけれども、前段の役割と構成とかあるのですけれども、かいつまんで説明いただければありがたいのですけれども。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 本議会に提案させていただきました、第五次宜野湾市総合計画基本構想の概要ということでございます。この第五次宜野湾市総合計画基本構想につきましては、議会の議決すべき事件に関する条例の第2条第1号のほうに根拠がございます。

条文としましては、第2条第1号に議会の議決すべき事件として、本市における総合的、かつ計画的な行政運営を行うための基本構想の策定、変更、または廃止に関するという条文がございますので、この第2条第1号に基づき今回提案をするものでございます。

基本構想につきましては、本日お配りをしました、基本構想の冊子の2ページのほうに計画の構成を載せております。2ページの2節、計画の役割と構成の部分でございます。今回12月議会に提案をさせていただきますのが、この計画の3段構成になっておりますが、このピラミッドの一番上にあります基本構想、本市の将来の都市像を描き、まちづくりの方針を明らかにするものとして提案をさせていただくものでございます。

その下の基本計画、これにつきましては、基本構想に描かれた都市像及びまちづくりの方針を達成するためにやるべきことをまとめて明らかにするものと書いておりますが、内容としましては、基本構想で立てた将来都市像、また基本目標をより具体化するための計画が基本計画になります。

こちらの基本計画につきましても、先ほど申し上げた議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号によりまして、前号の基本構想を実現するための施策全般に係る基本的施策の方向を総合的、かつ計画的に示す基本計画の策定、変更、または廃止に関する事ということで定めがございますので、基本計画につきましては、本定例会において基本構想のほうを可決していただきましたら、来年3月議会、令和7年3月議会のほうに基本計画のほうは提案をさせていただくという状況でございます。基本構想の概要としては以上となります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 説明の中で、令和7年から新たな基本計画の下で市政が運営されるということで、3月には基本計画が出されるということですが、その前段階の基本構想の冊子と、それからその内容なのですが、これは皆さんがどれぐらいの期間をかけて作成したのかなと思うのですけれども、基本的な宜野湾市の現状、これまでの計画を策定して、そのとおり進んだ部署と、それからまだ立ち後れている部署とか、そういったものをしっかり組み込んで、この基本構想を策定したということには、どれぐらいの期間とか、どれぐらいの皆さんの内部での話し合いというのですか、それをやられたかどうか。一番難しいところ

というか、やはり普天間飛行場とか、あるいは急激な人口増加、それから少子高齢化等が宜野湾市もこれから影響が出てくると思うのですけれども、そういったことも重ねて、この基本構想というのは、しっかり構想の作成の段階で皆さんが練ったということになると思うのですけれども、そういう形でつくられたわけでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。策定の経緯、取組の経緯ということで、御説明をさせていただきます。

今回第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定に当たりましては、現行の第四次総合計画、本年度で期限を迎えますので、まず昨年度は現行計画の評価・検証を行っております。昨年度は、まず12月4日に宜野湾市振興計画審議会、これは外部の有識者の方、市民団体の代表の方、市民公募委員の方で構成される、本市の附属機関であります、宜野湾市振興計画審議会のほうに現行計画の評価・検証結果を報告させていただきまして、令和5年度は12月4日と2月15日の2回、審議会を開催させていただいております。

この審議会では評価・検証結果を報告させていただきまして、委員の皆様から様々な御提言、御意見をいただきました。その内容としてまとめさせていただきましたのが、こちらの評価・検証報告書ということで、これは今年の5月に議員の皆様にもお配りをさせていただいたものでございます。

この評価・検証の内容につきましては、我如古盛英委員から御質疑がありましたとおり、主にこの基本構想にも概要という形でコンパクトに取りまとめさせていただいております、具体的に申し上げますと、例えば9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

9ページから宜野湾市の現状ということで、ページでいいますと、かなりありますが、25ページまでございます。こちらは宜野湾市の現状を8つの項目に分類しまして、昨年度行った評価・検証の結果をコンパクトにそれぞれの分野ごとに取りまとめております。また、その取りまとめに際しては必要となるデータもグラフ、また図面等を用いまして、基本構想のほうに記載をさせていただいております。

また、26ページから31ページまでにかけては、昨年度実施をしました市民アンケートの調査結果を、全てではないのですが、こちらにも主な市民アンケートの結果を抜粋しまして、コンパクトにまとめて整理をさせていただいております。このような形で、評価・検証を踏まえて、本年度策定に取りかかっておりまして、今年度、令和6年度の取組としましては、まず7月19日に、この振興計画審議会のほうに基本構想、また基本計画の策定についての諮問を行っております。これは市長からの諮問を審議会のほうに行っております。

そして、2回目の振興計画審議会を9月3日に開催しております。

そして、10月29日になりますが、今年度の第3回振興計画審議会におきまして、基本構想のほうの答申をいただきまして、市内部のほうでの決定の手続も踏まえまして、12月定例会での本議案、基本構想案の提案という運びとなっております。以上でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 基本構想の冊子が出てきたところで、内容は、まだ細かいところまでは見ていないのですけれども、しかし宜野湾市に住んで、その行政に関わってきているわけですので、内容としては、各議員の皆さんが、本当にこれまで取り上げた課題というのでしょうか、それがあのような気がするのですけれども

も、さらにもうちょっと細かく中身を見てから質疑をしていきたいと思いますので、取りあえず一応私のほうとしては、これで終わりたいと思います。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 中身に入る前に、振興計画審議会の委員の、どのような方々が委員になっているのか。あと、何名程度いらっしゃるのか。この委員の選定方法、どのような形でやっているのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 振興計画審議会の委員の選任についての御質疑でございますが、振興計画審議会につきましては、先ほど若干御説明申し上げましたが、本市の附属機関として設置をされているものでございます。その運営に関しましては、宜野湾市振興計画審議会規則がございまして、その審議会は市長の諮問に応じて基本構想、また基本計画についても調査、審議することが規則の中で定められております。

また、その委員、組織でございますけれども、委員は20人以内で組織するとされておりまして、委員の分類としましては、学識経験者、それから関係諸団体に所属する者、市民公募による委員、それから市内部の行政機関に所属する者というような形で定めがされております。

今回振興計画審議会の委員につきましては、全部で18名の方が委員としていらっしやいまして、会長には琉球大学国際地域創造学部の瀬口教授に会長をお願いして会の運営を行っていただいております。

また、その選任に際しましては、前回、第四次宜野湾市総合計画を策定したときの委員のメンバーを参考にもさせていただきながら、またそれぞれの団体の、市民関係の団体、例えば商工会ですとか、観光振興協会、また認可保育園園長会、自治会長会のような方々に関しましては、それぞれの団体に推薦依頼を出させていただきまして、各団体から推薦をいただいております。また、外部の有識者としては、健康や医療に関する専門家、交通政策、都市計画に関する専門家、またデジタル関連の専門家など、本市としても日頃からいろいろな分野でお世話になっている各種先生の方々にもお願いをしまして、計18名、委員という形で構成をしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。委員のほうとかは大体分かりましたが、この学識経験者と言われる方々、大学の教授であったり、何だったりというのは、市町村の計画の専門家的な位置づけになっているのですか。それともそうではなくて、先ほど言われたような本市に携わっている方々を選任したというようなお話だったと思うのですけれども、そういった方々をお願いしてやっていたのか。

何が聞きたいかという、この学識経験者という方々は、本市以外でも審議会の、沖縄県のあちらこちらの審議会の中に入っている方々なのか、聞きたい。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑についてお答えいたします。ちょっと個人名は触れないでおきたいと思いますが、やはり本市だけではなくて、委員の、特に学識経験者の方々は県の委員会の委員ですとか、また他自治体での、こういった審議会での委員なども務めている方が多数いらっしゃるという状況でございます。あと、本市の総合計画以外の計画策定などにもいろいろ携わっていただいている方々でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 例えば本市だけではなくて、本市以外でもやっているという方々なわけですね。分かりました。ありがとうございます。

あとは、本市の中の商工会さんとか、本市の中の企業さんの代表も推薦で入っていると思うのですが、一般公募があるとさっきおっしゃっていましたが、一般公募はいつ頃に公募をかけて、大体何名ほど応募があって、今、何名、一般公募の枠で、この18人の中に入っているのかというのをちょっと聞かせていただきたい。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 確認させてください。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時45分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時45分）

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えいたします。現在の振興計画審議会の委員の方々、委嘱したのが令和5年12月に委嘱しておりまして、すみません。市民公募委員の公募期間は、戻って確認をさせていただきたいのですが、その前に市民の方の公募をいたしまして、1名の方の応募がございました。その方の面接、あとは応募の理由など、そちらの聞き取りも行った上で市民公募委員として選任をさせていただいております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。大事な計画、構想になってくるものですから、この審議会の役割というのは大変大事なものになってくると思ってしまして、この学識経験者の方々というのは、それなりに知識のある方々であるとは思いますが、もっと言いたいのは、一般公募枠をもっと増やしてもいいのではないかなと私は思ったりもしていて、しっかりと知識を持った方々の意見というのと、一般に住まわれている、普通の方々の考え方というのは、結構差がある部分とかというのはたくさんあると思うのです、いろいろなものに関して。例えば基地に関することとか、あとは環境に対する考え方、あるいはまた子供たちに対する考え方、いろいろな考え方、学識経験者の方々というのは、しっかりと知見を持っていますけれども、本市の計画になってくるので、本市の一般の方々の声というの、やはり拾っていくべきなのかなと。パブリックコメントとか、多分やっていると思うのですが、そういった方々をもうちょっと審議会の中に、1名いるわけですが、もうちょっと幅広く選任していくような方法が取れたらなとは思っていますけれども、今後大事な計画になるので、一般市民の声みたいな形もどんどん取り入れていけるような体制をつくっていただければなと思っております。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御提言ありがとうございます。市民公募委員の枠としましては2名、枠を準備しておりましたが、結果として1名応募という形になりました。先ほど申し上げましたとおり、委員の構成としては最大限20名ということでございまして、今回審議会は18名となっておりますが、総合計画に関しては分野が、ほぼ全ての行政分野に及ぶため、大変多岐にわたるボリュームがございます。

そのため、この審議会の委員の名簿も、それぞれのやはりどうしても御専門の方々の御意見が必要となり

ますし、やはり市民団体の代表の方々の御参加も必要となってまいりますので、今後市民公募枠を増やせるかどうかというところにつきましては、また委員の構成のほうも次回に向けて見直しをさせていただいて、検討してまいりたいと考えております。

○平安座武志 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 幾つか質疑をさせていただきます。基本構想、総合計画、実は少し質疑に入る前に、基本的な考えと、そして経緯について少しお話をさせていただきますけれども、総合計画というのは、それは地方自治法の一部改正に伴って策定業務はないのです。当然議会承認事項でもない、これは一部改正された。全国の都道府県、市町村については、それでも策定をしていくわけ。

そこで、これまでの宜野湾市役所は、宜野湾市の行政は議会の承認事項でなかったわけ。これは宜野湾市議会の議会改革特別委員会、そこで基本条例を策定して、議決事件に追加をした案件なのです。

さあ、そこで総合計画というのは、基本構想そのものというのは、認識としては、宜野湾市の憲法ですよ。非常に大事。その憲法に基づいて皆さん方は計画をつくるわけ。我々が目にするところは、3年ローリングの実施計画しか目にできない。だから、我々は議会の中で質疑をしながら、質問しながら、その事業を見ることができる。その構想と計画と実施が乖離されている内容については、なかなか見えづらいわけ。そこで、議決事件の追加として、議員の同意を得て、そのような経緯があるわけ。

さあ、そこで、その基本構想、総合計画、今回は第五次に向けて、それは期間は何年ですか。そして、これまでの期間は何年だったのか、その説明からいただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑の、今回策定をしてございます、第五次宜野湾市総合計画につきましては、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画になってございます。10年間のうち、前期基本計画が5年、残りの5年が後期基本計画という構成になってございます。これまで現在の第四次基本計画につきましては、基本構想が全体の期間が8年間、平成29年度から令和6年度までの8年間で前期基本計画が4年間、後期基本計画が現在の4年間という構成になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回10年ですよ。8年から変更されたのですよ。この期間の設定については、法的な制約はないのです。地方自治体に委ねられているから、8年から10年に変更された経緯は何ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員御質疑の現行の第四次総合計画につきましては、当時時代の流れが速くなっていること、社会の変化に対応するため、また公約を掲げて任を得て選ばれる首長の任期等を勘案して基本構想は8年、前期・後期基本計画を各4年とした経緯がございます。

しかし、現段階におきましては、首長の任期と現行の第四次総合計画の終了年度は別となってきてございます。また、計画の評価・検証については、後期基本計画の期間が満了する今年度の前年度である、昨年度、令和5年度に行ってございますが、評価・検証の対象期間が令和3年と令和4年の2か年間になってございます。実績を評価・検証する期間として2年間は、なかなか材料が少ないということもございまして、特に今回はコロナがございましたので、各いろいろな事業、イベントが止まったりして、さらに材料が少なかつ

たという、そういうこともございますし、また他市の状況等も見てみましたら、県内10市全て10年間となつてございます。そういったこと等を踏まえて、今回は10年間ということで提案させていただきたいなと思つてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 10年から8年に変更された時期がありましたよね。市長の任期も含めて……。今回議案として総合計画をやっているのですけれども、これの最上位法、上位計画を向こう10年間、その構想に基づいて計画が実施されていくわけ。非常に大切なものなのですよ。それを議案として、今回もちろん議決事件ですから、それは議案として上がっているのだけれども、これまで議会に対する説明はいつやりましたか。どのようなやり方をしたのですか。それを説明していただけますか。記憶の中で、全員協議会等で説明等はあったと思う。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 どのような説明という形での御質疑だったと思いますが、先ほど御答弁申し上げた内容でございますけれども、評価・検証のほうを昨年度行っておりまして、5月の段階で議員の皆様にはお配りをさせていただいております。説明につきましては、12月定例会でも基本構想の提案での説明という形とはなっております。

前回の経緯につきまして、全員協議会を開催した件につきましては、前回の第四次総合計画策定の際は、ちょうど平成23年5月に地方自治法の一部改正がありまして、基本構想の策定義務の規定が削除されたことによつて法的な策定義務がなくなりました。ただ、先ほど上地委員から御質疑がありましてとおり、本市は平成28年3月に宜野湾市の議決すべき事件に関する条例を制定して基本構想、基本計画の策定等議決事項としております。

第四次総合計画の策定の際は、基本構想に加えまして、基本計画まで議決事項とする条例を制定した後、初めての策定する総合計画という経緯もございまして、その際は、やはり議案の説明、議案の提案の前に改めて議決する必要性、条例の改正に伴つて基本構想、基本計画まで議決事件となっているというところの振り返り、そういった説明の必要性も踏まえまして、全員協議会を開いているというふうに聞いております。

今回は、第五次につきましては、その条例の制定後の2回目のものとなっておりますので、説明につきましては、すみません。12月定例会での説明という形にはなっておりますが、ただ計画の重要性に鑑みて、先ほどお配りした評価・検証報告書については、事前に5月の段階でお配りをさせていただいた次第でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 議案として、もちろん議決事件だから、宜野湾市議会においては、承認事項の案件であるのだから、我々はそこで向こう10年間の、その構想に基づいて最終的には実施をしていく、事業をつくっていくわけ。私は、少なくとも、その機会だけでは中身が分からない、中身が。しかし、それが一つのルールだから、それはいいでしょう。

そこで、幾つかまた確認をさせていただきたいと思います。第四次の検証をしましたよね。検証に基づいて新たな向こう10年の総合計画の基本構想が反映されていくわけ。反映されていくのですよ。その検証については、先ほど議論があった振興計画審議会のお話がありました。その振興計画審議会、あるいはまた振

興計画審議会の諮問した、答申をされた、その答申資料を提出してください。お願いします。

そして、これは市民のアンケートも実施をされましたよね。アンケート内容についても、それはどのような市民から提言等があったのか、これも見えてこない。これも出してください。その資料からひとつお願いします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 まず、1つ目の答申の資料というのは、例えば審議会からどのような意見があったのかとか、そういったものでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは諮問したわけでしょう。諮問に対する答申内容です。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 それでは、答申に至るまでに振興計画審議会からいただきました意見、それから市のそれに対する対応の考え方についての資料を提出させていただきます。

あと、2つ目の市民のアンケートの概要につきましては、基本構想に掲載はしておりますが、あくまでも概要のものになっておりますので、市民の方からどのような提案があったのかということでもありますので、これは自由意見というような内容でよろしいでしょうか。かなり数がありますので、一部という形でもよろしいでしょうか。主なという形で。

○上地安之 委員 はい。

○企画政策担当主幹 分かりました。では、市民からのアンケートでは、自由意見、主な御意見という形で提出をさせていただきます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、振興計画審議会、市民からの意見、アンケートの実施はしているのだけれども、それ以外にも、例えば団体だとか、自治会だとか、そういったところとの意見聴取、意見の交換等は実施をされましたか、それ以外。この振興計画審議会の中にそのメンバーが含まれていて、そこで審査というかな、検討を加えていたのか、それなら結構です。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑の、先ほど御説明しております振興計画審議会の委員に商工会、観光協会、認可保育園園長会、自治会長会、社協とか、あと教育委員とか、そういった方々が含まれてございます。そういった方々からの御意見等は伺っておりまして、各団体個別の意見聴取とかは実施してございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 取りあえずこれまで策定をされるまでの経緯の議論と市民の声と、あるいはまた審議会の答申等の資料いただきたいと思います。その構成員も含めてお願いします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいま御要望のございました、振興計画審議会の委員名簿、それから審議会からの答申の資料という形で、審議会から出されている意見、それに対する市の考え方、そして市民の方からのアンケートの主な御意見という形で提出をさせていただきます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** それから、行政評価、つまり事業実施者、それぞれの担当課も評価・検証したと思うわけ。しましたよね。その取りまとめをしたやつも出していただけますか。

○**石川慶 委員長** 企画政策担当主幹。

○**企画政策担当主幹** ただいま御要望のございました、各担当課による評価・検証については、この冊子の、主に62ページ以降から最後のページ、177ページまで、各基本計画の基本施策に基づく各担当課による評価・検証がありますので、こちらを御参照いただきたいと思います。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 分かりました。報告書の中で、それは。そこで、いろいろな形で評価・検証を行って、今回新たに総合計画を策定に至った。そして、議会の承認手続を今求めている、その評価に基づいた、検証に基づいた新たな施策と新たな構想が、どこに、どのように反映されているかというのを説明いただければ。

○**石川慶 委員長** 企画政策担当主幹。

○**企画政策担当主幹** 御質疑にお答えをいたします。今回振興計画審議会のほうを開催いたしまして、様々な御意見をいただきました。その中で御意見として多かったのが、これは市民アンケート結果にございますけれども、アンケート結果で申し上げますと、ページで申し上げますと、28ページをお開きいただきたいと思います。

こちら28ページは、市民アンケートの結果を市民の方の満足度と重要度に対する認識を分布図として整理をしたものでございます。こちらの分布図のほうを見ますと、満足度が低くて重要度が高い、つまり市民の方々の関心が高く、まだ満足度がなかなか上がっていない重要な分野でございますが、こちらが子育て支援ですとか、子育て環境の充実、また基地跡地利用の推進、すみません。28ページの図の左上、スモールAと書かれているエリアでございますが、このエリアで見ますと、子育て支援・子育て環境の充実、また基地跡地利用の推進、また教育関係でいいますと、未来を担う人間力の育成、こういった施策の重要性が認識をされております。

また、本市は今、西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の取組を行っておりますが、このアンケートの分析を見ますと、健康づくりの推進の項目がスモールDの一番上のほうにございます。なかなか市民の方の重要度の認識が高まっていないというような状況となっております。これらの事象を踏まえまして、審議会からは、やはり市民アンケート調査の結果を踏まえると、今後10年間の計画としては、子育て支援、子育て環境の充実、また今後高齢化もますます進行してまいりますので、高齢者の方々のフレイル対策のみならず、働き手世代の健康施策が、ますます重要になってくるであろうということでの健康づくり、そしてまた本市は現在西普天間住宅地区の開発を進めておりますが、今後普天間飛行場が返還された場合の基地跡地利用の推進、このテーマは非常に重要であるというふうな御意見を様々な形でいただいております。

その内容を踏まえまして、今回将来都市像として35ページをお開きいただきたいと思います。35ページの将来都市像でございますが、今回の将来都市像は、「ねたてのまち宜野湾 健やかに心豊かに育む未来」としております。この設定の理由としまして、四角が2つございますが、2つ目の四角を御覧いただきたいと思います。

2つ目の四角の1つ目のポツで、今後宜野湾市が特に力を入れていく分野である子育て・教育、健康、基地跡地利用についての目指す姿を表現しました。そう書かせていただいております。

そして、考え方の2つ目として、市民、その中でも子供たちが心身ともに健やかに生活でき、心豊かに幸福を感じられるまちを目指して、健やかに、心豊かに育むと表現し、さらに基地跡地利用などを見据えた市の発展を目指して育む未来と表現をさせていただきました。そして、この将来都市像を踏まえまして、36ページと37ページの6つの基本目標を設定しております。

この基本目標の第四次からの大きな違いといたしまして、基本目標2、子供たちが安心して心豊かに成長できるまち、この部分は特に子育て支援と教育面に特化した部分の基本目標となっております。第四次総合計画では、子供も施策の分野と教育の施策の分野が異なる基本目標にございましたが、今回の総合計画基本構想案では、これを一つの基本目標にまとめて、基本目標2とさせていただきます。

そして、健康施策については、次の36ページの基本目標3、いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまちの中におきまして、琉球大学や民間企業、地域、団体等と連携した沖縄健康医療拠点の取組を進め、全市民参加型の健康まちづくりを推進し、全ての市民が健康に暮らせるまちを目指しますと書かせていただいております。

そして、基地の跡地利用につきましては、37ページ、基本目標6でございます。基地の跡地利用に関しましては、第四次総合計画でも基本目標6と位置づけとしては変わりませんが、記載内容としましては、平和をつなぎ、未来へ発展するまちとしまして、普天間飛行場の早期返還のみならず、跡地利用計画の策定や土地の先行取得、また返還後の跡地開発に関する課題について、地権者をはじめ国、県と連携して検討し、未来へ向かって発展するまちを目指しますということで、現行の第四次から、またさらに一步踏み込んだ記載の内容となっております。すみません。答弁が長くなりましたが、以上でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 細かく説明をいただいて、その評価・検証から、このように新たに、またスタートするに当たっての……等も踏まえて、理解が深まりました。

さあ、そこで、これは構想ですよ。そして、計画については、これは令和7年度の当初予算に議会に、また議案として提案をしていくわけでしょう。そこで、この構想と、本来であれば基本計画の、より具体的に、どう反映されていくのかというものと、これはある意味、セットでやることは、この基本構想の意義、あるいはまた総合計画に落とし込む、その……に対するだとか、あるいは効率性、能率性だとか、そういうのを見ることができるわけ。それは、そういう時期が来たら振り返って今日の審査ということはできるかもしれないけれども、せめて内容ぐらいは説明があつていいのではないかなと思うのだけれども、どうなのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑は、現在策定中の第五次総合計画の前期基本計画の件であると認識しております。第五次総合計画の前期基本計画については、まだ現在策定中の段階でございます。ただ、現在12月5日から、議会開会の日からでございますが、現在パブリックコメントを実施しておりまして、市のホームページのほうで御覧になっていただくことができるものでございます。

パブリックコメントについては、市報12月号にパブリックコメントの実施についての周知を行う予定でございますので、内容については、ぜひパブリックコメントの第五次総合計画前期基本計画のほうもぜひ御覧になっていただきたいなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに総合計画の中に構想、計画、実施と包含されていますよね。それが総合計画なのですよね。今回構想が出された。議決事件、そして前期基本計画については、それは改めてまた議決事件としての提案の流れとなっていくと思うのだけれども、これは今まだ策定中、そして3月に提案をしていくという流れですよね。それは議会サイドの問題ですから、それはルールに沿って進められていくと思うのだけれども、要するに議決、これは議会サイドの問題なのだけれども、これは議決なのです。これは重要なのです。市民との関わり、あるいはまた各種団体との関わり、みんな関わってくるわけ。策定段階から関わってくる。議会は、議決事件として、それを捉えるときは提案ではないわけ。策定段階であるわけ、策定段階。これは議会サイドの問題、それは当局の……。取りあえず考え方を少し申し上げましたけれども、分かりました。

いずれにしても、さらに検証と評価と、そして反映、新たにスタートについて、もう少し目を通してながら……。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今の振興計画審議会、市民というのは、第四次の検証、第五次は別ですよね。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 現在振興計画審議会委員は昨年、令和5年12月から委嘱をさせていただいておりますので、第四次の計画の委員のメンバーとは異なっております。一部同じ方、継続してお願いしている方もいらっしゃいますが、入れ替わっている方もいらっしゃいます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほど、名前、市民の公募でしたけれども、両方の審議会委員名簿をいただくことは可能でしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 それでは、現在の振興計画審議会委員の名簿と前回の第四次総合計画を策定した際の委員の名簿、そういう形で提出をさせていただきます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく申し上げます。それと、今回7月に振興計画審議会を持たれたということですが、その議事録というのは見ることができますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 この振興計画審議会の議事録につきましては、毎回終了後に市ホームページのほうに資料とともに掲載をさせていただいております。ただし、12月2日の第4回審議会については、ただいま議事録を作成中でございますので、今年度第3回の審議会までの資料及び議事録のほうは公開をさせていただいております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。ホームページで見ていきたいと思います。

それから、641名のアンケートなのですけれども、どのようにアンケートを配り、そして何名中641名の回答だったのかということはどこかに記載はありますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 アンケートの実施概要でございますけれども、26ページをお開きいただきたいと思います。基本構想、26ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○企画政策担当主幹 基本構想、26ページに市民アンケートの概要ということでありますが、調査対象者として、1、調査概要、調査対象者として、市内在住の方のうち無作為で抽出した18歳以上の方で、配布枚数は計3,000通でございます。回答方法としては、郵送による内容と、またはウェブによる回答も含めております。配布枚数3,000通のうち641通の回答がございまして、回収率は21.3%となっております。参考でございますが、前回第四次総合計画のアンケートの結果につきまして、回収率は17.6%でございましたので、今回は641件、21.3%ということで、前回から回収率はアップしておりますし、また統計上、有意な回答数ということでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。それでは次に、審議会委員の公募についてですけれども、公募が1名というのは非常に少ないと思うのですけれども、どのような形で公募をなさったのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 公募につきましては、市ホームページのほうに掲載をし、市の公式LINEのほうでもお知らせをしております。2名の予定でございましたが、先ほど申し上げたとおり1名の方の申込みという形でございました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 市報などでも出したのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 すみません。市報に関しては、掲載はしていなかったようでございますが、先ほど申し上げたとおりホームページとLINEでの募集をさせていただいたという状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 市のホームページを見る方もいるけれども、宜野湾市の便りとか、できるだけ多くの方に届いていたら、私はもっとたくさんいたのではないかなというふうに思うので、その辺の、大切な市民の声を届けるということで、周知方法をもっととる必要があったと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御提言ありがとうございます。周知方法につきましては、やはり多くの皆様に知っていただくということが重要であると考えております。そのため今回、前期基本計画案のパブリックコメントを現在実施中でございますが、これに関しては、先ほど御説明したとおり、市報12月号に掲載をしまして、そこにQRコードも載せまして、すぐに閲覧ができるような形を取っておりますので、今後この辺はしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 もう一つ聞きたいのですが、第四次の検証も重ねて、基本構想に関して、PFASなどの宜野湾市で大きな問題の一つですが、どこかにありますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑はP F A Sに関する記述が、現在基本構想の中にあるかどうかという御質疑でよろしいでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○企画政策担当主幹 申し上げます。基本構想は、先ほど申し上げましたとおり、市の将来のまちづくりを示す最上位の計画の、さらに一番最も上に位置する構想でございますので、こういった具体のより詳細な取組については、その下の基本計画、または各担当課が作成する個別計画のほうに記載をされていくものでございますので、基本構想には、恐らくそういった細かな個別、個別の事象についての記述はないものというふうに考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、評価・検証はされている上で、これから構想ができれば、その後に個別の計画の中で出てくる。そういう具体的な、そういう理解でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、総合計画は最上位計画でございまして、基本的なまちづくりの方向性を示すものでございます。P F A Sの対応の問題については、環境施策という広い分野の中の一つの取組事項でございますので、基本計画の中にどのように表記するかは、まだ現在策定中でございますので、今後の検討事項かと思いますが、やはり詳細な個別、個別の具体的な事項については、総合計画ではなくて、各担当課が策定をするような個別計画のほうでの表記になってくるかというふうに認識をしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 9ページなのですがすけれども、自治会加入率の推移、これは2020年になっているのです、最終。もう2023年とかも出ていると思うのです。なぜ4年前のが出ているのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 このデータにつきましては、現在公表されているデータということで、都市計画マスタープランのほうから出典で載せているものですので、そのデータが2020年までのデータということで、24.0と載せさせていただいております。

ただ、私のほうでは最新の、これは最新といいましても令和4年度でございますので、2022年の加入率は23.06%ということで伺っております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 これは令和6年からですから、その前の年、できれば、その近い年の、できるだけ私は載せるべきだと思います。結構ありますよ。令和2年度とかというのが、これもできるだけ近づけて載せて、そこからスタートだと思うのですがすけれども、その辺どうですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答え申し上げます。今回載せておりますデータについては、先ほど申し上げたとお

り市のホームページや、また市のデータでない場合は、県とか、国のホームページなどから、現在公表されているデータを載せている状況でございます。そのため、若干年度が古くて、最新のものでない場合もございます、ただいいただいた御提言につきましては、最新のデータをなるべく載せていくべきであるというところは、おっしゃるとおりかなというふうには考えておりますので、すみません。こちらは今後改善事項として受け止めさせていただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしく申し上げます。あと、第四次のときに、たしか令和7年度に人口減少になっていたのです。2025年から人口減少になっていくと。今度は2023年、それから10年延びているのですよ。2023年から宜野湾市は人口減少にいくと。その根拠って何ですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。前回第四次総合計画は、私も確認しておりますが、人口フレームのほうを見えますと、2025年での減少ではないようです。

○知念秀明 委員 そうですか。

○企画政策担当主幹 はい。同じく冊子の中に人口ビジョンがございまして、こちらのほうも確認いたしますと、宜野湾市の将来人口推計につきましては、2040年をピークに減少していくというシミュレーションとなっております。

今回人口シミュレーションにつきましては、4ページと5ページにございますが、これは人口ビジョンを新たにこちらでも策定をしまして、集計、推計をしたものとなっておりますが、今回は2040年ではなく、2035年をピークに人口減少していくというシミュレーションとなっております、やはり人口の減少の加速化、少子高齢化の加速化が進んでいるという状況が、今回の人口推計で明らかになってきたものと考えております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 宜野湾市は、西普天間も返還されて、その後コリドー、その後10数年はたつと思うのですけれども、普天間の返還も見据え、そういったことも鑑みて、そういったことになっているのかどうか、お聞きします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質問にお答えいたします。今回の人口の推計に関しましては、今、知念委員からありましたとおり、西普天間住宅地区における区画整理事業が進捗しておりますので、こちらの人口を加味しております。ただし、コリドーに関しましては、まだ返還時期が明示されておりませんし、普天間飛行場につきましても、まだ返還時期は明示されておりませんので、こちらについては人口シミュレーションには含めていない状況です。西普天間住宅地区の人口を加味しましても、やはり2035年には人口が減少に転じるというシミュレーション結果となっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 今、西普天間の返還時の人口を加味していると。どれぐらいの人口が西普天間で増えていくのか、お聞きします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御答弁を申し上げます。今回新たに人口推計を行った条件の一つとしまして、これは

本市が琉球大学のほうに委託をしまして、人口のシミュレーション、推計を行っていただいておりますが、独自推計という形になります。この独自推計の中では、人口に関する仮定ですとか、出生や死亡に関する仮定、それから移動に関する仮定を加味しましてシミュレーションを行っております。

さらに、そこに西普天間住宅地区跡地に関する仮定として、シミュレーションとしては、令和12年の時点から1,124人の男女年齢別に案分を行い、その値を各年齢階級に加算して推計するというので、1,124人となっております。この1,124人の数値に関しましては、宜野湾市の都市計画事業であります、西普天間住宅地区土地区画整理事業の事業計画書、これは令和5年3月時点の事業計画書でございますが、こちらのほうからいただいた数値となっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 丁寧な御説明、ありがとうございます。今ちょっと聞いただけでは分からない部分があるので、今の答弁を資料でいただきたいのですけれども、どうですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 それでは、今、私のほうで御説明申し上げた人口推計、方法について資料を差し上げたいと思いますが、かなり細かな記載となっておりますので、少し読みづらい部分はあるかと存じますが、今回の将来人口の推計ですね、どのような方法で行ったかというところは資料として御提出をさせていただきたいと思います。人口ビジョンのほうから抜粋という形で提出をさせていただきます。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。今、委員の皆様から質疑があつて深まってはいるのですけれども少し確認させてください。先ほどもありました、資料の2ページです。計画と役割、構成のページなのですが、先ほど基本構想の計画の答弁がございました。この実施計画についてなののですけれども、その下に個別計画……、皆様方の執行部の……と思うのですけれども、この実施計画、3年計画でローリング方式を作成していますということであります。これはPDCAサイクルを実行しやすいように検証しながら、効果的に、非常にいい計画だなと思っているのですけれども、これは4年で実施計画は、ローリング方式なされてますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。第四次総合計画におきましても、計画の構成は変わっておりませんので、実施計画は3年間の計画で、毎年ローリングという形でのせさせていただきます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料を見ると、令和12年から毎年度の見直しというふうにしてあるのですけれども、この図で見ると、ローリング方式が変わっていくのかなという感じで見れるのですけれども、そのまま3年のローリング方式で実施計画を進めていくという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 2ページの計画期間の下の方の図なのですが、ちょっと分かりづらくて大変申し訳ありません。基本的には10年間を通して、3年間の実施計画は毎年ローリングをしていく。これまでと同様にローリ

ング方式を行っていくという考え方でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。先ほどの質疑の答弁の中で、議会の議決……いただきました。議会の……構想、計画、個別計画等を拝見させていただきながら、提言等させていただいているのですが、関連する計画等がありますよね、総合計画の中で。総合計画に関連する主な計画とはこういったものがありますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 総合計画に関連する計画ということでございます。先ほど申し上げたとおり、総合計画は市の最上位計画ということで、市の様々な行政分野の施策を網羅的に記載をしてございます。この総合計画に基づいて各課が策定する個別計画も策定されていくという形になっております。

例えば福祉の分野で申し上げますと、地域福祉計画がございまして。また、障害者福祉計画ですとか、そういった福祉分野には個別計画がございまして。また、建設分野におきましては、都市計画マスタープランですとか、地域公共交通計画、こういった個別計画もございまして、また市民経済部のほうでは今年の3月に策定されました産業振興計画もございまして、また教育の分野においては、次年度策定予定である第3期の教育振興基本計画というのもございまして、このように各部署、各分野、様々な個別計画が策定されているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この個別計画が策定されていますよね。この計画の中に期間が、それぞれ個別計画の期間、総合計画に合わせて実施していったほうが進めやすいのではないかなというふうに私は思っているのですが、あえてずらしているのか。その辺の整合性については、どのように検証がされているのか、その辺の見解があれば伺いさせていただきます。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 総合計画の期間とか、個別計画の期間でございしますが、やはりどうしても個別計画は各事業であったり、各施策に基づいて計画になりますので、総合計画の計画期間は、どうしてもずれが生じてはきます。

ただ、やはり個別計画を策定する時点での現段階の総合計画、また基本構想に関しては、基本的にそれにのっとった形で策定をしていただいております。また、総合計画が変わった場合、その個別計画が改定されるタイミングで、また新しい総合計画、基本構想、基本計画の内容を踏まえて、また新しい個別計画の改定、ローリングというのでしょうか、評価・検証を行った上で見直しをしていただいておりますので、そういった意味では、そのつくられた当時の総合計画をしっかりと反映していただいているものというふうに認識しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この個別の計画というのは、整合性を合わせていくべき計画等もあると思うのです。先ほど人口のお話をなさったのですが、例えば第四次のときには2040年で認識していたのですが、先ほどの答弁、2035年に変更になりましたということで、人口に合わせていく計画がありますよね、総合戦略。

○企画政策担当主幹 はい。

○上里広幸 委員 人口に合わせていって、整合性を取って、それからまたぶら下がった計画があると思うのです。やはり整合性と取らないと、期間的にですね。そういった整合性を取る計画、制度も必要だと思うのですけれども、見解を伺います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいま上里委員から御指摘がありました総合戦略に関しましては、こちらも令和6年度に計画期間を迎えますので、今年度第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定予定でございます。こちらに関しましては、先ほど御説明申し上げた、新たな人口ビジョンに基づいて策定をしておりますので、基本、総合計画の内容とほぼマッチした内容となってくると考えております。

また、その他、個別計画で総合戦略のように人口に基づいて計画期間まで合わせてつくらないといけないかどうかという点につきましては、すみません。私の認識している範囲では、伺ったことはないのですけれども、そういった計画があるのかどうかという点について、ちょっと確認をしてみたいとは思っております。

また、担当部からそういったお話がある場合は、しっかりと整合性が取れるような、計画策定ができるような検討をしてみたいと考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この計画の期間の整合性は、事業を進める中で非常に大事なことだと思っております。もちろん、構想のほうも市民、議会、様々な関係機関と皆様で構想をつくり上げていくわけですが、実際事業を執行する執行部の皆さんが、しっかりとした計画をスムーズにつなげていくためには、期間、先ほどの質疑、答弁等の中でも、この期間、……構想……、そういった背景を再度べて計画期間、そういったものを検証して、今回新たに当初の計画を基本構想……、関連する……検討をしていただくような……、見解があれば。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御提言ありがとうございます。今回第五次総合計画の基本構想及び基本計画を策定するに当たりましては、各課のヒアリングもいただいたところです。その各課のヒアリングの際に、各課が策定する個別計画についても整合を取っていただくように、ヒアリングの際にはお願いした上で、現在基本構想、それから前期基本計画の策定をしているところでございます。今、委員から御提言がありました、整合性という面に関しましては、この第五次総合計画策定の暁には、各部に改めて連絡をさせていただきまして、新たな第五次総合計画ができておりますので、それにしっかりと個別計画の整合性が取れるように策定、また見直すべきところがあれば見直しをお願いしたいというところは、しっかりと連絡をしていきたいと考えております。以上でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ……そうすると、計画が推移していくと、市民の皆さんも、どういった事業を行っているよ、どういった計画が行っている、分かりやすく……。

もう一点だけ教えてください。先ほど構想を策定するに当たって策定委員、審議会等を設けて、構想を進めていくという話があったのですが、この中で執行部の皆さんも構成員に入っていますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 振興計画審議会規則の中で、市内行政機関のメンバーということで規定がございますので、その規定に基づきまして、本市の理事兼企画部長のほうで行政内部の委員として1名参画をしてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは共同で取り組む構想ではあるのですが、市の職員の皆様が、この中で立案したものはありますか。あればお伺いいたします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 もう一度お願いします。

○上里広幸 委員 この構想をつくるに当たって、理事が行政の代表として参加していますよね。その中で協議していると思うのですが、執行部のほうから、構想に当たって、ぜひ構想の中に取り入れていただきたいことを提言したものとかありますか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 少しちょっと分かりにくい質疑ですみません。先ほど丁寧な説明の中で、例えば基本目標が少し変わっている、そういったところも説明いただいたのですが、そこで文言が変わったので、この協議の中で、もちろん決めていくのですが、市側から理事が代表して行って、構想の中に、こういった構想を取り入れてくださいという提案とか、提言とか、そういったことは……。表立って、宜野湾市に特化した、コンサルの皆さんに出していると思うのです。その中で宜野湾市の皆さんと最終的に構想を作りあげる。その中で行政の立場として、執行部の立場として理事が参加していると思うのです。今こういったあるのだけれども、執行部として何か提言とかしたものがありますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えを申し上げます。審議会の中で、本市の行政内部の委員から、これをぜひこうしてくれということになったのではないかと考えております。ただ、この案自体は、先ほどおっしゃったとおり事務局のほうで策定をしておりますので、私たち事務局の、あくまで事務局段階で策定の際には、先ほど土地委員に御答弁申し上げた、子育て・教育、それから健康づくり、基地跡地利用の推進、このテーマについては、やはりかなり今後10年間重要になってくるだろうというところは、委員の皆様にも御説明させていただきまして、本当にいろいろな意見をいただいて、現在の将来都市像という形になってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 そこで、先ほど質疑、答弁の諮問と答申の……。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございました。理解いたしました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは進めてまいります。

審査中の議案第97号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時57分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時58分)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時58分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○石川慶 委員長 議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第98号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第98号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。企画部次長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回議案第98号として中部広域市町村圏事務組合の規約の変更という議案が出ているのですが、中部広域圏は浦添市からでしたっけ、うるま市までですか。範囲をもう一度お願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。中部広域市町村圏事務組合につきましては、9市町村で構成されてございまして、南は宜野湾市、西原町から北はうるま市までの3市3町3村となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 宜野湾市は、その中部広域市町村圏に関しては、いろいろ事務の関連とか、なかなかぴんとこないところがあるのですが、こういった中部広域市町村圏事務組合の今回出ている規約の変更というのは、一斉に9市町村が変更して、先ほどの説明のとおり、それと議会の議決を得て、それからもう一つ、県の認可も得るということですが、その手続きというのは、もう決められた手続になるので

すか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。中部広域市町村圏事務組合の規約変更につきましては、地方自治法のほうで規定がございまして、組合の規約を変更するときには、地方自治法の第286条で、変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとされてございまして、関係地方公共団体の協議につきましては、同じ地方自治法の第290条で、議会の議決を要する協議ということで、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないという規定がございまして。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。そういう規定があるということで、今回は提案をしてきているわけですが、提案理由の中に、これまでは会計責任者が同組合の理事の、会計責任者について同組合理事会の補助機関である職員のうちから命ずるということの規約の変更をするということですが、これまではどういう形で関係責任者というのはあったのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。現在、中部広域市町村圏事務組合の規約のほうで会計管理者につきましては、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充てるというふうなうたわれてございまして、現在の理事長は、お亡くなりになりましたが、沖縄市の市長が理事長になってございましたので、沖縄市の会計管理者が中部広域市町村圏事務組合の会計管理者になってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そのことを今回は改正したいと、変更したいということの理由にあるのですけれども、この中では、ちょっと皆さんの説明は簡潔にしか出ていないので、その理由というのもあるのですか。例えば各市町村の会計管理者が、これまでどおり会計管理者になるというものに対して不都合があるから、こういった形で職員まで広げていけるというふうな、会計管理者を広げるほうの改正かなと思うのですけれども、そういうことになるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 これまでの経緯でございまして、平成18年に改正がございまして、地方自治法ですね、それまで収入役制度ということで、平成18年の改正により、それが廃止をされまして、補助機関である一般職員のうちから会計管理者が置かれることとなった、地方自治体にですね。その制度改正時に法に即して変更を本来ならする必要があったと思うのですが、お聞きしたところ、理事長の属する市町村の会計管理者を充ててきているのでございまして、当時は、本来ですと、同じように組合の補助機関である職員、事務局から会計管理者を任命してやるべきだったということではあるのですが、その組織の体制が、なかなかそこまで整っていなかったということで、中部広域市町村圏事務組合の事務局、管理者とかいるのですが、事業とか、予算を執行する部門しかなくて、会計を管理する内部牽制できるような組織になっていなくて、それで従前のような規定で、そのまま。

今般そういった内部牽制ができるような組織体制が構築できたということで、本来あるべき姿、事務局は補助機関ですので、職員の中から会計管理者をとるというふうな規約を変更したということで伺ってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 中身がわかってきた感じがしますがけれども、もう一つ、今回職員ということですから、もしくは事務組合の補助機関である職員ということですから、これは職員だったら、どなたでも責任者、あるいは命を受ければ会計管理者になれるということになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 伺っているのは、この事業を執行、予算を執行する部門の管理職と、それ以外の管理職がいて、そういう体制ができたので、その事業を執行する管理者ではなくて、それ以外の管理者を会計管理者に任命したいというようなことを伺っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その職員というのは、今現在ある補助機関の職員のうちからということで、新たにまた採用してやるという感じになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 現在この体制が整ったということで、今回の変更に至っているので、現在いる職員の中から任命するということが伺っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 規約の変更というのは分かるのだけれども、中部広域市町村圏事務組合の会計責任者というのは何ですか。その中部広域市町村圏事務組合に組織形態として、ここに会計責任者がいたわけですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑にお答えします。現在、先ほど申し上げましたように沖縄市の会計管理者が中部広域市町村圏事務組合の会計管理者と兼務しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その提案理由の、そこで最初に言われているのは、理事長は沖縄市ですね。そして、沖縄市役所の会計管理者が兼務をして中部広域市町村圏事務組合の事務を担当していたということだね。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そこで、地方自治法の一部改正に伴って、その会計管理者というのが、理事長、沖縄市の会計管理者が兼務しなくて、その補助機関、つまり9市町村、沖縄市を含めて9市町村の補助機関、補助機関って、この9市町村ことでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 9市町村を構成員とする一部広域事務組合の事務局となります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そして、ここで説明があるのは、職員のうちから命ずるものとするところ。これをもう少し分かりやすく説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑にお答えします。法の規定の中で、地方自治法の第287条のほうで、一部事務組合の規約の規定がございまして、規約に設けなければならない事項がございまして、その中に一部事務

組合の執行機関の組織というのがございます。その組織の中に会計管理者、こちらは中部広域市町村圏事務組合の規約で定めるということになっているのですが、会計管理者を置くという規定になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりやすくお願いします。要するにちょっとまた目を通してみたら、そのことを言われているのかなと思ったのだけれども、理事会があるではないですか。理事会が9市町村のことを言われているのかな。そして、補助機関というのは、事務局のことを言われているのか。つまり、中部広域市町村圏事務組合の職員が、今まで会計管理者が兼務をされていたやつが、職員がその業務を担当することができるという意味ではないの。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 先に言ってくださいよ。複雑化で。なるほど。要するに沖縄市役所の会計管理者が兼務をしていた、地方自治法の一部改正によって、その事務組合の職員の中から会計管理者業務を担うことができるようになったということですよ。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 何か難しくするから、余計分からなくなった。それで、実は、中部広域市町村圏事務組合の職員の構成というのは、そこで雇用されている方も補助機関である組合が採用しているところもあれば、出向、宜野湾市の職員も出向されているのですよ。その職員の方々も含めて、つまり地方公共団体から出向された職員も、その業務を担うことができるということに解釈していいの。それとも中部広域市町村圏事務組合のほうで採用された職員がいるわけ。それと理事会、負担金を出している市町村の職員も派遣して構成されているのが中部広域市町村圏事務組合の組織体制なのですよ。それからすると、役所職員が出向されているのだけれども、出向されていますよね、宜野湾市からも。その方々も会計管理者の任務を担当することができるというふうに解釈していいのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑についてですが、ちょっと正確なことが、今お答えできませんので、確認させていただいてよろしいでしょうか。一応事務局長兼総務課長は、ただいま沖縄市から出向で来られている管理職もいますので、もしかしたら可能なかなということでは考えてございますが、確認させていただいて、後ほどまた御説明させていただければと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 はい、また後で。そもそも地方自治法の一部改正は、なぜ配置の変更がされるようになったのですか。何に基づくものなの、これ。そこで、提案理由の中身についても理解できました。しかし、地方自治法の一部改正をされたというのも理解できた。理解できますよ。何でこういった仕組みの変更に制度変更をさるようになっていきますか。例えば考えられるのが、行革の一環だとか、事務の効率化、事務事業の効率化だとか、そういったことで法律を改正して、結果的にはそのような配置が良いという流れで改正され

たのか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 その当時、どういった目的、いきさつで改正になったかというのは、ちょっと今現段階では把握してございませんが、この改正により、議会の承諾を要せず普通地方公共団体の長が職員の中から命ずるとかという改正の理由ですかね、そういったものもあったようです。ということは、恐らく事務効率化とか、そういったことも含まれているのかなと推測されます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 広域市町村圏事務組合の議会というものがあるのですよ。その会計管理者の選任というのは、議会事項なのですか。であったのですか。それとも今回は改正されて、職員もそれを担うことができるという話ですよ。その場合には、議会の承認手続は踏まなくてもいいというような、改則されたというようなことも言われているのですか。

提案の説明内容については十分理解しました。ところが、それがなぜ改正されて、何がどう変わるかというのを質疑したら、ちょっと止まったものですから、それは後で結構ですので、教えていただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 確認して、また御説明させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。では、進めてまいります。

審査中の議案第98号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後1時57分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時59分)

【議題】

議案第85号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第85号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第85号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第85号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

(「補足説明はございません」という者あり)

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 補足説明はないようですけれども、概要説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 概要説明の要求がありました。大丈夫ですか。企画部次長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 ありがとうございます。それでは、質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひいたします。今、説明を聞かせていただいたのですけれども、まず職員の定数についてお伺いしたいのですけれども、これは定めとかありますか。職員の定数は、例えば法的に10万人以上だったら何名設置するとか、そういった条例とかは、法律的なものがありますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上里委員の御質疑ですが、特にそういった、例えばどれぐらいの人口で、どれぐらいの職員が、規定ですね、基準といえますか、そういったものは特にございません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 その基準等がないので、これは自治体で作成して、類似団体とか、独自で定数を定めているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 当然この業務の量とか、そういったことも様々勘案しながら定めて、当然他市とか、類似団体とか、そういったものも参考にしながら、条例のほうで定めていくという形になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 行革の中で進められているということは、資料で拝見をさせていただきたいのですけれども、実際将来、何名増えていくとか、減らしていく方法とか、そういったものは多分示されていないと思うのですけれども、実施計画の中では、その辺は将来的に職員が増えていくのか、それとも事業を減らしていくのか、その辺の見解とかはどうなのですか。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 行革大綱の実施計画

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 行革の実施計画の中では、適正な定員管理というところで、毎年合理的な組織の在り方とかつくっていきますよという、毎年、毎年のことを書いていって、将来的というのは、委員おっしゃるのは、一応総務省のほうでは、やはり今後人口は減ってくるので、一般的に総務省の審議会の中では、2040年には、自治体職員は半分ぐらいになるだろうという見立てが立てられていて、沖縄県は、全国よりは人口は増えていってはいるのですけれども、将来的には沖縄県も人口は減っていくだろうと。宜野湾市の人口ビジョンの中でも2035年には、宜野湾市の人口も頭打ちで、後は下がっていくというところで、財政も、減ってくる中では、そこから職員も減っていくだろうという見立てを立てていますので、今のうちにそういったところで業務の効率化とか、スクラップ・アンド・ビルドとかやって、人口が減ってくるタイミングで職員も減らしていくイメージは持っています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 将来的には、行政の仕事がだんだん減ってくるということをおっしゃっていると理解しているのですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 そうではなくて、行政のサービスは今のサービスを維持しなさいというところで、それでも半分の職員でできるような仕組みづくり、効率化を図りなさいということを言われているので、例えば今進められているDXとかは、人手がなくても機械が、そういった業務をやってくれと。こういったところで、今の半分でもサービスを維持するということを目標に取り組んでいるところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今のサービスを維持していく、実際宜野湾市は事業数は増えてきている状況だと思うのです。今回の案件は人員の話ですけれども、事業が増えて人が増えるという極端な考え方だと思うのですけれども、極端ではないかもしれないのですけれども、事業の見直しとか、その辺も踏まえて皆さん、人員の配置に取り組んでいく必要があるのではないかなと思っているのですけれども、今取り組んでいる状況を教えてください。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 こちらについては、一応事業も当然財政が、予算がないと事業も打てませんので、今後は税収が減っていくと予算も減っていくというところもありますので、財政課、企画、そして行政経営室、3者の会議体で、毎年度事務事業の見直しとか、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組んでいるところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは総合計画の評価がありましたよね。総合計画の評価がありましたよね。それとも連携しているという理解でよろしいですか。関連されている計画等があれば、それも教えていただきたい。

人員定数の話なので、やはり事業を評価して、残すべきものは残す、もちろん全て効果があると思うのですけれども、見直すのは必要かなと思うので、またそういった計画等があれば後ほど教えてください。よろしいですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 すみません。今ちょっと総合計画が関連しているのか、直結しているのかというのは分からないのですけれども、例えばうちで持っている行革大綱、実施計画の中では、こういった取組で効率化を図っている取組もありますし、また先ほど言った、3者で会議体を持って事務事業の見直しを図っているという取組もありますので、その辺整理して計画があれば出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。大綱と実施計画の確認をお願いします。

すみません。もう一点、お伺いしたいのですけれども、いただいた資料の①、宜野湾市職員定数条例改正が必要な理由という資料があるのですけれども、市長部局のお話をなさっておりましたが、495名が条例定数ですよね。これでもう限界に来ているから、増やしていきたいということで、理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。そのことも大きな理由としてございますが、先ほど御説明させ

ていただいたようにいろいろな行政ニーズのほうが増えていくということもございまして、職員定数の枠を今後5年後、10年後ぐらいを見据えて枠は広げておきたい。課題を総合して判断して、そういうふうに改正の議案に至ってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 先ほどの次長のお話の中で、教育委員会のほうから認定を受ける関係で、また市長部局の定数が増えていくと、定数というか、職員の数が増えていく必要性があるというのは理解しています。これは確認したいのが、教育委員会は職員を今後減らしていく傾向なのですか。

なぜかといいますと、令和5年か、令和4年、教育委員会で管轄している学校施設のものも現在市長部局のほうに、市民経済部のほうに来ているのです。もともとは教育委員会でしたよね。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 そう。この議論をしたのですけれども、学校のことなのに、なぜ市長部局が持っていくのか。スポーツの関連性があるということで、学校施設のことまで市長部局に来ているわけです。

それで、聞きたいのが、市長部局に集中して、いろいろと教育委員会の職員というのは、将来減らしていく計画というか、見立てを立てて、こういった市長部局のほうに人事を増やしているのかというのを少し確認させてください。今言っているのは、教育委員会の条例定数133名のうち121名ではないですか。うなばら保育所の閉鎖の件に関しては分かります、今回の件に関しても。徐々に教育委員会から市長部局のほうに職員定数を増やしていったら、この整合性は何かぴんとこないというか、計画等があってやっているのか。それとも今回のように認定こども園に移行、移ったから決まってしまうとか、別に計画はないという理解でいいですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 先ほどスポーツ行政の移管というところで、もともとうちのほうで組織ヒアリングをする中で、教育委員会のほうからスポーツ行政、教育委員会はアマチュアの少年野球とか、アマチュアのスポーツを見ていて、片や観光振興係でプロ野球を見ていて、結構両方で同じようなスポーツ行政というのをやっているところで、やはり連携も必要だと、分かりづらい、できれば一本化したいという、お互いに意見が一致して、本来スポーツ行政というのは、教育委員会でやるべきところで、条例では決まっていなくて、そこを条例を改正して市長部局に一本化するという経緯がございました。なので、お互いが、やはり両方あるのは分かりづらいというところからの一本化という経緯がございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 すみません。行革のほうで定数の方は……お互い協議をして事業を一本化したほうがいいのか。協議の上で……、定数……。以上です。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 先ほど上里委員からの教育委員会から幼稚園が移るということで、今後教育委員会のほうは定数を減らしていく、何か計画とかがあるのかということでございますが、特にここを減らして、ここを増やすという決まった計画があるということではございません。今回改正案の各部局の上限枠につきましては、どの組織もある程度の余裕を持った上限ですね、定数の運用はしてございますので、将来的にまた教育委員会に限らず、それぞれの部局で、そういった行政ニーズ等が増えてきた場合には当然配置をしていかないと

いけないということにもなりますので、この辺は御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 答弁ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。いただいた資料で、市長部局が84増、そのうちの31名は教育委員会からだと思っているのですけれども、この残りの部分というのは、どういう見積り、根拠というのでしょうか。資料1の下の方にいろいろ子供の施策のほか、社会保障関係、自然災害等を書いていただいているのですけれども、具体的にどの課が何名ぐらいという、恐らく見積があつて、それを積み上げて、この数字が出てきていると理解しているのです。それがいつまでに、いきなりその人数を採用するというわけではないと思います。何年間の期間をかけて、ある程度人数が欲しくて、上がってきたものを今回積み上げて、精査して、条例変更というふうに持ってきていると思うのですけれども、その内訳は出せますか。出していただきたいです。

それと併せて、そもそもこういう条例改正とは別で、毎年各課から人員の要望をヒアリングしていると思うのです。今回そこも含めた、反映できるようにしているのかしないのか、ちょっと分からないのですけれども、できたらそのヒアリングの結果も併せて一緒に表にして資料としていただけないですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 条例の今回の改正の数字についてなのですけれども、今おっしゃったような積み上げというものは、別に積み上げて数字を出したというわけではなくて、県内のほかの市を見て、それぞれの定数を比較して、宜野湾市のほうが定数は少なかったものですから、そこまで持っていくというような形で今回数字を出しています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 トータルの数字で比較したのか、それとも同じような機能を持つ部署を比較して部署ごとの数字とかではなく、完全に市長部局というトータルの数字で、この人口に合わせて各市町村、市ですね、近隣の市がどれぐらい人数いるのかというのを考慮して増やすということで、その増やした枠をどう使うかというのは、ここに書いてあるけれども、積み上げたわけではないということですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 そうですね。積み上げたわけではないという形です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと何かアバウトな感じがして、あそこに合わせる必要、本当にあるのかなと。宜野湾市として、今まで最適な形でいろいろなことを検討されて、多分予算のことも、実際業務のことも考えて、何とかやりくりしてきた中で、もちろん増やすということは、皆さんの業務が減る可能性は高いのですけれども、予算的に本当に大丈夫かなというのもあるじゃないですか。ちょっとこの数字の根拠が少し弱く感じたのですけれども、合わせなくてははいけないみたいな根拠があるのですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 合わせなければいけないという根拠は、特にないのですけれども、やはり他市と比べると、宜野湾市はちょっと定数的に少ない人数で行政運営をしているというところで、職員に対する負荷が

大きいのかなというところを勘案して、それであれば県内ほかの市と比べたところまで定数を持っていきたいという考えで、今回比較検討しているところです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、こちら資料に書いていただいた、今後将来を見据えた配置というのは、もちろん理解できるのですが、現状の今の部署の皆さんの声というのをうまくキャッチしてほしいのです、枠を増やすのであれば。そういったところは、特に書いてないのですが、せめて検討とか、話し合いみたいなことをされてほしいのですが、どうですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 毎年の各課ヒアリングの際に、各課の必要な職員数等々聞き取りしながら、新たに増えてくる事業とかというところで、確認しながら、または財政等、予算とか、その辺の絡みを考えながら、総合的に判断して職員は増やしていきたいというところで考えています。ただ、各課からの意見を集約して、職員配置とか、組織決定というのは行われている状況です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちなみに各課からのヒアリングは、おっしゃったように毎年やられていて、ある程度把握されていると思うのですが、そこを全部が全部受け入れることはできないと思うのですが、受け入れることを想定したとき、今回の数字で足りるのか。それとも十分に合っている、それともそこはあまり考慮していないということなのか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 例年要望が、去年とかは80名で、今年が50名前後ぐらいだったのですが、それだけ増やすとなると、今回の定数では、やはり厳しい部分があります。この要望の中には期間限定の職員だったりとかあったりするので、そういったところも、この要望の中には含まれてくるので、そこを全部積み上げるとするのは、通年で見ると、ちょっと違うかなというところはあるのですが、数字だけで見ると、今回の改正では足りない状況ではあります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ぜひそこも職員の皆さんの声を拾って、ほかの市町村と合わせるということよりも大事ではないかなと思うので、意識を共有していただきたいです。

すみません。次聞きたかったのですが、おっしゃったように段階的にゆっくり、ゆっくりだと思うのですが、職員は増やす意思というか、計画だと思っているのですが、新規採用は順調にいけそうですか。新規採用、僕、すごく苦勞しているような話を聞いたのです。本来、例えば資格があるような専門職みたいな人のなかなか応募がないとか、こういったところもしっかり計画して、そういう専門職とかもちゃんとここで考慮されているのであれば、採用も併せて考えていくべきかなと思うのですが、そこまで今考慮されていますか。それとも前の段階ですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 定数条例の市長部局のところに主に建築職とか、技術職のところ为空いてくるのですが、これもヒアリングの状況を聞きながら、採用枠というのを決めています。確かに建築職の応募自体は少ないと人事課のほうからは伺っているのですが、それに対応するために建築職とか、技術職だけは

早めに試験をやったりとかして、人事課のほうで、そういった対策はしています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もしかしたら枠を変えて、その次のステップなのかなという部分もあるのですが、枠を変える根拠とか、検討する段階では、そういったところ踏み込んでほしかったので、お願いしたいです。

最後に1点だけ。人事というか、職員の定数の話なのですが、市の職労と丁寧に会話というか、コミュニケーションを取ってほしいと思うのですが、今回はされていますか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 今回、定数条例を改正するに当たって、職労からの意見というのは、ちょっと私たちのところに来て、そしてまた私たちが会話したというのは、特にはないです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これはどこからスタートするのか分からないのですが、こういった条例の変更を出すのは市当局ではないですか。それを職労の方に情報を出して意見を聞くとかというのは市側ではないのですか。向こうが話をしてくるのを待つ感じですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 職労の方でも各課に聞き取りをして、職場にどれぐらい人が足りないとか、どういった課題があるのかというのは取りまとめて、それを人事課、市長宛てに通知を出しているような形で、それに対して、またうちは市長として文書で回答するような形で、これでやり取りを重ねているところであります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 決まりがあるなら、決まりどおりやっていただければと思うのですが、同じ職員同士なので、コミュニケーションをぜひ密にさせていただけたら、よりよい行政になるのではないかと考えてお願いしたいです。よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 窓口は人事課になりますので、その旨は伝えておきます。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 追加してお願いします。資料の1のほうに今回一番特徴なのが、教育委員会について質疑があったのですが、31名の減少になると。それから、市長部局が大幅に多くなるということで、先ほどの答弁から、これについては、県内の各市の状況を見て、そうなったということですが、1つずついきますけれども、その31名の減について、例えば幼保連携にてこども園への移行というのが、皆さん計画されているのですが、その幼稚園の教諭とか、保育士とか、そういった形が段階的に定年退職する方もいらっしゃる、そうでない方は、ほかの残る、残存する幼保連携の認定こども園とかに異動するという計画の下に、これは行われているのか。

それから、教育委員会から事務職として市長部局に移るのも予定されているのか、これについても答弁いただければと思います。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 31名の異動についてなのですが、認定こども園移行の計画に基づいて31名減という形にしています。この31名の内訳なのですけれども、幼稚園教諭のみの数字となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一つは、先ほど宮城政司委員からも質疑したのですけれども、宜野湾市の851名の定数に改正したいというのが、いろいろな要素を勘案して、しっかり調査して、あるいは宜野湾市のこれからの職員数の必要数というのをやったのかなと思ったら、そうではなくて、他市の状況を勘案して、人口当たりの定員数をはじき出したということなのですけれども、それはそういうことなのですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 そうです。他市の状況、定数を比較して出した。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それについて、宜野湾市の職員定数の状況を見て、他市を調べたということですが、他市の状況、定数とか、人口に合わせた職員の数とか、その分かる資料を出していただけますか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 数字を出した資料を後ほど提出いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上です。資料をお願いします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この定員増の件で、今質疑がありましたけれども、本市の定数1人当たりの住民数というのはどれぐらいになってくるのですか。これは県内ほかの9市と比べてということなのですけれども、1人当たりの住民数はどれぐらいになっているか。それが県内9市と比べてとしか書いてありませんけれども、要するに県内の9市と比べて、どの辺りの位置にいるのか。一番定数が少ない状況になっているのかどうか、何番目の位置にあるのかということをちょっと教えていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 宜野湾市の住民1人当たりの職員数としては126.5名……

○平安座武志 委員 162名。

○行政経営担当主査 すみません。定数1人当たりの人口です。なので、職員1人当たりの人口が126.5名となっていて、県内11市のうち宮古島市が定数がとても多いので、そこは省いて計算しています。宜野湾市より多いところが、宜野湾市は4番目に少ない、市職員数、定数が少ないというような形です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。とにかく少ないほうだという認識は持ちました。今回これは枠の拡大であって、職員をこれだけ増やしていくという、すぐ増やしていくことではないと思っております。例えば何か新しいサービスをしないといけないときに職員枠がなければ採用もできないから、先に枠だけ持っておくという意味合いだとは認識していますので、枠は持っておくのもいいと思うのですけれども、ただこれだけ行政サービスが増えていく、国の法律改正、いろいろな様々なものに対して行政サービスが増えていくので、やはり職員が増えていくというのは分かります。業務がやはり増えていくわけですから、ただ職員が増えて

いくということになると、やはり皆さんに対する、要するに給与も発生していくわけで、やはり財政状況のことも考えていかないといけないわけで、これはやはりバランスを取りながらやっていかないといけないものなのですけれども、やはり行革の中では、今回の福祉推進部と健康増進課が合体してこども部という、ある部分、強化する部分とかぶっている部分の似たような事業を1つにしていくという流れということも聞いてはいるので、そういった取組も、やはりやっていってほしいのです。

何を言いたいかというと、名前は変えても似たような活動をしている事業って結構あるのです。教育委員会の中と福祉推進部、中身がかぶっている、似たような事業をしているところもある。ただ、事業が2つあるので、こっちにも職員は必要、あっちにも職員が必要という現状も出ている。

だから、そういったものも、やはり行革の観点からは、しっかりそういったところも精査しながら、やはり増やせばいいという話だけでは、やはり市民には説明がつかないので、これが無償でやっていただくのであれば、どんどん増やしていいのですけれども、そこには予算がかかってくるものなので、やはりそこはさっき言った、スクラップ・アンド・ビルド方式、要らなくなったものは省いていく、新しいものは取り入れる、かぶっているものは、しっかり職員を増やさずできるような形も同時にやっていかないと、やはりただ増やすだけというのは、市民に対して説明はつかないと思いますので、両方向のしっかりとやりながら、一定程度の枠だけはやはり持っておく。何かあった場合、新しい事業が来た場合でも対応できるような枠は持っておくということで、理解はしていいのでしょうか。そういったこともやりながら、枠の拡大ですよという理解でよろしいのかというのをちょっと確認したいなと思っております。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 平安座委員の御質疑は、おっしゃるとおりでございます、やはり先ほどから説明がありますように各部局からニーズを聴取して組織を決めていくわけですが、やはり財源にも限りがございますので、要望どおり100%実現できるかという、そういうわけにはいきませんので、やはり総合的な判断になってきますので、平安座委員御質疑のとおり、事務事業の見直しとか、その辺をしながら、当面は行政需要は増えていくことは想定してございますので、どれぐらいの人数で効率的に行政サービスができるかというのを研究しながら対応していくというふうになっていくと考えてございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 やはりバランスよくやっていくという、過重に負担がかかるだけでもいけないですし、ただ負担をなくすだけでもいけない。やはり予算がかかってくる。そこはやはりバランスを取ってやっていただきたい。

もう一つは、休職者のほうも今は増えているような現状なので、そこもやはり休職者が出ると業務の負担にもなっているので、そのケアもしっかりやりながら、休職者もしっかり出さないような仕組みづくりとかというのもしやりながら、休職者が60人近くいたという話も聞いたことがあるので、だからそういった者が出ると、またその負担も増加していくという形になるので、そういったものもぜひ総合的に見ながら定数というのはやっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 少し……。定数条例、これは前から思っていたのだけれども、もっとやるべきですよ、これは。定数枠を確定することによって補助金が減るだとか、そこに何らかの財政出動があるという話では全

くないのですよ。これまでも皆さん方、定数条例の見直しを過去やってきたのだけれども、僅かしかやり切れないわけ、僅か。いつも窮屈状態。

ですから、今回は非常にいいことだと思いますよ。確かに11市のラスパイレス指数、あるいはまた職員が担う市民の数、あるいは経常収支比率、いずれも下のほうですよ、下のほう。ところが、予算編成方針の中での時間外業務の改革を求めているけれども、全然実行できていない。

さらには、予算規模についても、かなり上昇している。そういったことからすると、これは定数条例の見直しだから、ぜひともどんどん進めてください。もっと上げてもいいくらいだ。何の問題もないですよ、それは。上げることによって何らかの規制があるという話ではないのですよ。あと、実数はどうするかという話。

そこで、今回の条例が通過した後に実数の見直し等についても検討されているのですか、進めておりますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 例年この組織を構築していく中で、やはり職員定数をどれぐらいにしていくかというのを検討しているところございまして、また人事のほうとも調整をしながら、年度末に向けて、その辺取りまとめていきたいと考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その間に議会に出てくるということではないのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 職員の実数につきましては、特に議会への提出等は、これまでもございません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 本当に時期が遅れたとしか思えませんよ。ぜひとも前に進めてください。それは上げたからといってペナルティーがある話ではないのですよ。あとは、財政等に応じた職員の配置をしていく。一番大事なことは、市民サービスの低下を招いてはならないということが絶対ですよ。ところが、皆さん、昨今の財政状況、決算状況、どうなっているか分かりますか。毎年繰越事業費が、収入未済額ががっと増えている。どこに課題があるのか、それも視野に入れながら配置についても検討すべきだと思いますので、ぜひとも前に進めていってくださるようお願いいたします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑の、御提言も含めて、いろいろとまた総合的に判断をする必要はあると思いますが、取組が進むよう進めていければと考えてございます。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかにありますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 宮城政司委員や我如古盛英委員から出たのですけれども、やはり他市との比較も大切なのですけれども、ヒアリングをしてほしいと思うのは、病休で休んで、精神的な病気とか、休んでいる方も増えている状況ではないのでしょうか。それも含めて、あと保護課とかが、1人の人が担当している数は最大限の形でみているということで、遅くまで働いている人をよく見ますし、そういう厳しい状況をヒアリングの中ではつかんでいるのでしょうか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 ヒアリングの中で病休だったり、育休だったりということで、業務が回らないという話も聞きはします。今おっしゃった生活保護に関しても職員1人当たり80ケースを持つというようなことが指針としてあるのですけれども、今回組織編成の中で、その辺も補うような形で生活保護のほうは組織、決定していこうかなという検討はしており、ちゃんとヒアリングを聞いた上で組織編成は行っていこうと考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほど合ったように、ぜひ職労も含めて声を聞いてほしいなと思います。あと選挙管理委員会も休みなしで何か月も朝から晩まで……、育休、産休、女性も男性もどんどん取っていこうという、それも進めている、それも考慮に入れてほしい。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 皆さん、進めていってもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。

審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時47分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時57分)

【議題】

議案第86号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第86号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第86号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第86号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。企画部次長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 ありがとうございます。それでは、質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回こども部設置に関して大きく変わることはあるのですか。市民サービスの向上、それ

と新しく出てきたメリットというのをお聞きしたい。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 伊波一男委員の御質疑で、今回新しくこども部設置に対して大きな部分、変更する部分というのは、児童家庭の施策と母子保健の施策を一体化させていくというのが大きな変更になるところでございます。そして、現在の児童家庭課は、本庁の中に組織がございしますが、母子保健につきましては、嘉数の保健相談センターの中にございます。そちらの保健相談センターの中にあります、母子保健を担当している係をこちら本庁のほうに移して、一体的に御家庭に対応していくという体制を整えるのが主なところではございます。

この図でいきますと、左側の一番下、健康推進部のところに青字で、すこやか親子係と記載してございますが、こちらが右側のこども部のこども家庭課のほうに入ってくるという形になります。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 こども部をつくることによって保育園、子育て、いろいろなものができて、今までにないような、対応できるところを一カ所にまとめましたということだと思うのですが、あまり変わらない、遠かったのを近くに、一緒になっただけなのというのがあるのですよ。せっかくつくるのであれば、やはり市民の皆様にしっかり周知をしていかないといけない。そして、部署を子供に特化した、いろいろな対応方が、全てここで終わるわけでしょう。そういうのがちょっとあまり見えない。こども部ができました。離れてたのを引っ張ってきましたというだけなの。何もないのという、何かちょっとまとめましたぐらいにしか聞こえなかったの、何か違いとか、スピード感は出てくるとは思います。そういうのと併せてもう少し御説明があればありがたいなと思いますけれども、御説明はありませんと言われたら話にならないのですけれども、ではもう一つ。

職員数というのは、今いる職員がこちらに異動してくるのですが、新たに職員を多めに手当てしているとか、対応方、特にしているとか、本当にここで1カ所で全て終わるぐらいスピーディーに市民の声にしっかり対応していきたいというのはあるのかどうか。それも分からないものですから、その点を少しお聞きしたいと思います。これは行革も絡んでいるのでしょうか。行革、これをつくるときには関係したのですか。新しい部長さんも増えるのではないですか。次長も増えるのではないですか。次長は増えない、兼務のほうは。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回新しくこども部設置に際しましては、部長のほうに1名増、次長につきましては、現在も2次長制に、福祉推進部の福祉担当次長とこども担当次長がございしますので、こども担当次長のほうが、そのままスライドする形になります。部長が1増になります。

先ほどの母子保健と児童家庭の係が一緒になることによって、例えば保健相談センターで、これまで1歳児健診とか、3歳児健診とか、そういう健診、母子保健の業務の中で実施してございますが、その中で、例えば気になる子が出てきた場合に、これまでは別の部署ですので、当然つないだりというのは、連携はしてございますが、今後は同じ組織になることによって、その辺の対応ももっとスムーズにできるようになるとか、そういったことのメリットは想定してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 メリットがないと大変なことになります。多くの議員も市民から子育て支援とか、いろい

ろな形で問合せも来ます。また、ここで解決していただかないと、本当に困るという形のものになるので、ここを解決できる場所だと、ここがせっかくつくる部署なので、とてもいいことだと。ぜひ期待はしていますが、また走りながら、しっかり見ていきたいと思います。何でもできそうな雰囲気の話が出てくるかなと思ったら、さすがに行政だなと。以上でございます。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回こども部設置を提案させていただいてございますが、なかなかいきなり劇的によくしていけるというには、なかなか難しいところもございまして、ほかにも他部署と一体となったほうがいいような業務も、もしかしたらあるとは思いますが、その辺は引き続き検討はしていきたいと考えてございまして、ちょっと違う視点ですけれども、ネックになっていますのが、レイアウトのことも結構ネックがございまして、本来ですと、例えばいろいろな健診とか、相談業務とか、いろいろ相談室も設けたりとか、健診会場を設けたりとか、一体的にできればいいのですけれども、こういう状況の施設ですので、その辺の課題が、ちょっと少なからずある面がございまして。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 最終的には1部3課。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 現在のところは、先ほど御説明申し上げた部長の1増、福祉推進部とか、健康推進部から現在いる職員を分けてこども部を設置する予定でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 人数的なものは何名ですか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 こども部の総数が87名、福祉推進部が68名。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 87名でスタートするという形であると。本庁内の予定ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 一番大きいのが、先ほどの保健相談センターからすこやか親子係が約20名ぐらいやってきます。本庁と別館も含めて、こちらにこども部を配置していきたいというふうに関今総務のほうと調整しているところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変だと思います。4月1日スタートということで理解していいですか。

○企画部次長 はい。その計画でございます。

○伊波一男 委員 以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 つかめていないところもあるのですけれども、つまり保健相談センターも妊産婦を支えるところから、こども部に入ってきて、生活支援係、子どもの貧困対策に関する業務を移管、虐待の問題とか、ヤングケアラーとか全部ですか。子供に関することすべて。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 福祉総務課の生活支援係にあります子どもの貧困対策に関する業務に関しては、子供の居場所づくりということで、昔であればこども食堂と、今であればこどもの居場所づくりということで学校だったり、各NPOさんが活動している居場所づくりの支援員の業務がこども家庭課のほうに移っていて、ヤングケアラーとかに関しては、もともと児童家庭課のほうで持っていますので……。

○プリティ宮城ちえ 委員 児童虐待。

○行政経営担当主査 虐待に関しても児童家庭課のほうでもともと持っていて、補足になるのですが、今回こども家庭センターということで、虐待などの児童福祉分野とすこやか親子係が持っています母子保健の分野、妊産婦の分野ですね、についてはこども家庭センターということで、一緒に両輪で動かしていきたいということで、国の方向がありますので、そこを今回同じ事務所に置くことによって妊娠期から不安を抱える家族だった理を児童家庭課とかで虐待防止の観点からもケア……

○プリティ宮城ちえ 委員 児童家庭課の。

○行政経営担当主査 そうです。妊娠したときからケアしていけるような組織になるような体制が見込まれています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本当に切れ目のない形で支援していく。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 妊婦から子育て期に関しては、こども家庭センターのほうで幼保の担当がいますので、一緒に話を聞いたりすることで、市民にとって一度の相談でつなげてもらえる。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 かなりそこは密接に連携が取れるので、改善する形になると思います。

あと、もう一つ、先ほど言っていた児童虐待の問題は大きいと思うのですが、それはそのまま残っていくという感じですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 そうです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 児童相談所とかとの連携していくのは変わらない。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 そうですね。今の児童家庭課、課名変更してこども家庭課のほうで、そのまま児童虐待、要保護対策の件とかそういったものは、ステイといいますか、そのままです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 今回新たな部を設置するに当たっての趣旨については、一定理解はしました。こども家庭庁の創設、そしてまた沖縄県のこども未来部設置、こども家庭庁が創設をされて、子供に関係する業務そのものを集約しようという動きですよ。それに対して市町村も、それを担わなくてはならなくなったと思うのです。

教育委員会から、かなり異動してまいりますよね。それは当然分掌事務からすると、そこで集約することが事務効率、あるいはまた市民へのサービス、事務行政ができるような流れだと思うのです。それ以外、教育委員会が今担っている事務分掌の中にスクールソーシャルワーカー、ヤングケアラー等々が入っていますよ。それについては、今後どのように対応されていくのですか。

要するに、ワンストップサービスなのですよ。これまで部署が違って、窓口に来て相談をした。子供の件で相談をした。ところが、その係、担当の業務については、また別の課が担当、たらい回しをされてしまう。そこで、ワンストップサービスを実施していこう。こども家庭庁の発足に伴ってというのがスタートなのです。そして、皆さん方の分掌事務についても整理されていますよ。福祉推進部からこども部に多くの事務分掌の移動が実施されている、そのとおり、それもワンストップサービスですよ。サービスの向上につながる。事務事業の効率化にもつながる、当然。

ところが、その指針からすると、まだまだ子供の窓口は、窓口に移動しないで、このこども部で業務を担うが、その子供については、また別のというのが、実際に整備をされていないものも多々あるわけ。これはどうしますか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 土地委員の御質疑にお答えいたします。先ほど次長からもお話があったのですが、最初から全て網羅するというのが今難しくて、今お話にあったヤングケアラーについては、あれなのですが、そこに関しては、ちょっとケース・バイ・ケースという面が多かったので、今のところ、教育委員会と児童家庭課の両課で進めていくというところで話はまとめているところです。SSWにつきましても教育委員会と協議した結果、教育委員会の指揮下にあったほうが、今のところ進めやすいというところで、今回取りまとめをしております。今後についても令和7年度からのスタートになりますので、発展させていながら構築していければと考えております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 新たな部の設置については、……と思いますよ。それを集約をすることによってサービスに対応していく。そして、事務の効率化につなげていく。それも明らかですよ。非常にいい。そして、ワンストップサービスを実施していく。そのとおりだと思う。

ところが、まだ事務分掌を見る限りにおいては、移管されていないというのが多々あるわけよ。例えば今回宜野湾市は、そのように新たな部を設置したのだけれども、他県では、先進地では、もう既に動いている。もう集約されているのですよ。

そして、先ほど提起をした子供の問題、SSW、スクールソーシャルワーカー等々について、それも一元化している。そして、どういった手法をしているかという、併任辞令ですよ。これは併任辞令を交付しながら、同じ場所でスクールソーシャルワーカーが福祉部の中で対応する。スクールソーシャルワーカーは、教育委員会からも辞令が交付される。福祉部からそこに来ているのも同じく併任辞令交付されて業務が一元化されていくわけ。それが効率サービスの有効性だというような判断をしているわけ。

ですから、今後一步は進んできているのだけれども、さらに集約化することによってサービス向上につながる、事務事業の効率化につながる、それを検討したほうがいいですよ。もう既にやっていますよ。併任辞令交付、2つの辞令の交付をもらって、そこで事務をしていく。

ですから、今回はスタートの段階だから、あるいはまた狭隘な施設の状況等もあるから、一気につぎ込むと重量オーバーになって、さらにまた……伴うようなこともあるから、それはそれとして、今後の事務分掌の在り方、分掌事務の在り方については検討していただきたいと。段階的に今後は検討するというような答弁もありましたけれども、ぜひともそれは視野に入れて、ワンストップですよ。市民サービス、事務効率を図っていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 土地委員に御提言いただいた、例えばスクールソーシャルワーカー、こども支援員みたいな者に併任をかけてやっていくとかというような、その辺の形につきましても、また研究させていただいて、引き続き協議も、先ほど行政経営室長からもありましたけれども、これで完結ではなくて、今後も市民サービス向上につながる部分につきましては検討を重ねていきたいと考えてございます。あと、ちょっとレイアウトの問題とかあるのですが、その辺も含めまして、検討できるところは、また取り組んでいきたいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 ぜひとも検討してください。併任辞令ですよ。教育委員会に福祉推進部からの併任辞令、福祉推進部に教育委員会からの併任辞令というようなケースで、併任辞令制度ですよ。既にもうやられている。そして、市民サービス向上につなげ効率運用されている自治体も既にもう出ているのです。それはぜひとも……しながら対応していただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、部署設置の説明を受けて、先ほどの答弁でこども部の新設ということで、保健相談センターの件についても言及があったのですが、これまで健診とか、子供たち、児童の健診等が保健相談センターで行われていたのが、そのとおりの、そういった健診関係はやるのか。あるいはこども部を設置するわけですから、部長室、それから窓口等係のいろいろなデスクとか必要だと思うのですが、その2点ですね、そういったものは十分に取れるのか、あるいは保健相談センターで、こういった業務をするのか決まっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。先ほど説明させていただいたとおり、ちょっとこの施設の環境の問題もございまして、当然大規模な健診とか、そういったものにつきましては、可能な範囲でやっていかざるを得ないところもございまして、例えば場所が確保できない場合、保健相談センターで健診は引き続き実施しながら、ただ同じ課の業務としてやるので、今までは課が別々でしたので、その辺のつながりとか、連携はしていますけれども、今後は同じ課の業務としてやりますので、その辺はまた密にはなると思います。

ただ、場所の問題とかで、また会場が別になったりとかということは出てくるかとは思いますが。部長室とかも含めまして、先ほどの87名につきましては、本庁、別館も含めて、こちらのほうで執務室は準備するよう、今総務のほうと調整しているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 保健相談センターの職員の席というのは、例えばすこやか親子係担当の健康関係は、保

健相談センターにも在席というか、席があるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 その席をこちらのほうに移していく……

○我如古盛英 委員 移す。

○企画部次長 はい。係が移ってくる。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 職員はみんな移すということになるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その代わり健診時に担当部署が、これまで行われたとおりの健診は、保健相談センターで行う。相談の必要の方々が個別に、今までは保健相談センターで済ませていたのが、本庁に来るという事例も起きてくるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 その辺は、ちょっとまだ確定はしてございませんが、基本は、職員を置きまして、それで例えばある程度の場所が必要な場合、外に出てやるのか、もしくは保健相談センターに委託というか、委任するのかとか、その辺は、ちょっと今のところは決まっております。その辺は、また今後ちょっと詰めていくという形になってございます。一応席は、こちらのほうに持っていくというふうには今は予定してございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今現在の時点では、どういう形のものに変更になるかは分からないけれども、いずれ変更はあるということで受け取っていいのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 状況に応じながら、ちょっと対応が変わってくる可能性はございます。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。資料をいただいて、ありがとうございます。改正の理由で、こども家庭庁ができて、県のこども未来部ができた流れで、宜野湾市でも、そういう部署が連携が容易になるということはあると思うのですけれども、実際この新しい部署をつくろうという考え、動きはいつぐらいから宜野湾市ではありましたか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 こども家庭庁が、国が組織の立ち上げを検討しているというところぐらいから、うちもそういった業務へ集約されていくという中では、こういった部分も必要だろうということで、ちょっと正確な年度は覚えていないのですけれども、まず福祉推進部の中にこども政策担当次長を、次長2人体制として置いたのです。そこが変更のスタートというところです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。思ったより、前からしっかり検討して動きがあったというふうに理解しました。それで聞きたかったのですけれども、ネーミングなのです。こども部というのは、どうやって決めたのですか。沖縄県内の11市、宜野湾市を除く10市を見たときに、例えば那覇市とか、こども未来部、浦添市も多分こども未来部、あと沖縄市はこどものまち推進部、この部署が、いわゆる宜野湾市でいうこども部に相当するだろうと、確認したわけではないのですけれども、ぱっと見ながらですが。このネーミングは今後もこの部署という名前はずっと続いていくもので、ある種大事なところで、別に反対ではないです。僕も分かりやすくいいなと思うのですけれども、なぜこども部に名前が決まったかという、そこを伺いたいなと思います。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 おっしゃるように他市町村のいろいろなネーミングも参考にしながらなのですけれども、最初は福祉推進部に聞いて、一番インパクトがあったのがこども部だったのです。こども未来だと多過ぎて、こども政策でも。一番インパクトがあって分かりやすいのが、こども部だろうと。平仮名でこども部としたところです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。他市のことはあまり言いたくはないのですけれども、宜野湾市は名前がこども部になった理由が分かったので、すっきりしました。ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 進めていきましょうね。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第86号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時33分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時34分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時34分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年12月12日（木） 3日目

午前10時00分 開議

午後 0時58分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	上里 広幸
委員	我如古 盛英

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	プリティ宮城ちえ
委員	宮城 政司

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

総務部次長	多和田 眞満
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
企画政策担当主査	平良 りえ
福祉担当次長	香月 直子
健康推進担当主幹	池原 史真子
学校給食センター 所 長	伊佐 英人

企画部次長	伊佐 真
企画政策担当主査	藤原 真司
財政課長	比嘉 隼也
障がい福祉課長	島袋 尚
指導部次長	津島 美智子

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について
- 議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定について
- 議案第84号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について
- 陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情
- 陳情第18号 学生議会開催について
- 請願第 2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

第462回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和6年12月12日（木）第3日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

補足説明があるとのことでありますので、よろしくお願いいたします。答弁保留ということで、よろしくお願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。昨日、上地委員から御質疑がございました、中部広域市町村圏事務組合の規約変更につきまして御答弁申し上げます。

まず、今回の規約変更につきましては、中部広域市町村圏事務組合に会計管理者を中部広域市町村圏事務組合の事務局の職員の中から会計管理者を置くという変更ではございますが、御質疑のありました会計管理者につきましては、市町村から派遣される職員も任命が可能なのかという御質疑でございますが、中部広域市町村圏事務組合に確認しましたところ、市町村から派遣されている職員も会計管理者に任命される可能性があるとのことでした。

現在、派遣職員につきましては、係長職と担当職員が派遣されてございますが、管理職の派遣がある場合には会計管理者に任命される可能性もあるとのことでございます。中部広域市町村圏事務組合の現在の組織体制につきましては、管理職が3名ございまして、その3名とも中部広域市町村圏事務組合が直接採用するプロパー職員となってございまして、今回はその中から会計管理者が任命されることになるかと思います。

あと、もう一点、今回の改正に至った理由の地方自治法改正、平成18年公布の地方自治法の改正の中で、会計管理者が置かれることになった背景と改正の理由等も含めまして、調べましたところ、地方分権の流れとか、あと上地委員からもございました、行財政改革等の流れの中で、平成17年の地方制度調査会の答申も踏まえて、地方公共団体の自主性・自立性の拡大を図るための措置や、あとその後議会制度の見直しとか、中核都市制度の見直しなど、同改正には様々な改正の事項がある中、先ほどの地方公共団体の自主性・自立性の拡大を図るための措置の一つとして、市町村の収入役制度の廃止が含まれておりまして、その代わりに普通地方公共団体に会計管理者を置くという制度が新たに創設されてございます。以上が答弁になります。

○石川慶 委員長 それでは、議案第98号に対する質疑を許します。質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 追加でありましたけれども、ありがとうございます。内容については十分理解いたしました。そこで、先ほどの地方分権一括法に基づく、あるいは行財政改革に基づく事務の会計管理者設置については、今回変更がなされているのだけれども、その法律はいつ施行されていますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 地方分権一括法につきましては平成19年で、当該地方自治法改正につきましては、平成18年公布の平成19年施行となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは中部広域市町村圏事務組合、改正していなかったということになりますよ。しかし、遅れてはいるのだけれども、本来、法が改正することによって、その現場の対応方ですけれども、改正するに至ったけれども、それからすると、かなり遅れていることになりますよ。それはそれでいいでしょう。

それから、今回規約の改正で今提案をされているのだけれども、これは今回宜野湾市議会で承認された後、中部広域市町村圏事務組合の議会の中での対応になるのですか。

これは手続としては、中部広域市町村圏事務組合の議会で承認をされて、その分担金を支出している自治体の規約の変更の手続になるのか。それとも分担金を支出している地方公共団体の可決を見て、中部広域市町村圏事務組合議会の手続になるのかというだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。今回、各構成市町村議会の議決を経て、それから県のほうに変更の申請を行うという流れになります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに9つの市町村議会で、今それが上がっているのですよね。先に1か所、2か所でも、先に進められているところは、恐らくないと思うのだけれども、一括して9つの市町村が規約変更の手続をして、そしてその後に中部広域市町村圏事務組合議会を開いて進めていくという流れですね。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 はい。今回一斉に12月定例会のほうで構成市町村の議会の議決を経て、その後に構成市町村の市町村長の協議を経て県へ申請というふうになっています。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。進めましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第98号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）

○石川慶 委員長 それでは、続きまして、議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の項目について質疑を実施してまいりたいと思います。

1、予算書7ページ、債務負担行為補正、学校給食設備整備事業、2つ目、予算書42ページ、10款6項1

目フッ化物洗口推進事業、3、予算書31ページ、4款1項1目、親子伴走型相談・経済的支援事業、4、予算書21ページ、2款1項6目、説明欄02、GW2050PROJECTS推進協議会負担金、5、予算書27ページ、3款1項8目、介護給付費等事業の保育所等訪問支援、6、資料番号5、債務負担行為補正について、以上6件について質疑を行うことに決定しております。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思います。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。①の項目から順に審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、債務負担行為ですね。よろしくお願いいたします。詳しい資料になっているのが、知念秀明副委員長の資料でありますけれども、よく分かるような気がしますので、これから進めていきますので、よろしくお願いします。

まず、前回も質疑をしたのですが、宜野湾給食センターが改修してから、ずっと入れ替えしていないということですね。よろしいでしょうか。債務負担行為、10款の学校給食設備事業についてですが、これは資料もいただいて、これからの日程のことが、ちょっと記されているわけなので、夏休みまでには取り替えたいということですが、今回の債務負担行為に上げて、12月の予算で認めていただければ、8月の夏休みまでには完全に設備の改修というのは、入替えというのは完成するということで理解していいのかどうか、お尋ねします。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 すみません。資料番号7番でして、こちらで作成した資料ではあるのですが、こちらのほうを御覧ください。こちらのほうにまとめさせていただきました。議会の皆様に御審議をいただきながら、本年度で契約を行って、次年度4月から6月で製造期間、令和7年7月から8月の夏休み期間に完成して、その期間に宜野湾給食センターに設置する予定を組んでおります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 普通の製品でしたら、年度が始まって、予算が認められた後からでも間に合うのかなと思うのですが、今回の食器洗浄機というのは、その製品の一つを既製品として入れるのではなくて、例えば給食センターの、現在もあるわけですから、そこに設置するという形になるのか。その後、取り替えて使えるというふうなものではないのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 基本的には既製品というか、型番等がございまして、それを注文する形に、これから入札等もあるのですが、そうなると思います。施設の状況によって、細かい部分の調整も必要になってきますので、それに加えて給食センターの場合は、夏休み期間しか長い期間設置の期間が取れませんので、今回債務負担を上げさせていただいて、夏休みに設置する。1年に1回、夏休み期間しか設置期間が取れないものですから、そういうふうに上げさせていただきました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 給食の作業、給食をちゃんと作って学校に運ぶという期間からすると、やはり夏休みだけですか、長期間の休みがあるのは。そこを利用してやるというのが答弁の中で理解できましたので、その期間を十分に取れば、夏休み以降の給食の供給というのでしょうか、作るのには支障はないということですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 この事業者と調整も行いながら期間の設定をしておりますので、しっかり2学期からできるように取り組んでいきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一つだけお聞きしますけれども、今回の資料の中で新規というふうに書かれているのです。宜野湾給食センターが建設当時に学校給食の整備事業ということで、多分洗浄機の設置と一緒にされているということで、それが建設に入れ込まれていたかもしれないですけれども、そういった関係での新規になるのか。あるいは新規ですから、やはりこれだけの9,700万円ということで、予算限度が設定されているわけですが、逆にそういった学校の設備工事に関しては、何かしら補助金、あるいは交付金等がないのかな、補助メニューがないのかなと思うのですが、それについても、これから財政当局と相談していくということを言っていたような気がしますけれども、そういう形でののですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 その辺りは財政担当のほうと調整しながら進めます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、この件に関しては、3月、次年度の予算書にも載ると思いますので、またそのときに経過をお聞きしたいと思います。これについては以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか、進めても。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めていきましょうね。

では次に、予算書42ページ、10款6項1目、フッ化物洗口推進事業について質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについてもよろしくお願ひします。42ページです。10款6項1目、02のところですが、これについては、毎回の議会で皆様方に質疑をしたり、経過説明とかやっているのですが、今回の私のほうの質疑は、前にプリティ宮城ちえ委員が2日目でしたか、取り上げてはいるのですが、お聞きしたいのは、国庫補助金のほうに財源組替えということで、こういう形で載っているということで、国の補助金が認められたということになるわけでしょうか。まず、それから答弁していただきたい。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。先日も答弁しましたが、令和6年10月24日に県のほうから要綱改正の通知、厚労省のほうから通知があつて、本年度、令和6年度の要綱のほうが整ってきております。それに伴って、これから交付申請を行って交付決定という流れとなりますので、県と学校とも調整しながら、申請して認められるだろうという内諾というか、事業の内容の確認をしていただいているところです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 予算に関しては、今回組替えということですが、当初予算がフッ化物洗口推進事業費として151万円の予算が計上されていたと思うのですが、その予算については、全額今実施中なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが、

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和6年度の150万円の事業内容ですけれども、大謝名小学校が去年の11月からフッ化物洗口を再開しております。今年度当初には大謝名小学校に加えて志真志小学校も予定に入れて、2校分の予算を計上しているところですが、大謝名小学校は4月から毎週実施しているのですけれども、志真志小学校は今調整中となって、まだ実施ができていない状況でございます。なので、150万円全額の執行ということではなくて、大謝名小学校1校分が執行中で、ちょっと金額的には今答えられないのですけれども、1校分で執行中となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 大謝名小学校は11月からフッ化物洗口推進事業が始まっているということで理解していいのでしょうか。それから、志真志小学校のほうは、まだ実施していないということは、その理由等もお聞かせいただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 志真志小学校のほうは、6月に教員への説明会、8月には保護者への説明会を行っているところです。学校から働き方改革が叫ばれている中、教員の調整がうまく進んでいない状態がありまして、実際予定としては11月頃からの開始を見込んでおりましたけれども、まだスタートしていない状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 実施されていないという答弁がありましたけれども、予定としては11月からの計画を立てていたのが、保護者への説明会、これは教員の皆さん方の理解が得られていないというふうな答弁だったと思うのですけれども、小学校の管理者である校長先生の判断で、今まで出来ていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 校長先生から11月の開始はちょっと厳しいということの回答がありましたので、まだ開始できていない状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、今回せっかくフッ化物洗口推進事業費として国庫補助が認められる内諾を得ているということですから、必ずしも、この事業でなくして、関連する事業が、その内容を見た限りではあるようですので、そういったのも可能性はあるということで、これは可能性を聞いていいのかどうか。まだ年度末でもないのですけれども、お聞きしたいと思うのですけれども、11月から始める予定の志真志小学校のフッ化物洗口推進事業が進んでいないということですから、予算をどうするかというのは、やはり考えていかないといけないと思いますけれども、そういった、次の策というのもございますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 フッ化物洗口に使用する薬品ですね、以前は顆粒を使って、劇薬、劇物に指定されているもので、養護教諭の負担がかなり大きいということもあったものですから、令和6年度からは希釈された、薄められた、ボトルから移してすぐ使用できるタイプに替えております。こちらになりますと、劇物ではないということで、管理に関しても、うがい薬と同じようなレベルの薬品となっております。この辺もやはり賛否両論ありますので、フッ化物洗口に関しては。丁寧に教職員の皆様、保護者の方にも丁寧に説明しながら

ら進めていきたいと考えております。

○我如古盛英 委員 以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかにありますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。

続きまして、予算書31ページ、4款1項1目、親子伴走型相談・経済的支援事業について質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 親子伴走型相談・経済的支援事業、こども家庭庁のやっている妊産婦・子育て家庭の伴走型相談支援と同じですか。名前が。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 お答えいたします。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、対象としては、両親のいる家庭も母子家庭も父子家庭もみんな対象ということですか。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 お答えいたします。そのとおりでございます。両親がいらっしゃる家庭もそうですし、ひとり親世帯の方々についても対象となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 内容を見ても、素晴らしい内容だなという、切れ目なくやっていく。ここに載っているのですが、ここにおける事業の国庫支出金等生産返還金について説明していただけますか。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 お答えいたします。今回の12月補正で計上しております、国庫支出金等精算返還金についてですけれども、この返還金の内容につきましては2つございまして、伴走型相談支援事業に係る返還金と出産・子育て応援給付費、通常ギフトと言っておりますが、それに係る返還金、両方合わせての金額が1,700万円程度ありますというところです。内訳としましては、伴走型相談のほうで53万6,000円、出産・子育て応援給付費のほうで、額は大きくなりますけれども、1,733万4,000円の返還金という形での内訳となります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 伴走型が53万円で、残りが出産・子育て応援給付費ということで、これは対象はどのぐらいでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 お答えいたします。金額が大きいほうの出産・子育て応援給付費のほうが、かなり金額が大きくなっているのですが、当初の見込みにおきましては、月100名程度の妊娠届であったり、出産があるであろうという想定で、やや多めに積算をして当初組んでおりました。少しずつ、年々出産数とかも宜野湾市においても減っている傾向もありまして、実際には月80から85名の妊娠届け出、あと出産がありますので、実績としましては、その分がやはり給付金に影響しまして、執行残といたしますか、そういったも

のに伴う返還金となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 伴走型相談と出産ギフトに使われたということですけど、これからしたら民間には委託料とか、それからベビーミルクとか、そういうことにも使えるのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 令和5年度、令和6年度の国の要綱であつたり、ガイドラインのほうに基づいて宜野湾市も実施しているところではありますが、現金支給で振り込んで対応している市町村が今主となって実施しております。

あと、全国的にはクーポンを発行して、金券としてお渡ししているところ、あと現物ですね、紙おむつとか、育児に必要なものに置き換えて5万円分お渡ししているところ、いろいろ様々ということで伺っておりますが、宜野湾市としましては、きちんとアンケートを取っているわけではございませんが、窓口に来るお母様方に、問診を取りながら、健康状態も聞きながら、ギフト申請も一緒に併せて案内をしておりますが、その対話の中で現金支給のほうが使い勝手がいいといえますか、そういう声もありまして、引き続き現金での支給で次年度も計画しているところです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 お母さんたちの中でベビーミルクが必要という風に、私、買うお金を与えるのですか。自治体で工夫してと書いてあるのですけれど。

○石川慶 委員長 健康増進担当主幹。

○健康増進担当主幹 産後の子育て給付金に関しても、出産後に担当窓口のほうにおいでいただいて、給付の申請をしていただきます。2週間置きに振込作業をしているので、かなりタイムリーに振込ができています状況がありますので、指定された口座の中に入った5万円の中で、基本お子さんに必要なおむつだったり、ミルクだったり、中にはチャイルドシートの購入であつたり、そういった子育てに必要なものとして充てていただいているような印象はございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかにありますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。

では続きまして、予算書21ページ、2款1項6目、説明欄02、GW2050 PROJECTS推進協議会負担金について質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料、どうもありがとうございます。資料に目を通したのですが、可能性というのが書かれているのですが、具体的なものというのは本当に今から……。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。今年度と次年度にかけまして、今年度はランドデザイン、ビジョン的なもの、方向性を調査研究して定めていって、次年度に那覇市から宜野湾市まで、各拠点のほうに、そういったランドデザインを落とし込んでいくという作業がありますので、形的な

ものは、これからということになります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2つ目ですが、ここに主催、構成団体、沖縄県経済団体会議、沖縄未来創造協議会、沖縄懇話会、那覇空港拡張整備促進連盟とあるのですが、説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。この事業につきましては、GW2050 PROJECTS推進協議会という協議会の事業になってございまして、協議会の構成団体として、この那覇市、浦添市、宜野湾市の3市を含めた7団体で構成されてございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この経済団体、どういうものですか。懇話会、どういう会なのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。まず、沖縄県経済団体会議につきましては、沖縄県の経済に関する取組等を話し合う会議体として沖縄県商工会議所連合会、あと沖縄経済同友会など、県内主要経済団体12団体から構成されている団体となっております。

そして、沖縄未来創造協議会につきましては、沖縄振興計画の沖縄活性化のビジョンを実現しつつ、県経済を太くするための取組を実行することを目的に、沖縄電力、沖縄セルラー電話、リウボウホールディングス、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、みずほ銀行の7社で構成されている団体となります。

次に、沖縄懇話会につきましては、沖縄の振興開発のために地元沖縄と本土の経済人による新しい協力交流の場をつくることを目的としてございます。本土側の企業、オリックス株式会社、ダイキン工業株式会社、沖縄側は琉球放送株式会社、那覇空港ビルディング株式会社などの関係企業18名が幹事となっております。

最後に、那覇空港拡張整備促進連盟につきましては、那覇空港の国際交流・物流交流拠点としてのさらなる拡充を目指し、拠点空港として必要な機能の拡充強化を図ることを目的としてございまして、沖縄県や那覇市及び県内の主要経済団体等から51名で構成されている団体でございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 とても大きいプロジェクトだと思うのですが、沖縄県は関与していないのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。GW2050 PROJECTSの基本的な考え方につきましては、県が策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と整合が図られてございます。この本プロジェクトでは、8創造重要拠点と位置づけている、米軍基地等を抱えている自治体と経済界が主体となって調査研究を実施するという考え方になってございます。また、県としては、この調査結果を踏まえ、今後の展開を議論したい考えと聞いてございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 沖縄県の策定するビジョンに……。沖縄県が……。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 現在のところは、沖縄県の参加はございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 グランドデザインするコンサルとかが入ってきていると思うのですが、このコンサルの名前をお願いいたします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。今回調査業務の委託先につきましては、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社を代表とする共同企業体となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 このボストン・コンサルティング・グループ合同会社は、入札によって決まった。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回の選定につきましては、プロポーザル方式という選定でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 1社だけだったのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。3社の参加になります。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 3社の中に沖縄県内の会社もありますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。この3社それぞれどういう企業というのは、ちょっと伺ってございせんが、この受託をした共同企業体の中には沖縄県内の企業も入っております。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにもございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 なければ進めていきます。

続きまして、予算書27ページ、3款1項8目、介護給付費等事業の保育所等訪問支援について質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 予算書27ページの保育所等訪問支援事業について質疑をさせていただきます。今回補正予算に計上されている事業費の使途について質疑をさせていただきます。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。まず、保育所等訪問支援費については、保育障害児福祉サービスの一つとなっております。放課後デイサービスであったり、児童発達支援と同じようなくくりで障害児に対する支援サービスをしますので、その部分の扶助費が今後増額するだろうという見込みでの補正となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 何の増額が見込まれますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 障害児福祉サービス費の増額ですね、保育所等訪問支援サービスが今後増加するだろうというところでの給付費の増額です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 増加するということは、その対象者が、受給者証の増が見込まれるということなのですか。その見込まれる受給者証の件数はどのぐらいに見込んでいますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 保育所等訪問支援サービスを活用する場合には、障がい福祉課のほうに、このサービスを使いたいということで、保護者から申請があります。それに対して受給者証を発行します。これの現在発行されている数が130名発行されている状況です。その中で直近での利用状況は、120名の受給者証の発行に対して60名前後の児童が今このサービスを利用している状況です。ちなみに令和5年については、100件の発行に対して30名前後の利用でした。約30%の利用から今年度は50%の利用になっています。

この増額している要因の部分なのですが、保育所等訪問支援サービスを展開する事業所が、今年度宜野湾市内の事業所が増えていまして、今、市内の事業所が10事業所指定を受けている状況です。今年度4月から4つ増えています。情報では、今後1月、2月あたりにもう一件増えるのではないかなというような情報が入っていますので、受給者証の発行件数はもともと多い状況ですので、今後事業所の増加によって増えることもあるのかなと予測しております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 概要について、今分かりました。その267万5,000円というのは、財源というのは、全て国、県ですか。そして、この補正予算というのは、その指導に当たる保育士だとか、診療心理士だとか、有資格者がおられますよね。その施設に支給をされるというような流れなのですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 支給の対象としては、ただいまおっしゃるとおりでございます。国、県との関係ですが、一旦こちらのほうで給付して、2分の1負担が国、4分の1負担が県、残り4分の1が市というふうになっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。そこで、名称は保育所等訪問支援事業なのだけれども、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、フリースクール等々の、その事業というのは実施されるわけよ。宜野湾市は、どこまで実施されますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 保育所等訪問支援サービスについては、国の給付に沿って進めていくサービスとなっておりますが、基本的には保育所等の等の部分に幼稚園、小学校、中学校、高校まで入っていますが、あとはその児童が通われている、もしくは入所している入所施設等も含めてもよいというところがありますので、申請内容を精査して、生活相談員が出してくるプランに応じて、こちらは決定している状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、国の一定の指針というのはあるかもしれないけれども、保育所だけではないわけ。小学校も使えますよ。中学校も使える。フリースクールも使える。それは市が認めればできるというふうになっているのですよ。

ですから、今現在保育所だけ使われているのか。小学校、あるいはまた放課後等デイサービスの併用はど

うなっているのかだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 それはニーズがありましたら、中学校にも、小学校にも支援の対象として認めている状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 現在、小学校、中学校、放課後デイサービス等の利用はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 放課後等デイサービスの利用もございますし、保育所等訪問支援の利用もございます。放課後等デイサービスのほうへの保育所等訪問支援の派遣が必要であれば、それに対しては、こちらは認めていく形となっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 実際に保育所だけではなくて、小学校、中学校でも、それは実施をされているというふうに理解していいのですか。

○障がい福祉課長 はい。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回の補正増というのは、保育所のみの見込みですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 これは保育所等訪問支援サービス全体の部分です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、複数の受給者証の発行見込み件数が増の傾向にある。よって、予算措置をしていくという内容なのだけれども、保育所だけではなくて、小学校も中学校も受給者証の利用というのは、保育所だけではなくて、小学校、中学校も該当しているのかということ、確認です。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 該当しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひともこれは幅広く、年々増えている中で、やはりなじめない、集団行動に支障が出ている子供たちだとか、そしてこれは非常に効果があるとも言われているから、それは需要に対する対応については、市の権限ですよ。小学校、中学校、高校、フリースクールに該当させるか、させないか、それを認めるのは市の権限ですから、ぜひとも国は、それは市民に委ねているから、決して閉ざさないで、事業に対する対応については、4分の1の給付費の負担はあるのだけれども、それはやはり幅広く対応してください。

それから、デメリットもないわけではないわけよ、その事業というのは。保育所に通う子供たちだとか、小学校、中学校も含めてだけれども、中でも並行通園を実施していくというのも、それも一つの大きな効果だから、幅広く利用方法を市のほうから指導して対応していただけるようお願いしたいと思います。並行通園は実施されていますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 休憩、よろしいですか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前１０時５３分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前１０時５３分）

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 保育所に通われている児童が、未就学児が対象となるのは児童発達支援ですので、両方に行くことは認めています。小学校以上の部分については、放課後等デイサービスが対象となりますので、そちらも認めています。あわせて、両方に保育所等訪問支援サービスも認めているところです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今後見込み件数が、通所、受給者証の伸びというのが、先ほど言われたとおりだと思うから、その対応をしてもらって、子供たちの成長を促進してサポートしていけるようにしてもらいたいと思います。ちなみにこれは全て民間事業ですか、民間に対する介護給付費の受給をする方ですか。例えば市のほうでも、そういった有資格者を保持した者を設置して、直営でやられているようなケースもあるのですか、宜野湾市。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 当事業につきましては、事業所登録を県のほうに指定申請を受けて初めて事業所登録というのは進んでいきます。宜野湾市のほうでは直営でサービスを展開しているということはありません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今後さらに、これは拡大されることも言われている中で、ぜひとも対応してください。子供だけではないですよ、それは。関係者、先生方との協議も必要ですよ。あるいはまた保護者等へのサポートも必要ですから、そこら辺もちゃんと指導しながら、子供たちにより効果的なサービスが、そして改善ができるように進めてください。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

（「進行」という者あり）

○石川慶 委員長 では、進めましょうね。

次に、債務負担行為補正についてです。質疑がありましたら、よろしくお願いいたします。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料ありがとうございます。まず最初に、契約期間とあるのですが、6年度から12年度、6年度から8年度、6年度から7年度とあるのですが、これを見たときに令和6年度と令和7年度、2年間なのかと考えるのですが、そうではないと思うのですが、この説明をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。6年度から7年度と債務負担行為補正の期間については債務負担を設定する年度として、令和6年度の予算として計上させていただいて、令和6年度中に契約をして、提供自体は令和7年度にさせていただくという流れです。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 令和6年度に契約をして、令和7年度に業務をしてもらうという感覚でよろしいですか。

○財政課長 はい。

○知念秀明 委員 あと、契約内容の中にプロポーザル、競争入札、そして随意契約というのがあると思うのですけれども、その説明もお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちら随意契約ということで表示をさせていただいておりますが、入札を行わずに見積り合わせ、複数者からの見積り合わせで、最低価格をもって契約している内容、もしくは1者の見積りをもって確認をしているという形です。

プロポーザル方式については、入札ということではございませんが、随意契約の範囲にはなるのですが、品質を重視しまして、その業者から提案を募るというような形で、公募をしまして、数者の提案の内容というのを競争でさせていただきまして、内部の業者選定委員会のほうでプロポーザルの内容について点数をつけて、また必要があれば、業者を呼んでプレゼンしていただいて、最終的に点数をつけていって候補者を決めるというような形になっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。今皆さんから資料をいただいて、47の債務負担行為の中で24が随意契約しているのです。この24の随意契約の中で、期間設定の理由、人件費の上昇等を考慮、見直しとか、教職員が使用するパソコンが5年間、安定してできるような期間の設定、いろいろあると思うのですけれども、この中で、なぜ随意契約をしているのか。まず、随意契約というものの中身、なぜ随意契約というのがあるのか。なぜそれをしないといけないのかという説明をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。この件に関しては、ちょっとお答えしかねますが、種別で回答をさせていただきたいと思いますが、システム関係の債務負担が複数あるということで載せていますが、システム関係については、導入時については、先ほどのプロポーザル方式で、またさらに安定的な運用のために提案をいただいて、その中から選択させていただいている形で、導入時にはそのような形で運営をさせていただいた上で、その後の契約期間が切れた等も安定的な、また宜野湾市に特化した最適化がされているシステムだということで、その後の安定的な運用を図るために、また同業者と契約を交わしているというところが主な理由になります。システム関係については、このような形です。

あと、地方自治法施行令による随意契約ができる金額の範囲内をもって見積り合わせをして随意契約をしているケース、もしくはまた地方自治法施行令においてシルバー等随意契約できる相手が定められておりますので、シルバーに関しては、そういった随意契約でさせていただいているというような形。あと、供給できる規模とか、製品とか、そういったものに関して供給できる業者が特定されているものもございます。

また、デジタル推進課に関しては、技術的な支援でございますので、宜野湾市の中では、経験、ノウハウを積み上げて、宜野湾市のほうで最適化されている業務の流れを、これは単年度で業者を替えていくというのは、安定的な運用には非常に支障が出ますので、同じ業者と随意契約をさせていただいているというのが主な内容になります。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。随意契約は、皆さん御存じだと思うのですけれども、契約の性質、目的は、競争に適さない場合、10年間の何かの機器をリースするとか、購入するとか、この会社の専門的な

人がいて、この機械に関しては、スペシャルな人がいて、スペシャルな企業がいて、だったら10年間やることに対して、ほかの企業が参入しなくてもしっかりできていくとか、緊急的に必要な場合、緊急的にやらないといけないとかというのが随意契約だと自分は理解しているのです。

でも、この24の中で、皆様財政と企画の中で、本当にこれが随契でいいのかどうかということは、精査したことがあるのかどうかというのをちょっとお聞きします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。今の件に対しては、財政のほうで一件一件随契というのが合っているのかどうか、その精査というところは、業務上、そういった流れで定期的にやっているものではございません。こちらとしては、随意契約の理由というのが一番重要だと思っておりますので、補助事業については、会計検査を毎年度受けておりますので、企画としては、会計検査で御指摘いただいた内容を、随契理由は最も大事だということで、そこら辺の精査はするようにというようなものも、こちらのほうでまとめて、必ず全部局に対して回っておりまして、ここについては補助事業だけではないというような認識で通知等もさせていただいております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 随意契約のメリットもあると思うのです。素早くやらないといけないとかということもあると思うのですけれども、予算の効率化、透明性とか、公平性とかということを考えてときに、やはり随意契約というのは、見えてこない部分がたくさんあると思うのです。私たちはチェック機関ですから、どの業者と、どういうことで契約をしたのかというのは見たいのですけれども、この随意契約というのは、なかなか見切れない部分があるのです。

今、47の債務負担行為に対しまして24が随意契約をしている。そして、番号8、今日いただいた資料の8があるのですけれども、学校給食費収納管理システム保守業務委託料がありますよね。

○財政課長 はい。

○知念秀明 委員 その中の期間設定の理由、5年間とすることで費用の低減が図られるためとあるのですけれども、これは今からですよ。

○財政課長 はい。

○知念秀明 委員 今から募集を開始していくのですよ。なのに今から提案とか、今から業者とか、今までやっている、そういったところが、これは新規ですから、今から提案していくのに、もう理由が先に書いてあるのですよ。分からないではないですか。5年間とすることで費用低減が図られるためって、今から契約するのに、これをもう分かったように理由に書かれているというのは、皆さんが、企画が、財政が、まだ把握もしていないのに、宜野湾市が把握をしていないのに、もう理由がそこに書かれているということが、やはりその辺が理解できない部分がある。いろいろな理由があると思うのですけれども、随意契約をしていく中で、こうだから、こうだよというのがはっきり分からないと、やはり自分たちの委員会として、委員として、チェックができないということに対してどうなのかなと。

先ほど言ったように、なぜ随意契約をしているのかというのは、企画とか、財政がしっかり、それはそうではないのではないのか、それは合っていますよねとかというのをチェックする、その機能がもっと働いていいのかなと思うのですけれども、その辺はどう思いますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。まず初めに御指摘ありました、例えば学校給食費のシステムの保守委託料が5年間の随意契約ということで、今からなのに、なぜこういうことが言えるのかに対しての疑問でございますが、今回の資料を作成していくに当たり、まず期間をどう設定したのかというところで、目安として、財政課のほうで、ちょっとまとめさせていただいた点がございまして、ほかは予算編成の中でも、こちらの考え方を各課に示させていただいておりますが、例えば賃借のもの、機器のリース等、こういったものについては、ある程度一定の期間ということで、契約をしないと、相手方も短期間で機器を導入して、すぐに返すということになると、ここは収益が得られないということで、かなり高くなってくるので、こういったものに対して、やはり5年程度はあってもいいのではないかと。

また、人が関わってくるものに対して、警備であったり、清掃、こういったものに対しては、やはり人件費、こういったものを見直していかないといけないので、長くて2年程度ではないかなという目安を通知させていただいて、もちろんその他理由があれば、各自設定してくださいということではあるのですが、今回は、この資料をつくるに当たって、目安をちょっと書かせていただいたので、ちょっとこちらの給食のシステム関係についても5年というような書き方をしてしまっ、ちょっと財政のほうで、書き方も統一しましょうかということで、いろいろなことを書かれても、ちょっと分かりづらいので、ある程度、5年と2年の違いというのを統一化させていただきたいということで、このように記載しているところでございます。

また、次の御質疑でございますが、随意契約の妥当性についての審査というところでございますが、業務として財政課のほうにも、こういった権限はなくて、どこまで一つ一つ突っ込んでいけるかというところに関しては、今の時点では、ちょっと正直、何とも言いがたいところではございますが、御指摘のとおり予算の執行に非常に大きな関わりかあるところになってくるので、こちらは私どもとしても注視して、確認のほうはできる限りしていきたいとは思っております。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 できる限りではなくて、どこが担当していくかは分からないのですけれども、なぜ随意契約なのかということは、しっかり見ておいたほうがいいと思いますよ。その辺は、ただの簡素化とかではなくて、もちろん事業者との、この事業は、この点に関してすぐれていて、ぜひともやりたいということもあると思います。それはいいと思いますけれども、やはり契約の中の随意契約というのは、先ほど言ったように目的が競争入札に適さない場合にすべきだと思うし、緊急性がある場合にしていくものだと思うのですけれども、47のうち24が随意契約ということは、もう少しチェックをしながら進めたほうがいいと思います。その辺はよろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 では続きまして、上地安之委員。

○上地安之 委員 確認させてください。これは今後も債務負担予算だったら、一つの考え方というものを整理させてもらいたい。

まず、債務負担行為というのは、12月定例議会に上がってくる。今年度からスタート、令和6年度から。つまり、年度末に、それは契約の確認であるわけ。そうでないと、当初予算で計上したものを年度末には予算がないから契約できない。よって、債務負担行為で予算を計上して、年度内に契約をして、4月から事業をスタートするというのが一つの考え方ですよ。

そこで、我々議会サイドと当局の事務の進め方について、ちょっとずれがあるわけ。これは仮に予算が可決できなければ契約できない、結果的に。しかし、事務行為そのものというのは、承認を得て、1月、2月、短期間で全ての事務行為と行政行為の準備をして契約に結びつくのは非常に厳しいわけ。そうですね。だから、その前から何らかの行政行為が行われているわけ。

そこで、考え方のただけれども、要するにこの予算そのものの行為も、予算も行為も質として捉えていくべきなのか。我々は、そう思っているわけ。ところが、現実的に限られた時間の中でプロポーザルできるかと、その準備をしないといけない。しかし、皆さん方の行政行為そのものは、既に始まっているわけよ。だから、さっきの内容なのですよ。もう既に行政行為は進められているわけ。だから、今確認しているのは、承認をしなくても行政行為そのものは認められているという根拠を示してください。しかし、予算が可決されなければ契約ができないというのは、これは明らかですよ。予算が承認されていないにもかかわらず行政行為そのものが進められていける根拠を示してください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。行政行為というのは、例えば見積りを取ったり、入札の準備を進めているところだと思います。今、私の認識の中では、プロポーザルのほうは大分時間がかかる中で、かなり時間がかかる中で、その準備というのは進められていっている点もあると思うのですけれども、その点については、プロポーザル自体については、業者と契約するわけではなくて、その候補者の選定、契約相手方としての最優先の候補者を選定するという形になりますので、契約相手方が決まるわけではない、負担を負うわけではないという形で準備行為が進められているものかなと認識はしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予算というのは、議会上げる前に見積りを取らないといけない。数社から見積りを取って、そのような平均値を議会上げていく、その流れですよ、それは当然。予算も分からぬのに幾ら市場価格を照らし合わせても予定価格も設定しないとイケないわけ、それは事前に。そして、予定価格に基づいて、市場価格に基づいて、こうして予算が上がってくるわけ。それは、その手続で問題ない。

そうではなくて、プロポーザルだとか、その行為というのは、果たしてできるのかなと思ったりする。だから、今の議論の中でもお互いの議会の認識と当局の認識のずれがありますよ。もしそのような行為をするのであれば、12月ではないわけ。これこそ守らないといけないと思うよ。プロポーザルが必要、何らかの行政行為が事前に必要、その行為をするときには6月議会に債務負担すべきだよ。12月、年末にかけてプロポーザルをしなくてはならない、契約にたどり着けない、そのとおり。そうであれば、12月に提案する、その措置というのは、適当なのかなと思ったりする。

それでも皆さん方が、いや、違いますよと。あくまで契約の予算ですよ。行為そのものは地方自治法の何条に基づいて認められていますよというものであれば、それを説明してください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。すみません。先ほど私の見解というか、例えば県のほうとの補助事業の中でプロポーザル等については、どのタイミングでできるのかところについての認識は、先ほどお伝えしたつもりでございます。準備行為として承認させるものではないので、そこはプロポーザルの実施まではできるだろうという認識なのですが、そこについては、法のどこにあるとかというところの根

拠はございません。

ただ、先ほどお伝えしましたが、6月、9月に、長期間というか、時間がかかるプロポーザル、契約してから、さらにまたその準備がかかるものについては、9月のほうの債務負担で上げさせていただいております。窓口業務委託であったり、給食センターも6月に議会のほうに上げさせていただいております。やはり私たちとしても、プロポーザルをするためには上限額の設定をしなければなりません。その上限額をもって相手方へ公募するときに、この金額の範囲内で応募してくださいという形になります。この上限額については、やはり議会のほうへ債務負担行為は承認いただいた上限額の範囲内でやるのが適切だと思っておりますので、債務負担を承認いただく前に公募をやっているという認識はございません。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。それはできるはずなのですよ。先ほど知念秀明委員から個別の、これは恐らく進められているでしょう、それなりに表記をするということは。そうだよ。いやいや、これは表記の間違いではないですよ。実施をしているのですよ。行政行為が既に進んでいるわけ。そうであれば、その案件については、9月議会だとか、もっと事前にやるべきだよという話。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。8番については、システム保守業務委託料でございますので、システム導入自体のプロポーザルを今からやるということではございません。あくまで保守管理委託をするということでございますので、プロポーザルを先にやっているという事実は、ここはないと思います。ここは私のほうの説明が誤っておりました。これは保守管理委託になりますので、システム導入業者のほうとの随意契約になってございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 以上で終わります。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

○プリティ宮城ちえ 委員 ちょっと質問し忘れたので。

○石川慶 委員長 何番ですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 GW2050 PROJECTS推進協議会のところです。

○石川慶 委員長 もう終わりました。すみませんけれども、担当部署に。よろしくお願いします。進めましょうね。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時34分）

【議題】

議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定について

○石川慶 委員長 議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 基本的な中身については、ちょっと改めて目を通して……。今回審議会からの答申の資料をいただきました。そこで、その資料における答申内容というのはどれですか。答弁内容はどこにありますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。答申をいただきましたのは、基本構想、こちらのほうの審議会で議論した、審議した内容を答申いたしますということで、このかがみ文をつけて市長のほうに答申されてございます。ただ、昨日の御質疑の中で、ただこれだけをお示ししても、どんな議論があったか分からないと思いましたので、昨日の答弁の際には、審議会からの意見、どのような意見があったのかということと、私どもの対応の方針、それもまとめた資料を提出させていただいたということで、本日A3の資料、両面になっておりますが、審議会で出た主な御意見と、それに対する私どもの回答内容、対応方針をまとめさせていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、細かくは結構ですけれども、市民からアンケート等を取っていますよね。そして、審議会の中でもいろいろ議論されたと思うのですけれども、そして最終的には字句の、文言の修正等がそこで整理されていますよね。その内容につきまして説明いただけますか。市民の声が、どこにどのように反映されているのかということも含めて。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。この基本構想案において、市民の御意見をどのように反映され、どのような字句の修正等があったかということでございます。

まず、一番先に御説明申し上げたいのは、将来都市像の部分でございますが、冊子のほうの35ページを開きいただきたいと思います。35ページ、こちらは今後10年間の本市の将来都市像となっております。昨日も御説明をさせていただきましたが、今回の将来都市像は、「ねたてのまち宜野湾 健やかに心豊かに育む未来」ということで、子育て・教育、健康づくり、また基地跡地利用の推進、この3つのほうを特に力を入れていく分野ということで、イメージをした将来都市像となっております。

昨日、市民アンケートの件についても御説明申し上げましたとおり、市民アンケートの結果を見ますと、やはり市民の方の関心が高く、現状では満足度がちょっと低めのものとしまして、やはり子育て支援、子育て環境の充実、また教育の振興、それから基地跡地利用の推進、こちらは非常に関心が高い。ところが、私たち今、西普天間住宅地区において健康医療拠点の形成に向けた取組を進めておりますが、市民の方々の健康に関する関心はあまり高まっていない。こちら特定健診の受診率の数字にも現れているかと存じます。やはりこれは大きな課題だなというふうに考えております。

そういった市民の方々の御意見、またそういった御関心を踏まえまして、審議会のほうでは、将来都市像について、どのようなキーワードの設定がよいかということを当局のほうから当初3つ案を準備しまして、審議会のほうに御提示をしました。その中で、今日お渡しした資料のほうのナンバー1から裏面のナンバー20、これは本当に様々もっと多くの御意見が出たのですが、重複した御意見などは整理させていただいております。

ナンバー1から20までの、かなり多くの将来都市像に対する御意見をいただきまして、当初3つの案で1つに絞ろうということでやっておりましたが、この3つのうちどれか1つということではなくて、その3つの内容を踏まえて、さらに委員の皆様の様々な御意見を全て取り入れた形で集約をしまして、最終的には審議会の会長のほうとも調整をいたしまして、現在の将来都市像という形となっております。なので、私たちの事務局からは提案させていただきましたが、審議会の委員の皆様から多々御意見をいただき、また市民のアンケートの結果も踏まえた将来都市像の文言となっているところであります。

また、そのほかにも様々御意見ございましたけれども、それについては21から26のほうにございまして、正直申し上げますと、ちょっとかなり細かい内容となっておりますので、説明のほうはすみません。お時間がかかりますから省略はいたしますが、こういった御意見をいただきまして、現在の将来都市像、また6つの基本目標の設定となっております。以上でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 審議会でいろいろと意見を聴取しながら、そしてまた字句の修正等も含めて整理をして答申を……。今後の流れなのだけれども、これはあくまでも10年間ににおける基本構想、そして構想の後に計画をつくっていく、計画の下に3年ローリング、皆さん方が具現化した実施事業を起こしていく、進めていく、その流れだと思うのだけれども、基本計画についても、それは議会の承認事項なのですね。よって、3月の定例議会には計画も議案として上がってくる流れだと思うのだけれども、その計画や構想については、その審議会に従って答申をもらいましたよね。計画についての審議会、審議会委員はどうなっているのか。そしてまた、計画の進捗はどの範囲まで進んでいるのか、説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑にお答えを申し上げます。宜野湾市振興計画審議会、本日名簿のほうを提出させていただいています。資料番号11のほうになりますので、現在の第五次前期基本計画策定時の審議会のメンバー、それから裏面のほうには第四次、つまり現行計画を策定した際の審議会のメンバーの一覧を掲載させていただいております。

今回宜野湾市振興計画審議会に諮問を行いましたのは、第五次総合計画に関して申し上げますと、基本構想の策定及び基本計画の策定まで含めて諮問を行っております。10月29日に答申を受けましたのは、まず基本構想の部分、こちらのほうの答申を受けております。現在、前期基本計画の審議の途中でございまして、答申のほうは1月末か、2月上旬頃、前期基本計画の答申を予定しております。

前期基本計画の進捗状況につきましては、先日の審議会のほうであらあら案は定まってきておりますが、現在12月5日から来年1月6日にかけて、市ホームページ上で前期基本計画のパブリックコメントを実施中でございます。なので、今現在も端末等で御覧になっていただければ、前期基本計画の現在の素案が御覧になれる状況でございます。

そのパブリックコメントを踏まえまして、最終的な審議会のほうでパブリックコメントを踏まえた字句の訂正と御承認をいただけましたら、その後前期基本計画の答申を1月下旬、もしくは2月上旬頃にいただくという手続の予定となっております。それを踏まえまして、市議会3月定例会のほうに前期基本計画案の提案を行ってまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 計画の答申が1月末から2月の初め、市民へのパブリックコメント、議会に対しても、その機会をいただきたいですね。これは議会サイドの話かもしれないけれども、議決事件に承認をして、向こう10年間の宜野湾市の将来、向こう5年間の具体的な計画、それは委員長、そういった日程の流れというのは大体分かりました。どう関わっていくかというのは、またこちらサイドの話として、ぜひともこういった機会だけではなくて、中身に入って行って、その辺一緒に共有しながら進めていくことは非常に重要ななと思っていますので、それはどのような対応をするか分かりませんが、できたら、その対応が可能なスケジュールを調整していただければと思いますので、その意見があった際には対応していただけないか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答え申し上げます。答申の日程等につきましては、先ほど申し上げたとおり、他の委員の方々、会長を含め日程の調整等ございますので、どうしても1月下旬から2月上旬頃になろうかと考えております。

ただいまの御意見につきましては、すみません。私のほうでちょっとお答えはなかなか難しい部分もございますので、持ち帰らせていただいて、また市長、副市長にも、このような御意見があったということはお伝えをしてまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 あくまでも議会の意思、議会の意見があった際には対応していただきたいというお話です。できたら、これは議決事件なので、計画で議決事件を持っているのは宜野湾市だけです、それは基本条例の中に挿入したから。にもかかわらず追加事件に追加したにもかかわらず、一議案としての取扱いで向こう10年間の、向こう5年間は見るというのはどうかと。これは議会サイドの話。ですから、そういった意見があった際には、ぜひとも意見を聞いてもらって対応していただければと思います。改めて議会サイドについても、せっかくの将来にわたる非常に重要な案件ですから、その対応ができるように委員長、副委員長にまた御苦労をおかけしますが、議会の総意を取り計らっていただいて、当局と議会とで調整していただきますようお願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 ありがとうございます。では、皆さんよろしいですか。

(「ちょっと1件だけいいですか。関連しているので」という者あり)

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 はい、大丈夫です。

○知念秀明 委員 16ページの中に県内の産業振興についてとあるのですが、本市の西海岸地域においては、沖縄コンベンションセンターを中心に商業、観光資源の集積がなされ、プロスポーツのキャンプ地に

もなっているなど、コンベンション・リゾート地区として市のにぎわいに寄与しています。構想の中で、審議会の中で話し合いをしていく中で、この西海岸をどうしていこう、もう少し観光リゾートとして、21世紀ビジョンと併せてオーシャンフロント構想と西海岸をもっともっと沖縄らしい、それで宜野湾市のにぎわい、観光地として発展していこうという意見がなかったのかどうか、お聞きします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えを申し上げます。本日お配りしたA3の資料、こちらのほうの裏面のナンバー24のほうを見ていただきたいと存じますが、ただいまの御質疑と直結する御意見かどうか、少し微妙な部分はございますが、こちらのA3の資料の24番、特に宜野湾市の西海岸地域は、サンゴが非常にきれいであるということで、宜野湾市は既にサンゴの保全に関する事業を実施しているところですが、やはり海を守る、サンゴを守るというところは、しっかりと取り組んでいただきたいという御意見をいただいております。

また、先ほど西海岸に関するということでの御意見ではあったのですが、西海岸に関する記述は、基本構想のほうにも多々出ておりますし、現在策定中の前期基本計画の中にも西海岸の開発に関する記述は多々ございます。ただ、委員の方から出た御意見としまして、西海岸だけではなくて、市全体の観光振興が重要ではないかというような御意見もいただいておりますので、その辺につきましては、また文言等、表現に配慮した形での計画の記載となってございます。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。基本構想というのは、宜野湾市の将来を、こうなりたいというのが基本構想だと思っています。そこに対して基本計画があって、それを実現するために実施計画があると思うのです。

この構想の中で、やはり西海岸、土地委員、審議会の皆さんも言っているとおり、今は住宅地があったり、工場があったり、運送会社があったりとか、そういった西海岸は多分宜野湾市は目指していなかったと思うのです。その中で、やはり構想の中で、向こうは沖縄の観光地の核となるような条件を備えていると思うので、その構想の中に、やはりこうしていきたい、そこに人が集える、観光客が宜野湾市に向かっていく、その構想はあっていいのかなということが、これは今の16ページの3行を読んでいると、もう完結したように見えるのです。完結しているのです。プロスポーツのキャンプ地になっているなど、コンベンションリゾート地としてのにぎわいに寄与しています。コロナウイルス感染症の影響により、西海岸施設の入場者数やイベント来場者は減少したものの、現在は回復傾向にあります。完結したように捉えられているのです。違いますよね。もっと西海岸は発展していきますよね、させていくのですよねということが、なかなか伝わらない。その辺も今からの計画の中に、どの段階で入れていくかは知らないですけども、入れていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑にお答え申し上げます。知念委員が今おっしゃっている16ページの5番、経済産業振興についての項目についてでございますけれども、こちら完結したような記載になっているのではないかと御指摘でございます。こちらは、この基本構想の構成としまして、16ページの状況は、9ページからの宜野湾市の現状というところを整理させていただいたものでございます。宜野湾市の現状と

しまして、市のにぎわいには寄与している状況がある。ただ、これで完結しているということではございませんで、その現状を踏まえて、さらに32ページからまちづくりの方向性というものを今整理しているところでございます。

具体的に申し上げますと、33ページをお開きいただきたいと思います。33ページは、その現状と課題を踏まえた宜野湾市のまちづくりの方向性を示したものでございます。こちらの④の地域経済の発展につながる産業振興、こちらの上から3行目の部分で、コンベンション・リゾート地区としての西海岸地域の魅力を生かした市全体での観光振興やにぎわいの創出と拡充を目指しますということで、こちらで宣言というか、方向性をお示した上で将来都市像につなげておりますので、基本構想ですので、あまり細かな具体的なことは書いてはございませんが、方向性としては、今後の西海岸の開発には取り組んでいくというような書きぶりとなっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。ここも見たのですけれども、イメージが構想ですから、こうやっていきたいということは、宜野湾市にとっても西海岸地域は、やはり経済にしても観光にしても資源の宝庫だと思っていますから、また重点的に基本計画に生かしていくのか、実施計画に生かしていくのかということも、またそれから考えていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私もサンゴの可能性というのは、すごい大きいと感じていて、それで名簿の提供ありがとうございました。有識者や地元の方とか、いろいろな方々が……、20名が定員なのですよ。その1人に海洋学、サンゴの専門家をぜひ入れていただきたいと思います。観光財産、希少価値の高いものがあります。専門家の方からも、やはり調査研究でさらにいいと思いますが、そういう点で増やすことはできないでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。審議会の委嘱については、既に令和5年12月に委嘱をさせていただきまして、2年間の委嘱という形を取らせていただきました。計画については、もう既に基本構想は本会議に上程させていただきまして、前期基本計画については、もう既にパブリックコメントの段階まで来ております。そのため今年度中、また委員の追加というのは、現時点では考えておりません。

サンゴの専門家を招聘したらいかにかということですが、総合計画は、先日来御説明申し上げておりますとおり、市の最上位計画として市の行政分野全て全般的に網羅的に幅広く記載した内容となっております。そのため、委員の選任につきましても、こういった幅広い分野を議論していただけるような人選を行っているところでございますので、今御提言のありましたサンゴの保全等、そういったものに関しましては、やはり総合計画に基づく、その下にぶら下がる、各課の策定する個別計画、また個別の事業、そういったところで実現していくものかなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 そういう段階に来たときには専門家をぜひ活用していただきたいと思います。

それと、もう一点ですが、1月末に答申が出てくるという話をしていたのですけれども、その後、こういうふうにつくろうとしていますというのを、市民に対して提示していくというのはできるのでしょうか。答

申がでて、決定していく場合に市民に対して市としては……。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 市民の方への周知、総合計画の内容、また市の方向性をどうやっていくかというのを示す方法としましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、12月5日より前期基本計画のパブリックコメントを現在実施中でございます。こちらのパブリックコメントの実施については、市報12月号にも、そのお知らせを掲載させていただいているところでございまして、答申後、議会への上程の際には、また改めて市民の方への周知のほうを市ホームページなどで行ってまいりたいというふうに考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、その答申が1月末に出たら、これがほぼ完成ということですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 この計画については、市長より振興計画審議会のほうに策定案づくりを諮問させていただいております。その諮問に基づいて市の附則機関である振興計画審議会のほうで案の作成を現在進めておりますので、答申は、その審議会の原案という形になります。それがそっくり案になるかということ、基本的には、最後は市のほうの庁議であったり、市長決裁であったり、最終的には市長のほうの了承を得て成案という形になりますので、その成案をもって議会への提案を図っていくという手続となります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その案ができたとき、市民が声を上げていくというのはできない。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 その市民の方の御意見を聞くための場としてパブリックコメントを今実施して、その周知を図っているところでございます。

○プリティ宮城ちえ 委員 つくり上げて、案ができる……。

○企画政策担当主幹 そういうことでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この18名の方の中で、宜野湾市の方は、ざっとでいいのですけれども、何名ぐらいですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 これは宜野湾市に在住の方ということでしょうか。個人情報にも当たるので、どなたがということは、申し上げるのは、ちょっと差し控えたいと思いますが、もちろんこの中にいらっしゃる方、何名かというのは、ちょっと何名かというのは、私も今、明確にカウントはしていないのですけれども、複数名の方、宜野湾市にお住まいの方はいらっしゃいます。あと、関係団体の方々は、どちらにお住まいかまでは、ちょっと私今存じ上げないのですが、宜野湾市内で就労されている方、商工会ですとか、自治会長会ももちろんそうですし、無認可保育園の園長会の方ももちろんそうですし、認可保育園の園長会の方、それからIT関係の企業の方など、宜野湾市にお住まいでない場合でも市内でこういった活動されている方、そういう方がほとんどでございまして、そういったメンバーの人選となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 パブリックコメントは、とても大切だと思うのですけれども、なるべく幅広い声

が反映されるといいなどの提案でした。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 進めてよろしいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めましょうね。

審査中の議案第97号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時03分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時34分)

【議題】

議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する討論を許します。まず、反対の討論を許します。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 お願いします。まず、令和6年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)に反対の立場で討論をいたします。

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 8号か、訂正します。

○我如古盛英 委員 77号、すみません。議案第77号、補正予算第7号、訂正します。補正予算(第7号) ……

○石川慶 委員長 8号。

○我如古盛英 委員 7号でいいですか。

(「議案第77号」という者あり)

○我如古盛英 委員 議案第77号は言いましたけれども……

(「ここは8号」という者あり)。

○我如古盛英 委員 8号になる……

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 その理由として、令和6年度宜野湾市一般会計補正、当初予算に対して、その動議組替えの案を出して採決した結果がありますので、その内容としては、10款6項1目の02の予算が国庫補助金、フッ化物洗口推進事業費ということで121万円、それから02がフッ化物洗口推進事業として項目があるわけで

すので、私たちは当初予算に動議を出して反対した経過がありますので、その整合性を保つために今回も補正予算に反対の立場で討論いたします。

ぜひ委員の皆様の御理解とそれから御賛同を得て採決していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○我如古盛英 委員 次に、賛成の討論を許します。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時37分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時37分)

○石川慶 委員長 それでは、反対の討論を許します。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど述べました理由で、議案第77号 令和6年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)に対する反対の討論といたします。

○石川慶 委員長 では、次に賛成の討論を許します。上地安之委員。

○上地安之 委員 休憩をお願いします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時38分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時52分)

○石川慶 委員長 次に、賛成の討論を許します。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 次に、反対の討論を許します。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 よろしいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第77号を挙手により採決いたします。本件については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○石川慶 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時53分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時53分)

【議題】

議案第 8 4 号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 5 号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 8 6 号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第84号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第85号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第86号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第84号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第 9 7 号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第97号 第五次宜野湾市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第97号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第 9 8 号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第98号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第98号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第18号 学生議会開催について

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

○石川慶 委員長 次に、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第18号 学生議会開催について、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願についてお諮りいたします。

本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(閉会時刻 午後0時58分)